

新・生物多様性国家戦略の
実施状況の点検結果(第3回)
(案)

平成 17 年 9 月

生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議

新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果（第3回）

<目次>

はじめに

「『新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果（第1回及び第2回）』を踏まえた施策の方向について（意見）」の対応状況 2

1. 生物多様性及び新国家戦略の理念の深化と普及啓発について 2

（1）国民一般への普及啓発 2

（2）地方公共団体等への普及啓発 4

2. 関係省庁が実施している環境調査について 5

生物多様性の危機への対応 9

1. 「第1の危機」への対応 9

2. 「第2の危機」への対応 10

3. 「第3の危機」への対応 12

主要テーマ別取扱方針に関する点検結果 15

1. 重要地域の保全と生態的ネットワーク形成 15

（1）重要地域の保全 15

（2）生態的ネットワークの形成 18

2. 里地里山の保全と持続可能な利用 19

3. 湿原・干潟等湿地の保全 21

4. 自然の再生・修復 23

5. 野生生物の保護 25

（1）種の絶滅の回避、猛禽類保護への対応、海棲動物の保護と管理 25

（2）野生鳥獣の科学的・計画的な個体群管理システムの確立 28

（3）移入種（外来種）問題への対応 29

6. 自然環境データの整備 32

（1）生態学、分類学を中心とした基礎的研究や、関連する応用的研究の推進 32

（2）自然環境保全基礎調査の質的転換 32

（3）情報の共有と公開 34

7. 効果的な保全手法等 35

（1）効果的保全のための様々な手法の活用、環境アセスメントの充実 35

（2）国際的取組 36

具体的施策の展開に関する点検結果 41

1. 国土の空間的特性、土地利用等に応じた施策 41

（1）森林・林業 41

（2）農地・農業 48

(3) 都市・公園緑地・道路	51
(4) 河川・砂防・海岸	55
(5) 港湾・海洋	63
(6) 漁業	66
(7) 自然環境保全地域・自然公園	70
(8) 名勝・天然記念物	72
2 . 横断的施策	73
(1) 野生生物の保護と管理	73
(2) 生物資源の持続可能な利用	80
(3) 自然とのふれあい	86
(4) 動物愛護・管理	89
3 . 基盤的施策	90
(1) 生物多様性に関する調査研究・情報整備	90
(2) 教育・学習、普及啓発及び人材育成	94
(3) 経済的措置等	98
(4) 国際的取組	100

< はじめに >

新・生物多様性国家戦略（以下「新国家戦略」という。）は、平成14年3月27日に地球環境保全に関する関係閣僚会議において決定されています。この新国家戦略は、政府全体として「自然と共生する社会」を実現することを目的に、自然環境とこれらに関する施策等の全般を論じるとともに、保全だけではなく、広範な分野、領域における持続可能な利用の観点も重視した、自然の保全と再生のトータルプランとして策定されています。

この新国家戦略に基づく施策の着実な推進を図るため、毎年、国家戦略の実施状況を点検することとしています。

第1回点検は平成15年11月に、第2回点検は平成16年11月にそれぞれとりまとめられており、中央環境審議会から以下の意見がなされています。

第1回点検意見概要

点検の方法について、関係省庁の取組を十分に反映しつつ、生物多様性上の課題について体系的に点検を行うこと、また、地方自治体、企業、民間団体の取組についても情報を収集し点検することが重要であること

関係省庁が実施している環境調査について、連携が図られるよう枠組みの整備が必要であること

新国家戦略の普及・啓発に努めること

生物多様性の理念について議論を深めること

第2回点検意見概要

生物多様性について具体的な認識を高める戦略が必要であること

生物多様性や新国家戦略の普及・啓発については、一般だけでなく、地方公共団体に対しての実施も重要であること

地域における取組に対しては、専門家が関わる体制づくりや、地域におけるコーディネーターの機能強化といったことが重要であること

平成17年度に実施する点検に当たっては、新国家戦略の施策の進捗状況に加えて、これらの指摘についての対応状況についても報告を行っています。

第3回点検については、生物多様性国家戦略省庁連絡会議の担当者会議を平成17年4月12日に開催するとともに、関係省庁の自主的な点検に着手し、とりまとめを行っています。

「『新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果(第1回及び第2回)』 を踏まえた施策の方向について(意見)」への対応状況

1. 生物多様性及び新国家戦略の理念の深化と普及啓発について

(1) 国民一般への普及啓発

第2回点検時に報告した一般の方々2,000人を対象としたアンケート結果からは、「生物多様性」という言葉を知っている、あるいは聞いたことがあると回答した割合は約3割、さらに「生物多様性国家戦略」を知っている、あるいは聞いたことがあると回答した割合は6.5%にとどまるということが明らかになりました。合同部会からも「生物多様性」や「生物多様性国家戦略」といった言葉の理解を期待するだけではなく、具体的な認識を高める戦略が必要であるとのことご意見をいただきました。これは、「生物多様性とは何か?」「生物多様性はなぜ重要なのか?」といった本質的な認識を理解してもらうことにも相当しますが、いずれもわかりやすく説明できていないのが現状です。

「生物多様性」は生物多様性条約では「すべての生物の間の変異性をいうものとし、種の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されています。また、新国家戦略では「生物多様性」の意味として 人間生存の基盤、 世代を超えた安全性、有用性の源泉、 豊かな文化の根源を示しています。これは生物多様性という概念が、単一の考え方では整理できなく、様々な側面からのアプローチがあるためと思われます。我々の自然観や価値観等が多様であることと同様に、生物多様性に対する認識も人それぞれで多様であると思われます。

そこで、環境、特に生物多様性に関心を持つジャーナリストと連携して、生物の専門家はもとより、文化、芸術、哲学など各方面の有識者の方々(表1)に対して、生物多様性に関して、その方の人生観に根ざしたものも含めて、様々な観点からインタビュー取材を実施しました。多様な有識者の生物多様性に対する、多様な認識をジャーナリストの視点で解説して頂き、それを雑誌に連載して広報しています。さらに、それらを取りまとめて出版物とし、広く普及啓発していく予定です。このような取組から生物多様性に関する国民の認識が高まってくることを期待しています。

また、第2回点検の審議において、最近では学校で環境教育・環境保全ということを教えているが、むしろ高齢者の方が自然環境へ関心が高いことや年齢層が若くなればなるほど、植物・動物の具体的な名前が出てこなくなるといったご指摘いただきました。そこで、中高生程度以上を対象にした、生物多様性に関する理解が深まるような小冊子を生態学の専門家や中学・高校の教諭などと協力して作成しているところです。小冊子としては、できるだけ自然や身近な環境に関わる実体験に結びつくものとなるよう内容に工夫を図っています。

表1：インタビューした有識者とテーマの一覧

有 識 者	テ ー マ
柴田 敏隆 (コソバ・シヨースト、日本自然保護協会理事)	自然保護と生物多様性、そして日本文化
三島 次郎 (桜美林大学教授)	自然って何？
岩槻 邦男 (兵庫県立人と自然博物館館長、東京大学名誉教授(植物分類学))	わが人生と生物多様性
永田 芳男 (植物写真家)	日本の絶滅危惧植物を撮り続けて
内山 節 (哲学者、立教大学大学院教授)	村のくらしから見る地域社会と自然の関わり
岡安 直比 (サル学者、WWFジャパン自然保護室長)	メスザルに学ぶ生物多様性
小久保 隆 (環境音楽作曲家、音環境デザイナー)	都市生活者と自然をむすぶ音楽の力
丸山 茂徳 (東京工業大学大学院理工学研究科教授(地球惑星科学))	生物多様性の歴史 ～環境問題、人間中心主義、政治、行政とマスコミ
南 正人 (株)ピッキオ代表取締役社長)	保全めざしたエコツーリズムの確立
濱田 隆士 (日本科学協会理事長、東京大学名誉教授(古生物学、地球環境変遷史))	生物多様性の表現 ～マンモスはなぜ絶滅したのか
萱野 茂 (二風谷アイヌ資料館館長、元国会議員)	アイヌの「心」が教えてくれるもの
レスター・ブラウン (ワールドウォッチ研究所創設者、元米国農務省国際農業開発局長)	アーバン・エコロジー(都市の中の自然)における生物多様性
那須 正幹 (児童文学者)	自然と遊んだ体験が創作の源に ～子供を魅了する「昆虫少年」の心
高野 肇 (森林総合研究所多摩試験地主任研究官)	アカガシラカラバスト研究から見た小笠原諸島
羽山 伸一 (獣医師、日本獣医畜産大学獣医学部助教授)	生物多様性回復のために ～保護管理と再導入
加藤 尚武 (前鳥取環境大学学長)	自然保護と生物多様性 ～なぜ生物は絶滅させてはいけないのか
毛利 衛 (日本科学未来館館長、宇宙飛行士)	生物種のひとつ人類はどこに
佐藤 昭人 (藍師、国の無形文化財)	天然の色を後世に伝える

(敬称略)(掲載順はインタビュー順)

（２）地方公共団体等への普及啓発

第２回点検の審議において、都道府県や市町村の方々は新国家戦略のことを知らない方々が多いのではないか、地方公共団体の生物多様性の確保において、新国家戦略について知っているとは効果的な取組となるので、地方公共団体への普及に努める必要があるとのご意見をいただきました。

環境省では、都道府県や市町村の職員等を対象に、「自然環境研修」、「環境教育研修」等の研修を毎年実施しています。これらの研修では、「生物多様性の保全」、「里地里山における自然環境保全」、「生態系に配慮した地域づくり」などの講義をはじめ、ネイチャーゲームなど体験型のカリキュラムの中で、生物多様性保全の重要性とともに、新国家戦略について普及啓発を行っています。また、「自然解説指導者育成事業」では、自然公園内のビジターセンター等自然解説施設で自然解説を担当する職員や地方公共団体において自然とのふれあいに関する業務を担当する職員に対し、生物多様性保全を含んだ自然解説等の研修を行っています。その他にも、定期的に都道府県の自然環境行政担当職員を対象とした全体会議を開催し、国による生物多様性保全に対する取組の説明や意見交換の機会等を通じて、新国家戦略の普及を行っています。

国土交通省では、都道府県や市町村の職員等を対象として、「河川環境研修」等の研修を毎年実施しています。これらの研修では、「生態系に配慮した川づくり」、「河川事業の各段階における環境の捉え方」、「環境教育」等の講義をはじめ、自然再生計画等を策定するグループ討議や現地実習を実施しています。また、自然共生研究センター（岐阜県）においては、３本の実験河川等を用いた河川環境全般に関する調査・研究を進めていますが、同センターには地方公共団体からも多くの職員が視察に訪れ、地方公共団体等における職員の意識の高揚の一助となっています。また、同センターに隣接して、河川における生物多様性を含んだ、川と共生するための知識と技術を、体験を通じて学ぶことができる施設である「水辺共生体験館」を平成17年４月に整備しました。当施設を活用した生物多様性の普及啓発の促進を図ることとしています。

他の各省においても、地方公共団体の各所管担当職員や市民も交えて、研修、講習会、シンポジウム等を通して、生物多様性保全について普及啓発を図っています。

しかし、地方公共団体の職員への新国家戦略の普及は十分とはいえない状況であり、今後なお一層、地方公共団体をはじめとして、市民団体、一般の方々へ新国家戦略のより効果的な普及を図ることを検討・実施していくことが重要と考えています。

2. 関係省庁が実施している環境調査について

第1回点検の審議会において、「各省庁が実施している自然環境調査（特に生物調査）について、連携を図り、今後できるだけ各機関のデータが相互に利用し合えることが望ましい」とのご意見をいただきました。関係省庁の各部局（環境省自然環境局、農林水産省農村振興局、林野庁森林整備部、国土交通省河川局、国土交通省港湾局）で、ワーキンググループを一昨年に設置し、連携を図るための検討を進めてきました。全国規模で行われている動植物の調査（環境省「自然環境保全基礎調査」、農林水産省農村振興局「農業農村環境情報整備調査」、林野庁「森林資源モニタリング調査」、国土交通省河川局「河川水辺の国勢調査」）について、各調査データの相互利用の可能性や、一般への公開に向けた調査データの内容を確認するため、試行的にデータ整理を実施しました。

（1）4省庁の自然環境調査の概要

自然環境保全基礎調査（環境省自然環境局） 動植物分布調査（種の多様性調査） 植生調査

調査概要	動植物分布調査は、哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、淡水魚類、昆虫類等について、その全国分布を把握する目的で調査実施。 植生調査については、全国調査を実施し、第2回から第5回基礎調査では5万分の1植生図を作成し、第6回から第7回基礎調査（現在実施中）では2万5千分の1植生図を作成。		
調査項目	動植物分布調査 植生調査	哺乳類、両生類、爬虫類、鳥類、淡水魚類、昆虫類分布 植生調査（組成、優占種調査）	
実施年度 実施状況	第2回	動植物分布調査 (昭和53～54年度) 植生調査 (昭和53～54年度)	哺乳類8種、鳥類257種、両生類・爬虫類34種 淡水魚類44種、昆虫類 都道府県ごとに50～100種を報告 5万分の1植生図で全国の約半分の608面
	第3回	動植物分布調査 (昭和58～59年度) 植生調査 (昭和58～59年度)	哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、淡水魚類、昆虫類、陸産および淡水産貝類 2,067種報告 5万分の1植生図で第2回調査の残りの685面
	第4回	動植物分布調査 (昭和63～4年度)	鳥類を除き第3回調査と同一 鳥類以外では2,253種報告。鳥類は集団繁殖地や集団ねぐらをつくる種に限定し22種報告
	第5回	動植物分布調査 (平成6～11年度) 植生調査 (平成5～10年度)	都道府県委託と専門家調査の2種類を実施。 専門家調査では2,686種報告 LANDSATによる全国の5万分の1植生図で衛星土地改変植生図を作成。データをGIS化
	第6回	動植物分布調査 (平成12～15年度) 植生調査 (平成11～16年度)	中・大型哺乳類（サル、シカ、クマなど）及び鳥類の生息状況調査 2万5千分の1植生図として全国調査を継続実施。

農業農村環境情報整備調査(農林水産省農村振興局)

調査概要	農村地域の生態系等の自然環境情報について広域農業地域を対象に現地調査を実施するとともに、既存環境情報と併せてデータベース化等を実施し、土地改良事業計画作成のための調査の効率化と質的向上を目指すもの。 調査対象は主に農業用排水路、ため池などの土地改良施設。 現地調査は原則、年4回実施。
調査項目	魚類、貝類、甲殻類、爬虫類、両生類、昆虫類、植物、鳥類、哺乳類
実施年度	平成14～18年度(5箇年)
実施状況	平成16年度までの調査箇所数は約400箇所

森林資源モニタリング調査(林野庁森林整備部)

調査概要	持続可能な森林経営の推進に資する観点から、森林の状態とその変化の動向について把握・評価するため、全国統一手法で行われている調査。 調査は国有林については林野庁森林管理局が、民有林については都道府県が実施。 調査は全国を4km間隔で区切った格子点上の0.1haの円形プロットで行われ、地況等調査、立木調査等を実施。 調査地点は全国で約15,700地点あり、調査は5年周期で一巡するように実施。
調査項目	地況等調査、立木調査、伐根調査、倒木調査、下層植生調査
実施年度	1巡目(平成11～15年度)
実施状況	2巡目(平成16年度～)

河川水辺の国勢調査(国土交通省河川局)

調査概要	全国109水系の1級河川及び主要な2級河川や直轄・水質源機構管理のダム及び補助ダムについて、河川環境の整備と保全のため、河川環境に関する基礎情報の収集整備を目的として行われている調査。 調査地点は全国で約20,000地点。 5年で各調査項目を一巡するように実施。現在は、第3巡目の調査中。
調査項目	魚介類、底生動物、植物、鳥類、両生類・爬虫類・哺乳類、陸上昆虫類等の6項目の生物調査、河川調査及び河川空間利用実態調査
実施年度	平成2年度から調査開始
実施状況	平成16年度については、148河川で調査

(2) 4省庁の自然環境調査データの重ね合わせ事例

4省庁の自然環境調査データは、それぞれがGIS情報として使用可能であることを基本として作成されています。そこで、GISデータとして相互にデータ利用が可能かどうかを検証するため、試行的に岡山県南部地域(岡山市周辺)を対象として、4省庁の自然環境データを整理しました。調査データを相互利用して重ね合わせた事例を図1～3に示します。

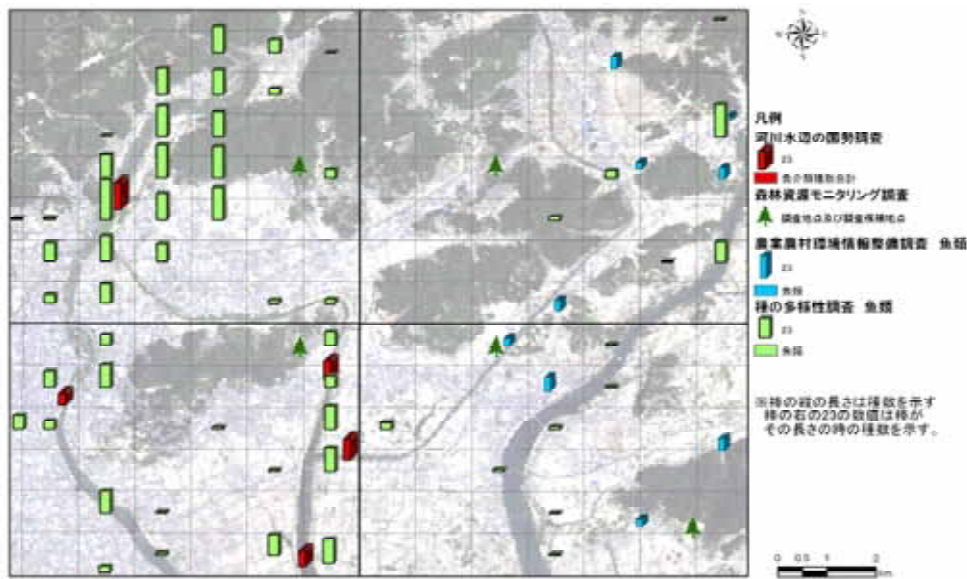


図1 4省庁調査結果の重ね合わせ事例

* 河川水辺の国勢調査、農業農村環境情報整備調査、自然環境保全基礎調査種の多様性調査の魚類調査の結果及び森林資源モニタリング調査の調査地点を示した。

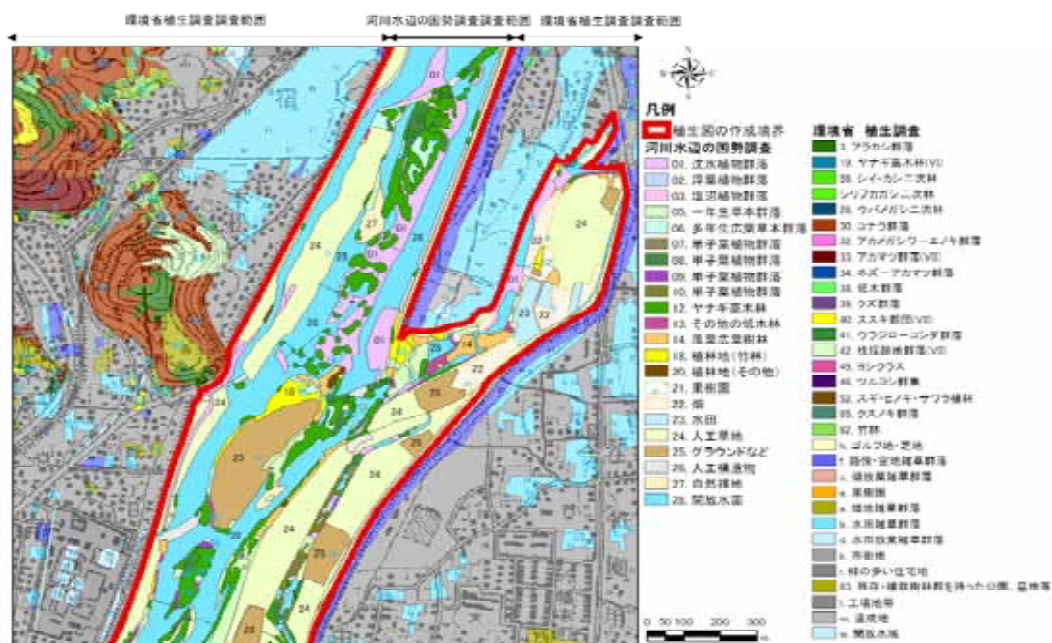


図2 植生調査の重ね合わせ事例

* 河川区内を河川水辺の国勢調査の植生図（縮尺1/2,500）で、河川区域外を自然環境保全基礎調査の

植生図（第6回、縮尺1/25,000）で重ね合わせて図示した。

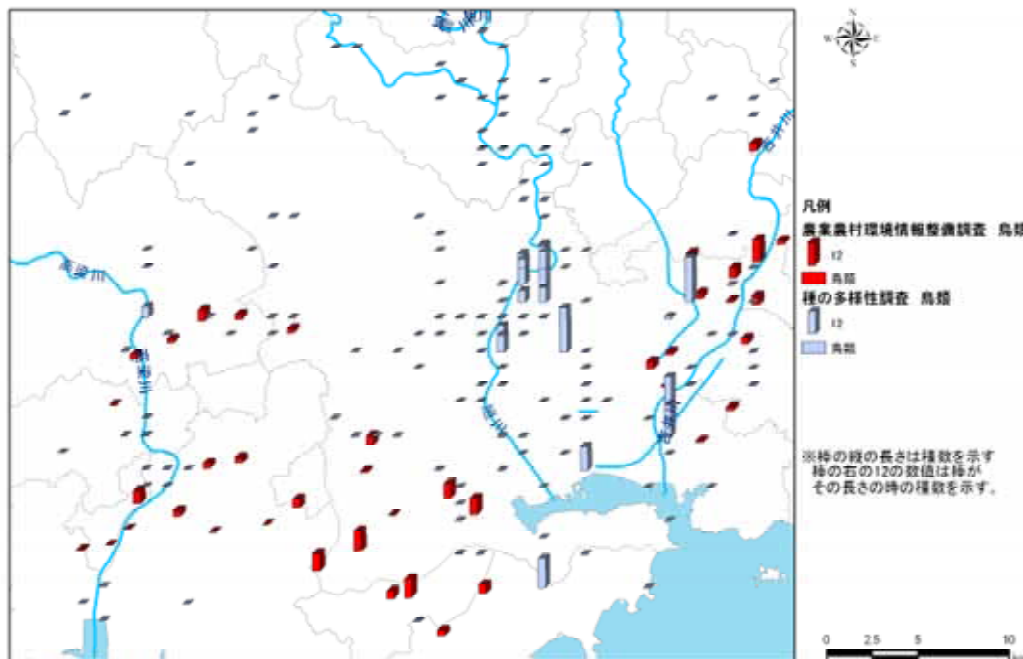


図3 鳥類調査結果の重ね合わせ事例

* 農村環境情報整備調査、自然環境保全基礎調査種の多様性調査それぞれについて、鳥類の確認種数を縦棒の長さで示した。

（3）試行的整理のまとめ

4省庁の生物調査等の自然環境調査について、相互に調査データを試行的に整理比較したところ、GISデータとしての利用を前提として、相互利用が可能であることが確認できました。但し、独自の情報入力システムをもつ調査については、現状では、国内で汎用的に利用されているGIS情報ソフトでは、そのままのデータ形式では利用できないものがあり、相互利用、又は一般公開に当たっては、データ形式を簡便な手法で変換して提供するなどの対応が必要と考えられ、現在こうした対応を図っています。

現在のところ、4省庁の自然環境調査は、一般公表済みでかつ継続実施中の調査と、公表に向けて準備中である調査とがあり、それぞれに進行段階が異なる状況です。公表準備中の調査が、順次公開されることによって、各省庁の相互利用若しくは一般レベルでのデータ利用がさらに進むことが期待されます。各省庁の自然環境調査は、それぞれの調査目的やデータの活用方法があり、調査手法が異なる点等も踏まえつつ、関係省庁が実施する自然環境調査の今後一層の連携を進めていく予定です。

生物多様性の危機への対応

新国家戦略では、我が国の生物多様性の現状を踏まえた危機の構造を、3つの原因、結果から以下のように大別しています。

人間活動ないし開発が直接的にもたらす種の減少、絶滅、あるいは生態系の破壊、分断、劣化を通じた生息・生育域の縮小・消失

生活・生産様式の変化、人口減少など社会経済の変化に伴い、自然に対する人為の働きかけが縮小後退することによる里地里山等における環境の質の変化、種の減少ないし生息・生育状況の変化

近年問題が顕在化するようになった外来生物等による生態系の攪乱

新国家戦略では、これらを、それぞれ「第1の危機」、「第2の危機」、「第3の危機」として、原因と対応を記述しています。

第2回点検以降に実施したこれらの危機への主な対応状況は以下のとおりです。

1. 「第1の危機」への対応

新国家戦略では、人間活動に伴う負の影響要因が招く第1の危機に対して、保全を強化すること、再生・修復を積極的に進めることとしています。

(1) 保全の強化

- ・足摺宇和海国立公園において、海中公園地区を拡張指定(2箇所)及び新規指定(3箇所)(合計約26ha)するとともに、アカウミガメ産卵場陸地の保全のために乗入れ規制地区を指定しました。
- ・水郷筑波国立公園に隣接する湿地136haを新たに公園に指定しました。
- ・ダイトウオオコウモリ等の希少鳥獣の生息地として、新たに大東諸島を国指定鳥獣保護区(4,251ha)に指定しました。オオセッカ等の希少鳥獣の生息地として、新たに仏沼を国指定鳥獣保護区(737ha)に指定しました。また、マガン等の渡り鳥の集団渡来地として、新たに蕪栗沼・周辺水田を国指定鳥獣保護区(3,061ha)に指定しました。
- ・保護林の新規設定(3箇所)(約1千ha)及び拡張(約1千ha)を行いました。また、保安林の計画的指定(約114万ha)を行いました。
- ・平成17年7月の第29回世界遺産委員会において、「知床」が我が国で3番目の世界自然遺産として登録されました。世界自然遺産の登録基準のうち、「生態系」及び「生物多様性」の各登録基準に合致すると評価されました。「生態系」の観点では、季節海水の形成による影響を大きく受け、特異な生態系の生産性が見られるとともに、海洋生態系と陸上生態系の相互関係の顕著な見本であると評価されました。また、「生物多様性」の観点では、知床にはシマフクロウ、シレットコスミレなどの多くの希少種が見られ、多くのサケ科魚類、海棲哺乳類、渡り鳥類等にとって世界的に重要な地域である点が評価されました。登録に際して、今後、海域管理計画やサケ科魚類管理計画の策定等の実施が求められています。人類の宝として後世に残すためにも

一層の適切な保全・管理が求められます。また、世界自然遺産の候補地として選定されている「小笠原諸島」及び「琉球諸島」については、保護区の設定・拡充などの保護担保措置の充実に向けた検討を関係地方公共団体等とともに進め、ユネスコへの推薦に向けた準備を進めていきます。

- ・平成17年11月開催予定のラムサール条約第9回締約国会議期間中に、新たに20箇所の国指定鳥獣保護区特別保護地区（予定箇所を含む）国立公園及び国定公園に指定されている湿地について国際的に重要な湿地（ラムサール条約湿地）として登録できる見込みです。

（２）再生・修復

- ・自然再生推進法は、施行から２年以上が経過し、自然再生推進法に基づく自然再生協議会が全国で15箇所（平成17年７月末現在）で設立されています。その協議会構成員だけでも750名超となっており、自然再生に取り組む方々は着実に増加しているといえます。15箇所の協議会のうち、半数弱の６箇所の協議会で全体構想が策定されており、檜原湿原と神於山の２箇所の自然再生協議会では事業実施計画が策定されました。現在、設立準備中のものも含めて、今年度中には協議会の総数が20を超えることが見込まれており、全国各地で様々な主体による自然再生の取組が着実に前進しています。平成17年６月には自然再生専門家会議が、７月には自然再生に係わる関係省庁の局長級レベル会合である自然再生推進会議が開催されました。今後関係省庁が協力して、各地での自然再生の取組を支援していくことが重要です。
- ・関係行政機関において、補助事業も含め、河川、湿原、干潟、藻場、里地、里山、森林等合わせて155箇所（平成17年３月現在）で自然再生のための調査や事業を実施しています。

２．「第２の危機」への対応

里地里山等における人為の働きかけが縮小後退することによる第２の危機に対しては、対象地域の自然的・社会的特性に応じて人為的な管理・利用を行っていくための新たな仕組みの構築、人と自然の関係の再構築という観点に立った対応が必要とされています。

里地里山等の二次的自然の保全・再生に関する事業が平成16年度より各省庁により展開されています。

・里地里山保全・再生モデル事業

環境省では、平成16年度から、全国４地域で、「里地里山保全・再生モデル事業」を実施しています。これは、国（環境省、農林水産省、国土交通省等）、地方公共団体、専門家、地域住民、NPO等が連携・協力して、保全再生のための体制づくりを行い、地域戦略の策定、保全管理の実践、再生整備の実施、普及啓発等を行っていくものです。それと同時に、これらのモデル的取組を全国に発信することを通じ、全国各地の様々な主体による里地里山における保全・再生活動を促進していきます。

- ・ 文化的景観の保存・活用事業、文化的景観保護推進事業

文化庁では、平成16年に、文化財保護法の一部改正案を提出し、第159回通常国会において、棚田、里山等の人と自然との関わりの中で作り出されてきた「文化的景観」を新たに保護の措置を講ずべき文化財として位置づけ、適切な保存・活用を図っていくこととなりました。

また、平成16年、17年の2カ年計画で「文化的景観の保存・活用事業」を立ち上げ、地域住民・NPOや地方公共団体の協力を得て文化的景観の保存管理及び整備活用のための計画策定のモデル的な検討を全国9地域で実施しています。その成果を今後の文化的景観の保護制度の運用に利用していきます。また、平成17年度から「文化的景観保護推進事業」として補助制度を創設し、文化的景観の保存活用のために行う調査、保存計画策定、整備、普及・啓発に関する事業に対して補助することになっています。

- ・ 田園自然環境保全・再生支援事業、田園自然環境保全整備事業

農林水産省では、田園における自然再生の取組として、農地や水路での自然環境の保全・再生活動をソフト面で支援する「田園自然環境保全・再生支援事業」を平成15年度より開始しました。この事業は、農業関係者だけでなく地域住民やNPO等も参加した、植栽、小ビオトープの造成、冬水湛水及び清掃・除草を行う体制づくり等への個別地区における支援や、農村地域での自然再生に関連する情報の収集・発信、シンポジウムの開催を通じた地域住民やNPO等への情報提供等を講じることによって、田園の自然環境の保全・再生活動を支援します。平成16年度は54地区において実施しました。また、水田と水路のネットワークのための魚道、ビオトープの環境創造型整備や地域住民等の維持管理活動の活性化を図った環境整備等を実施する、ハード的事業である「田園自然環境保全整備事業」を平成16年度から開始し、平成16年度は25地区で実施しました。これらの事業は、平成17年度からは、「元気な地域づくり交付金」として統合することにより、地域の創意と工夫を活かしながら総合的に推進できる制度としております。このような事業を通して、地域住民、NPO等と連携しつつ、ソフト、ハード両面で農村地域における身近な自然環境の保全・再生を推進しています。

- ・ 国民参加の緑づくり活動推進事業のうち里山林自然・文化体験活動の促進、共生林の多様な利用活動推進事業

身近な里山林や都市近郊林については、生活環境の保全、地域独自の景観形成等の役割に加え、地域住民や都市住民の参加による多様な森林内活動や交流活動の場として新たな役割を発揮することへの期待が高まっています。林野庁では、平成16年度より里山林における多様な利用活動を推進するため、森林所有者と利用者との里山林利用協定の締結促進、利用活動の立ち上げ支援や里山林等を活用した健康づくりのための活動等を支援しているところです。平成17年度からは新たに創設した「森林づくり交付金」に統合することにより、地域の創意と工夫を活かしながら里山林における多様な利用活動を推進できる制度としております。

- ・緑地環境整備総合支援事業

国土交通省では、都市域における水と緑のネットワークの形成を推進するため、地方公共団体の取組に対し総合的な支援を行う「緑地環境整備総合支援事業」を平成16年度に創設しました。この事業は、地方公共団体の策定する緑の基本計画等に基づき、都市公園の整備、特別緑地保全地区等における緑地の保全、市民緑地の公開に必要な施設の整備等の総合的な実施を支援し、里地里山の保全・活用、都市域における緑の骨格軸、緑の拠点等の形成を推進するものです。

上記のどの事業による取組も、行政、専門家、NPO、地域住民等の多様な主体に連携・協働を求めるものです。これは、第1の危機に対する対応の1つでもある自然再生の取組体制とも共通します。人為の働きかけが縮小すること起因した二次的自然に対する第2の危機に対しては、人為的な管理・利用を行っていくための新たな仕組みの構築が必要であるという観点から、様々な主体の参画による新たな体制の構築が各省庁の事業を通して進められているところです。多様な主体の参画においては、行政と住民、行政と専門家といった線状のつながりだけではなく、各主体が有機的なネットワーク型の協働体制が今後各地の里地里山の活動地区で作られていくことが必要です。各省庁の事業展開を通じて、良い事例づくりが図られ、さらにそれらを全国に普及していくことが重要です。

3. 「第3の危機」への対応

外来生物等による生態系の攪乱の問題については、生物多様性に与える影響が甚大であること等の認識の下、外来生物が及ぼす影響に関する科学的知見の収集を基礎としながら、侵入の予防、侵入の初期段階での発見と対応、定着した外来生物の駆除・管理の各段階に応じた対策を進める必要があるとしています。

平成16年6月に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下、「外来生物法」という。)が制定されました。外来生物法では、生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるもの、あるいは与えるおそれのある侵略的な外来生物を「特定外来生物」として指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などを規制するとともに、国等による野外にいる特定外来生物の防除等の措置を講ずることとしています。

法律制定後から施行に向けた準備を行い、平成17年6月1日から施行され、特定外来生物の飼養等が規制されるとともに、防除が実施されています。

(1) 特定外来生物の指定と飼養等の原則禁止

- ・アライグマ、オオクチバス等の37種類の外来生物(表2)を特定外来生物(第一次指定)として政令で定め、平成17年4月に閣議決定しました。6月1日の外来生物法施行に伴い、一次指定37種類の特定外来生物の飼養・栽培・保管・

運搬等を原則禁止しました。今後、普及啓発を促進していくことが重要です。

- ・ 第一次指定に続き、第二次指定に向けた選定作業・所要手続きの準備を実施しています。
- ・ 今後、文献情報に加え、専門家会合の討議において、被害についての科学的知見があると判断されたものから指定の手続きを進めていくことが重要です。

表 2：特定外来生物（第一次指定）リスト

分類群	種 名	種類数
哺乳類	フクロギツネ、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、ヌートリア、クリハラリス、トウブハイイロリス、カニクイアライグマ、アライグマ、ジャワマングース、キョン	11種
鳥類	ガビチョウ、カオグロガビチョウ、カオジロガビチョウ、ソウシチョウ	4種
爬虫類	カミツキガメ、グリーンアノール、ブラウンアノール、ミナミオオガシラ、タイワンスジオ、タイワンハブ	6種
両生類	オオヒキガエル	1種
魚類	チャネルキャットフィッシュ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス	4種
無脊椎動物	キョクトウサソリ科全種、ジョウゴグモ科のうち 2 属全種、イトグモ属のうち 3 種、ゴケグモ属のうち 4 種(セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ、ジュウサンボシゴケグモ、クロゴケグモ)	1科4属 (5種類)
昆虫類	アルゼンチンアリ、アカカミアリ、ヒアリ	3種
植物	ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ミズヒマワリ	3種
	合 計	1科4属 32種 (37種類)

(2) 特定外来生物の防除

- ・ 第一次指定の特定外来生物のうち、野外で被害が確認されているジャワマングース、アライグマ、オオクチバス等の20種類の特定外来生物(表 3)について、その防除の公示を実施しました。
- ・ 全国に広範に分布して生態系等に被害を及ぼしているオオクチバス・コクチバス・ブルーギルについて、防除の指針を作成して公表しました。
- ・ 奄美大島及び沖縄やんばる地域におけるジャワマングースの防除事業、西表島のオオヒキガエルの監視事業を実施するほか、アライグマ、オオクチバス等に係る防除モデル事業を実施しています。
- ・ 今後、輸入規制のための水際体制の確立や防除手法の確立など、法律の施行実施体制の整備強化が求められます。

表 3：防除の告示をした特定外来生物リスト

	特定外来生物	主務大臣		防除を行う 区域	防除を行う 期間
		環境大臣	農林水産大臣		
1	タイワンザル	○	-	全国	H23.3.31まで
2	アカゲザル	○	-	全国	H23.3.31まで
3	ヌートリア	○	○	全国	H23.3.31まで
4	クリハラリス	○	-	全国	H23.3.31まで
5	アライグマ	○	○	全国	H23.3.31まで
6	ジャワマンゲース	○	○	鹿児島県奄美大島及 び沖縄県沖縄島	H27.3.31まで
7	キョン	○	○	千葉県及び東京都伊 豆大島	H23.3.31まで
8	カミツキガメ	○	-	全国	H23.3.31まで
9	グリーンアノール	○	-	全国	H23.3.31まで
10	タイワンハブ	○	-	沖縄県沖縄島	H23.3.31まで
11	オオヒキガエル	○	-	全国	H23.3.31まで
12	チャリキャットフィッシュ	○	-	全国	H23.3.31まで
13	ブルーギル	○	○	全国	H23.3.31まで
14	コクチバス	○	○	全国	H23.3.31まで
15	オオクチバス	○	○	全国	H23.3.31まで
16	セアカゴケグモ	○	-	三重県、大阪府、兵 庫県、奈良県及び和 歌山県	H23.3.31まで
17	アルゼンチンアリ	○	-	広島県及び山口県	H23.3.31まで
18	ナガエツルノゲイトウ	○	-	全国	H23.3.31まで
19	ブラジルホドメグサ	○	-	全国	H23.3.31まで
20	ミズヒマワリ	○	-	全国	H23.3.31まで

主要テーマ別取扱方針に関する点検結果

新国家戦略では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関し、特記すべき主要な個別テーマについて、第3部第1章で示された 保全の強化、自然再生、持続可能な利用の3つの基本的方向を踏まえつつ、施策の取扱方針を示しています。これらのテーマ毎に示された施策の取扱方針は、この新国家戦略の計画期間中に、実効性のある具体的施策が展開されるよう示されたものです。

なお、点検方法については、第2回点検時と同様に、これらの施策について、着手しているかどうか等を○×で明確に示すとともに、その進捗について数値を用いてできるだけ客観的にわかりやすく示しました。

また、新国家戦略での施策の進捗状況を示す数値について、戦略策定時と現時点の推移を比較できるように整理しており、どの分野の進捗が著しく、どの分野に進捗が見られないのかが、数値の面からも把握できるようになっています。

主要テーマ毎の進捗状況、今後の課題等は、以下のとおりです。

1. 重要地域の保全と生態的ネットワーク形成

(1) 重要地域の保全

- ・水郷筑波国定公園の拡張(湿地等136ha)、足摺宇和海国立公園における海中公園地区の拡張・指定及び乗入れ規制地区を指定しました。
- ・平成16年度は、大東諸島を、平成17年度は、仏沼、蕪栗沼・周辺水田を国指定鳥獣保護区に指定しました。
- ・「知床」が我が国における第3番目の世界自然遺産に登録されました。
- ・平成17年11月開催の第9回締約国会議期間中に新たに20箇所の湿地を条約湿地に登録できる見込みとなりました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
自然公園については、国土における生物多様性保全の骨格的な部分、屋台骨としての役割をより積極的に担っていきます。	平成15年4月より改正された自然公園法が施行されています。今回の改正により新たに創設された特別地域における指定動物の捕獲規制、立入り規制地区制度、利用調整地区について指定に向けた検討を進めています。	指定動物、立入り規制地区、利用調整地区に係る検討を進め、指定を図っていくことが重要です。
	国立公園においては、足摺宇和海国立公園において海中公園地区を3箇所新規指定、2箇所拡張(計:25.9ha)するとともに、アカウミガメの産卵上陸地を保全するための乗入れ規制地区を指定しました。また、水郷筑波国定公園においては、隣接する湿地等136haを新たに公園に指定しました(特別地域126ha、普通地域8ha)。	

哺乳類や鳥類の保護繁殖上重要なまとまりのある地域について、自然公園との連携も考慮しつつ、国設(国指定)鳥獣保護区の設定を進め、中核的な生息域を確保していきます。	平成14年に宮島沼、藤前干潟を、15年に白神山地、和白干潟、名蔵アンパルを、16年に大東諸島を、17年春に仏沼、蕪栗沼・周辺水田を国指定鳥獣保護区に指定し、また、17年秋までに野付半島・野付湾、最上川河口、瓢湖及び穴道湖を、国指定鳥獣保護区に指定する予定です。	○ 今後も、新たな国指定鳥獣保護区の指定を行うことが重要です。
関係省庁の多様な制度を活用して、全国規模から地域規模まで様々な段階における重要な生態系や生物の生息・生育地の保護地域化と保護管理の充実を進めることが重要です。	平成16年1月にユネスコ世界遺産センターに推薦書を提出した「知床」について、本年7月にダーバン(南アフリカ)で開催された第29回世界遺産委員会において、我が国で3番目の世界自然遺産として登録されました。 ○ 国有林における優れた自然環境を有する森林の維持・保全を図るため、平成16年度に新たに3箇所(約1千ha)の保護林の設定と既存の保護林の拡張(約1千ha)を行いました。また、森林の有する公益的機能の確保のため保安林の計画的な指定(全体約1,133万ha、平成16年度に約114万ha指定)とその適切な保全を推進しました。	登録された「知床」については、陸域と海域の生態系を総合的に把握する調査を行うとともに、海域管理計画の策定等を行います。 ○ 「小笠原諸島」、「琉球諸島」の2地域について、推薦にあたっての課題とされた保護担保措置等の充実に向けた検討を関係地方公共団体等と共に進め、世界自然遺産としての推薦条件が整い次第、推薦書の提出を目指します。 ○ 設定した保護林に対して、引き続き適正な保護管理を実施することが重要です。また、全国森林計画に基づく計画的な保安林の指定の推進及びその適切な保全・管理を推進することが重要です。
地方公共団体による保護地域の指定や保護管理の充実に向けた支援に努めます。	自然環境保全法に基づく都道府県自然環境保全地域が、平成16年度に新たに2地域指定されました。	○ 引き続き地方公共団体による取組の充実に向けた支援に努めることが重要です。
自然環境保全基礎調査等の成果を活用しながら、生物多様性保全上重要な地域を特定する作業を進めるとともに、それらと現状の保護地域との重複関係等を分析し、保護地域の指定や保護管理の充実に活かしていくことも必要です。	平成11年のラムサール条約第7回締約国会議において、平成17年までに条約湿地を倍増することなどが決議されました。これを受けて、わが国において新たな条約湿地の登録に向けて、わが国の保全上重要な湿地として選定された「日本の重要湿地500」の中から、国際的な基準を満たすと考えられ、かつ予定を含む国指定鳥獣保護区特別保護地区等として保全が担保されている湿地について、専門家による検討会を開催して検討を行いました。その結果、平成17年11月開催の第9回締約国会議期間中に新たに20箇所の湿地を条約湿地に登録できる見込みとなりました。	○ 平成17年11月開催の第9回締約国会議の決議を受けて、我が国のラムサール条約湿地の保全対策等についての検討を進める必要があります。

保護地域化に加え、生態系の観点から周辺地域も含め、開発、土地利用における環境配慮の徹底や、自然の再生・修復を図るなど、各種手法によって重要地域の保全を強化することが重要です。	保護林の植生回復や防護柵の設置、案内板の整備等を実施しました。	○	今後も適切な保全対策を実施することが重要です。
	平成15年12月に「農林水産環境施策の基本方針」を取りまとめ、農林水産省が支援する農林水産業は、環境保全を重視するものへ移行することとしました。 環境の保全・再生・創造を国土交通行政の本来的使命として明確に位置付け、あらゆる局面で環境負荷の低減に努める「国土交通行政のグリーン化」を進めるため、その環境政策を総点検し、「国土交通省環境行動計画」を平成16年6月に策定・公表しました。		各基本方針やマニュアルに基づき、環境配慮の徹底を図ることが重要です。

進捗状況：○実施中、 検討中、×未着手

数値で見る実施状況

指標	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
原生自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H14.3	5地域 (5,631ha)	H17.3	5地域 (5,631ha)	0
自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H14.3	10地域 (21,593ha)	H17.3	10地域 (21,593ha)	0
都道府県自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H14.3	528地域 (73,863.6ha)	H17.3	536地域 (76,339.3ha)	8地域 (2,475.7ha)
国立公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3	28公園 (2,056,556ha,5.4%)	H17.3	28公園 (2,065,167ha,5.5%)	0 (8,611ha,0.1%)
国定公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3	55公園 (1,343,255ha,3.6%)	H17.3	55公園 (1,344,453ha,3.6%)	0 (1,198ha,0.0%)
都道府県立自然公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3	308公園 (1,961,928ha,5.2%)	H17.3	309公園 (1,961,286ha,5.2%)	1 (▲642ha,0.0%)
都道府県立自然公園を指定している都道府県数	H14.3	46	H17.3	46	0
国立公園の指定面積のうち、特別地域に指定されている割合及び面積	H14.3	58.2% (1,196,075ha)	H17.3	58.0% (1,198,068ha)	▲0.2% (1,993ha)
国定公園の指定面積のうち、特別地域に指定されている割合及び面積	H14.3	88.1% (1,183,553ha)	H17.3	88.1% (1,184,725ha)	0.0% (1,172ha)
国立公園の指定面積のうち、特別保護地区に指定されている割合及び面積	H14.3	13.1% (270,307ha)	H17.3	13.3% (273,821ha)	0.2% (3,514ha)
国定公園の指定面積のうち、特別保護地区に指定されている割合及び面積	H14.3	4.9% (66,487ha)	H17.3	4.9% (66,493ha)	0.0% (6ha)
国立公園の指定面積のうち、海中公園地区に指定されている地区数及び面積	H14.3	33地区 (1,279ha)	H17.3	36地区 (1,305ha)	3地区 (26ha)
国定公園の指定面積のうち、海中公園地区に指定されている地区数及び面積	H14.3	31地区 (1,385ha)	H17.3	31地区 (1,385ha)	0
都道府県立自然公園の指定面積のうち、特別地域に指定されている割合及び面積	H14.3	35.9% (703,356ha)	H17.3	35.9% (704,574ha)	0.0% (1,218ha)
国有林野のうち保護林が設定された箇所数及び面積	H14.4.1	821箇所 (約55万ha)	H17.4.1	840箇所 (約66万ha)	19箇所 (約11万ha)
森林生態系保護地域の箇所数及び面積	H14.4.1	26箇所 (320千ha)	H17.4.1	27箇所 (400千ha)	1箇所 (80千ha)
森林生物遺伝資源保存林の箇所数及び面積	H14.4.1	12箇所 (36千ha)	H17.4.1	12箇所 (36千ha)	0
林木遺伝資源保存林の箇所数及び面積	H14.4.1	329箇所 (9千ha)	H17.4.1	328箇所 (9千ha)	▲1箇所 (統合によるもの)
植物群落保護林の箇所数及び面積	H14.4.1	356箇所 (138千ha)	H17.4.1	371箇所 (160千ha)	15箇所 (22千ha)
特定動物生息地保護林の箇所数及び面積	H14.4.1	32箇所 (16千ha)	H17.4.1	34箇所 (19千ha)	2箇所 (3千ha)

特定地理等保護林の箇所数及び面積	H14.4.1	34箇所 (30千ha)	H17.4.1	35箇所 (30千ha)	1箇所 (0ha)
保安林の指定面積(実面積)	H14.3.31	9,052千ha	H17.3.31	11,331千ha	2,279千ha
国指定鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3	54箇所 (494,047ha)	H17.9	62箇所 (521,951ha)	8箇所 (27,904ha)
都道府県指定鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3	3,835箇所 (3,085,278ha)	H17.3	3,858箇所 (3,118,729ha)	23箇所 (33,451ha)
緑の基本計画を策定した地方公共団体数	H14.3末	477市町村	H17.3末	649市町村	172市町村
人口50万人以上の大都市のうち緑の基本計画を策定した地方公共団体の割合	H14.3末	90%	H17.3末	97%	7%
首都圏の近郊緑地保全区域の面積	H14.3末	約15,693ha	H17.3末	約15,693ha	0
近畿圏の近郊緑地保全区域の面積	H14.3末	約81,212ha	H17.3末	約81,212ha	0
全国の緑地保全地区の指定箇所数及び面積	H14.3末	282地区 (約1,411ha)	H17.3末	325地区 (約1,766ha)	43地区 (355ha)
全国の市民緑地の指定箇所数及び面積	H14.3末	105地区 (約77ha)	H17.3末	110地区 (約82ha)	5地区 5ha

(2) 生態的ネットワークの形成

・生態的ネットワークの効果的な形成を目指し、農林水産省、国土交通省及び環境省が連携して調査を実施しています。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
自然環境基盤のポテンシャルを活かしながら、国土の空間特性に応じた生態系の改善、回復を進める中で、地域固有の生物相を支える質の高い生態的ネットワークの形成を進めます。 その際、関係各省の取組を総合的に進めることにより、奥山、里地里山、都市の生息・生育空間が、道路、河川、海岸等の縦軸・横軸の水と緑によって有機的に連携された状態を創り出していくことが大切です。 関係省庁、地方公共団体等の多様な主体の連携によるモデル的取組の実施とその検証などを通じて、わが国における生態的ネットワークの計画手法や実施手法の開発を進め、国土、地方圏、都道府県、市町村など様々な空間レベルにおける計画策定や効果的な事業実施に対応できるようにしていきます。	国有林においては、野生動植物の移動経路を確保するために設定した「緑の回廊」において、巡視や生息環境の調査及び保全・整備、普及啓発等を行いました。 農林水産省、国土交通省及び環境省が連携し、モデル地域における生態的ネットワーク計画の即地的な検討とともに、生態的ネットワーク計画策定の方法論の検討調査と生態的ネットワーク形成のための各事業間の連携の枠組み構築と事業実施の手法論に関する調査を実施しています。	国有林においては、引き続き適正な保護管理を実施することが必要です。 関係省庁や地方公共団体等の多様な主体の連携体制を具体的に整備するため、検討を進めることが重要です。 また、様々な空間レベルにおける計画策定への対応が必要です。

進捗状況: ○ 実施中、 △ 検討中、 × 未着手

数値で見る実施状況

指標	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
全国の緑の回廊の箇所数及び面積	H14.4.1	13箇所 (約28万1千ha)	H17.4.1	19箇所 (約39万1千ha)	6箇所 (約11万ha)

2. 里地里山の保全と持続可能な利用

・文化庁では、平成16年度から、「文化的景観の保存・活用事業」において、文化的景観のうち、特に重要な景観を有し、地方公共団体が保護措置を講じる予定の地域をモデル地域(全国9箇所)として決定し、文化的景観の保護のあり方について検討しています。

・里地里山保全・再生モデル事業(環境省)、田園自然環境保全整備事業(農林水産省)、共生林の多様な利用活動推進事業(林野庁)、緑地環境整備総合支援事業(国土交通省)を平成16年度から実施しています。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
国立・国定公園において、管理が行き届かなくなった里地里山を対象に、国、地元自治体、NPO等と土地所有者とが管理協定を結ぶとともに特別土地保有税の免除などの経済的な奨励措置を講じるなどの施策を具体的に実施しつつ、問題点を整理分析するなどして、里地里山問題に取り組みます。	現在、国立公園及び国定公園ともに各1団体が自然公園法に基づく公園管理団体に指定されており、阿蘇くじゅう国立公園では、同団体が土地所有者と風景地保護協定を結び、草原管理を行っています。	自然公園法に公園管理団体制度が盛り込まれてから2団体が指定されており、今後も本制度の適用を推進することが重要です。
農村地域においては、農家を含む地域住民の意見を十分聞いた上で、農村地域の環境保全に関するマスタープランを策定し、ため池の保全、生態系に配慮した水路の整備、水辺や樹林地の創出等、農業農村整備事業等により多様な野生生物が生息できる環境との調和への配慮に努めます。	平成17年1月現在、2,541市町で「田園環境整備マスタープラン」が策定されています。同マスタープランで定めている環境創造区域内において、環境創造施設を1,050地域で整備しました。 また、平成16年度から田園自然環境保全整備事業により、生態系の保全と調和した、農地や土地改良施設の環境創造型整備等を実施しており、平成17年度からは、元気な地域づくり交付金により実施します。	地域住民の参加により、地域が一体となった事業実施や施設の維持管理等の取り組みを更に進める必要があります。
里山林では、持続的に利用・整備されるよう、市民の参画を得た森林整備等に対する助成を行うほか、森林の維持管理の育て親を都市住民等から募集し、森林所有者と都市住民等が連携・協力して保全・利用する体制を推進します。	里山林等において行われる自然・文化体験活動や利用活動の推進のため、市民の参画を得た森林整備等に対する助成(平成16年度:32地区)を実施しました。	里山林を保全・利用する活動を継続的に推進することが重要です。
	森林整備事業の事業主体として新たな協定制度の認定を受けた者(NPO等)を追加するとともに、経験豊かなボランティア団体や上下流の住民等多様な主体による里山林等の整備を推進しました。	多様な主体の参加による森林整備を推進することが重要です。
農林水産省と環境省が連携・協力して「田んぼの生きもの調査」の実施を引き続き推進します。	田んぼの生きもの調査を全国2,351地点で実施しました。	調査によって確認された生物の生息環境について今後分析を進め、環境に配慮した農業農村整備事業のあり方を検討することが必要です。

文化庁は農林水産省の協力を得つつ、農林水産業に関連する文化的景観の指定や保護のあり方について検討を進めます。	平成15年6月12日に「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」報告がまとめられ、農林水産業に関連する文化的景観の定義や保護のあり方等について提言がされました。 平成16年5月に文化財保護法の一部を改正し、農林水産業に関連する文化的景観を含む文化的景観を文化財として位置付け、その保護を図ることを盛り込みました。平成16年度から、「文化的景観の保存・活用事業」において、文化的景観のうち、特に重要な景観を有し、地方公共団体が保護措置を講じる予定の地域をモデル地域(全国9箇所)として決定し、自治体、地域住民、NPO、専門家等の協力を得ながら文化的景観の保護のあり方について検討を行っています。	○	「文化財保護法」の改正により、平成17年度から重要文化的景観を選定し、保護することが可能となっています。今後は、本制度の適用を推進することとしています。
都市近郊の里地里山においては、自然再生事業を、関係省庁や関係自治体が連携・協力し、市民参加も得ながら積極的に実施します。	埼玉県のとくぬぎ山や大阪府の神於山において、自然再生協議会が立ち上がりました。神於山においては、大阪府と神於山保全くらぶが事業主体となって、自然再生事業実施計画が平成17年6月に策定されました。	○	自然再生推進法の手法を活用するなど、それぞれの地域において、多様な主体が取り組む順応的な自然再生事業を実施することが重要です。
都市地域の里地里山については、緑地保全地区等の指定拡大や公有地化を推進するとともに、市民緑地制度や管理協定制도를活用し、地方公共団体やNPO法人等の多様な主体による良好な維持管理を推進します。	平成16年度は、高蔵林地区(愛知県春日井市)など、14箇所を特別緑地保全地区に指定しました。また、平成16年の都市緑地法改正により、里地等の都市近郊の大規模な緑地を保全する緑地保全地域制度を創設しました。 また、都市公園及び緑地保全事業等の一体的な実施を支援する緑地環境総合支援事業を創設しました。	○	改正された「都市緑地法」の制度活用を促進し、地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要がある地域の保全を推進することが重要です。
環境省では、市民参加のモデル事業を実施し、あらゆる主体が一体となって里地里山の保全・利用に取り組むための実践的手法や体制、普及啓発・環境学習活動等のあり方について、具体的な検討を進めます。	平成16年度から、全国4地域における里地里山保全・再生モデル事業として、地区毎に関係省庁、地方自治体、住民、NPO、専門家等をメンバーとする検討組織を設置し、保全・再生に向けた取組を行っています。	○	全国各地の様々な主体による里地里山の保全活動をさらに促進するため、モデル地域における手法や体制の検討を、更に進めることが重要です。

進捗状況：○実施中、 検討中、×未着手

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
エコファーマー認定件数	H14.3	9,226件	H16.12末	67,131件	57,905件
「田園環境整備マスタープラン」策定市町村数	H14.3	1,191市町村	H17.3	2,541市町村 全国市町村数 3,100 (H16.4現在)	1,350市町村
田園自然環境保全・再生支援事業の実施地区数	H14.3	0地区	H17.3	54地区	54地区
市民農園区画数	H14.3	144,312区画	H16.10	152,481区画	8,169区画
「田んぼの生きもの調査」調査箇所数	H14.3	1,098の農業水路、ため池等	H17.3	2,351の農業水路、ため池等	1,253の農業水路、ため池等
「農業農村環境情報整備調査」による調査対象47地区内のサイト数	H14.3	0地点	H17.3	448地点	448地点
緑の基本計画を策定した地方公共団体数〔再掲〕	H14.3末	477市町村	H17.3末	649市町村	172市町村
人口50万人以上の大都市のうち緑の基本計画を策定した地方公共団体の割合〔再掲〕	H14.3末	90%	H17.3末	97%	7%

首都圏の近郊緑地保全区域の面積【再掲】	H14.3末	約15,693ha	H17.3末	約15,693ha	0
近畿圏の近郊緑地保全区域の面積【再掲】	H14.3末	約81,212ha	H17.3末	約81,212ha	0
全国の緑地保全地区の指定箇所数及び面積【再掲】	H14.3末	282地区 (約1,411ha)	H17.3末	325地区 (約1,766ha)	43地区 (355ha)
全国の市民緑地の指定箇所数及び面積【再掲】	H14.3末	105地区 (約77ha)	H17.3末	110地区 (約82ha)	5地区 5ha

3. 湿原・干潟等湿地の保全

- ・平成16年度は、大東諸島を、平成17年度は、仏沼、蕪栗沼・周辺水田を国指定鳥獣保護区に指定しました。
- ・平成17年11月開催の第9回締約国会議期間中に新たに20箇所の湿地を条約湿地に登録できる見込みとなりました。
- ・平成16年7月に、沖縄において、日本サンゴ礁学会等と協力して第10回国際サンゴ礁シンポジウムを開催し、サンゴ礁の保全と再生に向けた「沖縄宣言」を採択しました。また、サンゴ礁保全と持続可能な利用に関する包括的な国際的枠組である国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)事務局を、17年7月から日本とパラオ共和国が共同で運営しています。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
保護地域化が必要な湿地については保全のための情報を更に収集し、地域の理解を得て鳥獣保護区や自然公園、自然環境保全地域、天然記念物等による保護地域指定や都市公園の設置等による保全を進めます。	国立公園においては、足摺宇和海国立公園において海中公園地区を3箇所新規指定、2箇所拡張(計25.9ha)するとともに、アカウミガメの産卵上陸地を保全するための乗入れ規制地区を指定しました。また、水郷筑波国定公園においては、隣接する湿地等136haを新たに公園に指定しました(特別地域126ha、普通地域8ha)。(再掲) 保護が必要な湿地について、平成16年度に新たに1地域を天然記念物として指定しました。	湿地の保全を図るため、今後とも天然記念物への指定を進めていく必要があります。
	鳥獣の保護上重要な湿地として、平成14年に宮島沼、藤前干潟を、15年に和白干潟、名蔵アンパルを、17年春に仏沼、蕪栗沼・周辺水田を国指定鳥獣保護区に指定し、また、平成17年秋までに野付半島・野付湾、最上川河口、瓢湖及び穴道湖を、国指定鳥獣保護区に指定する予定です。	今後も保全が必要な地域について、情報収集等を行い、国指定鳥獣保護区などの新たな指定等による保全を進めることが重要です。
	平成11年のラムサール条約第7回締約国会議において、平成17年までに条約湿地を倍増することなどが決議されており、わが国においても新規登録に向けて検討を行いました。その結果、平成17年11月開催の第9回締約国会議期間中に新たに20箇所の湿地を条約湿地に登録できる見込みとなりました。(再掲)	平成17年11月開催の第9回締約国会議の決議を受けて、我が国のラムサール条約湿地の保全対策等についての検討を進める必要があります。

既に保護地域内に位置する湿地については、必要に応じ、より効果の高い保護対策をとるなど、保全の強化を図ります。	国指定藤前干潟鳥獣保護区において、湿地の理解を深めるために環境教育・学習施設の整備を進めました。また、国指定谷津干潟鳥獣保護区において、異常繁殖したアオサの除去を実施するなど、保護区内の環境の維持管理を図りました。 天然記念物については、既指定地の保全強化のため、平成16年度中には、指定地の保護対策のための現況把握・環境整備等について7件、公有地化について2件、補助事業として地方公共団体等の取組に対する支援を行いました。	鳥獣保護区に関して、今後も、鳥獣の保護上重要な湿地を中心に、湿地の理解を深めるための環境教育、情報提供のための施設整備や環境の維持・再生のための事業を実施する必要があります。 ○ 天然記念物については、既指定地の保護を図るため、追加指定、管理計画策定、環境整備等について、地方公共団体等の取組に対する支援を進める必要があります。
ため池や水路など、人為により維持されてきた湿地は規制的手法だけでなく、経済的な奨励措置や事業配慮など、多様な手法を組み合わせ、地域の合意の下に維持されることが重要であり、そのための検討を行います。	農林水産環境政策の基本方針のなかで「環境保全を重視する農林水産業のための指針の策定」、「補助事業、制度資金における環境保全の重視」を基本方策に位置付けました。	環境配慮に関する更なる技術や情報の蓄積や技術者の育成、地域住民の参加を行う新たな体制の確立等に努めることが必要です。 ○
国土交通省は、鶴見川流域において、その流域の健全な水循環、洪水対策、自然環境の再生を目的に、流域水マスタープランの策定、実行に向けた取組を行っています。	鶴見川流域の市民の方々、事業者、農業者等多くの方々のご意見を踏まえ、関係都県市及び国土交通省とで構成される鶴見川流域水協議会において、平成16年8月に「鶴見川流域水マスタープラン」を策定しました。 この中で、流域のランドスケープ、生物多様性を保全・創出・活用し、自然とふれあえる都市を再生する「自然環境マネジメント」などを盛り込んでいます。	「鶴見川流域水マスタープラン」に盛り込んだ各施策を確実に実行するとともに、地域の状況に応じ、鶴見川流域以外の他の流域でも同様の取り組みを推進する必要があります。 ○
国境を越えた長距離の移動・回遊を行いつつ湿地を利用する水鳥類やウミガメ類のために、わが国に残されている浅海域の湿地を減少・劣化させないよう保全するとともに、失われた湿地の再生・修復に努めます。	ウミガメの産卵地となる海浜については、自然公園法に基づく、乗入れ規制地区に指定し、産卵地の保全を図っています。 渡り鳥の中継地等として重要な湿地である和白干潟、名蔵アンパル、蕪栗沼・周辺水田について新たに国指定鳥獣保護区に指定するとともに、国指定中海鳥獣保護区について、区域の拡張及び特別保護地区の指定を行いました。また、平成17年秋までに野付半島・野付湾、最上川河口、瓢湖及び穴道湖を新たに国指定鳥獣保護区に指定する予定です。このほか、アオサの除去作業などの環境維持、管理の事業を行いました。(再掲)	渡り鳥の保護上重要な湿地として今後も、新たな国指定鳥獣保護区等保護地区の指定を進めることが重要です。また、今後も、鳥獣保護区等の保護管理として、環境の維持・再生のための事業を実施する必要があります。 ○
日本、オーストラリア及び国際湿地保全連合により策定されたアジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略に基づき、渡来湿地ネットワーク活動を支援し、国際的取組の推進を図ります。	重要生息地ネットワーク(アジア太平洋地域参加地延べ88箇所)の活動支援を行い、シギ・チドリ類重要生息地ネットワークへ球磨川河口、藤前干潟等が参加しました。	アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略の推進支援を行い、重要生息地ネットワークの拡大を図る必要があります。 ○

ウミガメ類については、生態解明の調査を実施するなど、保全のための基礎的資料の充実が必要です。	重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)砂浜調査においてウミガメ類の産卵状況を試行調査しています。	○	引き続き、モニタリングサイト1000砂浜調査において、ウミガメ類の産卵状況について試行調査を実施します。
生物多様性保全上重要な干潟及び藻場において生物相を把握するための調査を開始し、モニタリングを実施します。	全国の干潟及び藻場の調査を、自然環境保全基礎調査の「浅海域生態系調査」として実施しています。干潟の調査は平成16年度で終了し、平成17年度は調査結果の解析を行います。藻場の調査は引き続き実施します。	○	環境省が選定した重要湿地500のうち干潟145箇所、藻場129箇所を対象に全国調査を実施。干潟145箇所の調査を終了し、調査結果の解析を行います。藻場の調査は引き続き実施します。
関係省庁の連携の強化などにより、各地域の沿岸域の生物相に関する情報の充実に取り組みます。	有明海・八代海における海域環境調査、東京湾における水質等のモニタリング、海洋短波レーダーを活用した生物調査、水産資源に関する調査及び研究や海域環境情報提供システムなどを行っています。 また、地球環境研究総合推進費において、「サンゴ礁生物多様性保全地域の選定に関する研究」(平成15-17年度)を実施しています。	○	関係省庁の連携等沿岸域の生物相に関する情報の充実に図る手法について検討を進めることが重要です。
岩礁や砂浜などの生態系についても、情報の収集整備を進め、保全のための基礎的データを蓄積する必要があります。	砂浜を中心とする海浜部の生物の生息・生育状況の実態を把握し、併せて生物の生息・生育基盤環境に関する情報を取得するための「海辺の生物国勢調査」を平成15年度に実施し、さらに市民と連携した調査の手法について検討を行っています。	○	今後は、「海辺の生物国勢調査」の簡便な手法を開発し、より円滑な調査の推進を検討していきます。

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
ラムサール条約湿地	H14.3	11箇所 (83,725ha)	H17.3	13箇所 (84,089ha)	2箇所 (364ha)
国指定鳥獣保護区指定箇所数及び面積【再掲】	H14.3	54箇所 (494,047ha)	H17.9	62箇所 (521,951ha)	8箇所 (27,904ha)
都道府県指定鳥獣保護区指定箇所数及び面積【再掲】	H14.3	3,835箇所 (3,085,278ha)	H17.3	3,858箇所 (3,118,729ha)	23箇所 (33,451ha)
天然記念物指定件数	H14.3.31	1103件	H17.3.31	1112件	9件

進捗状況: ○ 実施中、 検討中、 × 未着手

4. 自然の再生・修復

- ・平成15年に自然再生推進法の施行がされて以来、国や地方公共団体、民間団体等多様な主体が呼びかけ者となり、同法に基づくものとして全国15箇所(平成17年7月現在)で自然再生協議会が立ち上がりました。そのうち6箇所の協議会において全体構想が策定され、2箇所で実施計画が策定されました。
- ・関係行政機関においては、補助事業も含めて、河川、湿原、干潟、藻場、里地、里山、森林等155箇所(平成17年3月現在)で自然再生のための調査や事業を実施しています。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
自然再生事業では、土木工学その他の応用工学的な技術や理論を基礎とし、事前の調査及び事業着手後のモニタリングにより、柔軟で慎重な取組を行う。 また、事業の実施に当たっては、間伐材や粗朶などの地域の自然資源や伝統的な手法の活用、労働集約的な作業など、きめ細かい丁寧な手法で進める必要があります。	国が行っている自然再生事業においては、事前調査の実施、事業着手後のモニタリング計画の作成等を行っています。	自然再生事業の取組が始まってから3年が過ぎたところであり、各地の取組も始まったばかりといえますが、順応的管理手法による事業を実施していくことが重要です。
地域特性に応じて経験と実績を積み重ね、自然再生に関する知見を集約し、技術的向上を図るとともに、その普及を進めます。	関係行政機関において、補助事業も含め、河川、湿原、干潟、藻場、里地、里山、森林等あわせて155箇所（平成17年3月現在）で自然再生のための調査や事業を実施し、知見の蓄積に努めています。 自然再生事業に取り組むNPO等と連携してモデル事業を実施し、技術指導を行いました。 国土交通省では、これまでの知見等を踏まえ、魚類等の遡上・降下環境の改善を図るための技術的な手引きとして「魚がのぼりやすい川づくりの手引き」をとりまとめ、全国に周知したところです。 産官学それぞれあるいは連携して技術の向上、知見の集約に向けた取り組みが活発化しています。	今後も、自然の再生・修復について積極的取組を推進するとともに、蓄積した知見や収集した事例について広く公表し、自然再生について普及を推進することが重要です。 今後も、本手引きが幅広く活用され、効果的かつ効率的に魚類等の遡上・降下環境の改善が図られることが重要です。
自然再生を効果的・効率的に推進するための関係各省の連携体制の一層の強化が必要です。そのための法制度の検討も重要な検討課題です。	自然再生推進法に基づき初めて実施計画等の送付があったので、平成17年6月、これを公表するとともに自然再生専門家会議を開催しました。さらに、平成17年7月には、自然再生推進会議を開催し、自然再生の総合的・効果的かつ効率的な推進を図るため、関係行政機関の連絡調整を行いました。また、実施者の相談に的確に応じることができるよう、関係省庁の窓口ネットワークを設置する等、連絡調整を実施しています。	引き続き、関係各省間の円滑な連絡調整を実施していくことが重要です。
多様な主体の参画のためのさまざまな仕組みの活用が重要です。	平成17年7月末現在、自然再生推進法に基づく自然再生協議会が全国各地で15箇所設置され、その立ち上げにあたっては、委員の公募等多様な主体の参加の機会が示されました。	今後も、自然再生推進法の仕組み等多様な主体の参画・支援のためのさまざまな仕組みの活用を推進します。

	NPO等と森林所有者とが結ぶ施業の実施に関する協定について市町村長が認可する制度を創設し、この認可を受けたNPO等を森林整備事業の実施主体として追加するとともに、経験豊かなボランティア団体や上下流の住民等多様な主体の参加による里山林、水源林等の整備を推進しました。(再掲)	○	多様な主体の参加による森林の整備を推進することが重要です。
生態系の現況、過去の自然の状況、地域の産業動向といった科学的及び社会的な情報を地域の関係者が共有した上で、社会的な合意を図りながら目標設定を行うことが重要です。	地域の多様な主体が参加している自然再生協議会において議論を重ね、目標設定への合意形成を図ろうとしています。	○	地域の特性に応じた情報提供のあり方、合意形成の進め方について検討を行うことが重要です。

進捗状況: ○ 実施中、 △ 検討中、 × 未着手

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置件数	H14.3	0件	H17.3 (H17.7)	12件 (15件)	12件 (15件)
自然再生全体構想が策定された自然再生協議会件数	H14.3	0件	H17.7	6件	6件
自然再生実施計画の主務大臣への送付件数	H14.3	0件	H17.7	2件	2件
国が自然再生の調査または事業を実施中の箇所(補助を含む)	H14.3	0箇所	H17.3	155箇所	155箇所

5. 野生生物の保護

(1) 種の絶滅の回避、猛禽類保護への対応、海棲動物の保護と管理

- ・平成15年7月に希少種の譲渡規制を適切に行えるようにするため、種の保存法の一部改正を行いました。
- ・平成16年7月に、種の保存法に基づく「国内希少野生動植物種」に、アマミクロウサギなど11種を追加指定しました。
- ・平成16年7月と11月に、アユモドキ、ムニンツツジなど13種の保護増殖事業計画を策定しました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
国内希少野生動植物種の政令掲載作業の一層の推進を図り、生息地等保護区の指定、繁殖個体の自然下への再導入を含めた総合的な保護増殖事業の実施などにより、絶滅要因を解消するための取組を推進します。	平成16年7月には、種の保存法に基づく「国内希少野生動植物種」に、アマミノクロウサギなど11種を追加指定しました。 また、適切な譲渡規制が行えるよう、登録・認定関係事務を行う機関に関して種の保存法の一部改正(平成15年7月)を行いました。平成14年度に国内希少野生動植物種に指定したイシガキニイニイについて、生息地保護区を指定しました。 トキ、ツシマヤマネコなどについて、野生復帰に向けて、飼育下での人工増殖等を引き続き実施した。また、ツシマヤマネコ及びイリオモテヤマネコについては、共生と循環の地域づくりモデル事業により今後の野生復帰に向けた自然的・社会的検討を行った。 トキについては、平成15年10月に日中共同トキ保護計画が決定しました。また、トキの繁殖個体の再導入のため、順化施設の整備を行っています。 野生個体群が絶滅したコウノトリについては飼育下での増殖を続け、平成17年度の試験放鳥に向け、再導入する地域の生息環境調査・整備、再導入へのガイドライン策定等に対する事業に対する補助を実施しました。また、絶滅の危機に瀕しているイタセンパラ・ネコギギについては、地域個体群の維持、系統保存等の観点から、人工繁殖方法の確立、飼育下での維持等の調査・実験を進めるとともに、再導入に向けた地域の生息環境調査、再導入へのガイドラインの検討等に対する事業に補助を実施しました。 適切に野生生物の保護を進める基礎資料として重要な、絶滅のおそれのある野生生物を公表するレッドリスト・レッドデータブックについて、改定作業を進めています。	今後も希少野生動植物種及び生息地保護区の指定、トキ、ツシマヤマネコ、コウノトリなどをはじめとし、繁殖個体の再導入、人工繁殖方法の確立などを含め保護増殖事業の推進を図る必要があります。
湿地のように全国的に減少が著しい生息地のタイプに該当する生態系について、保護区の指定を促進するとともに、保全、再生、修復を早い段階で進めるなど、生息環境に着目して種の絶滅のおそれを未然に回避する予防的な措置を講じていきます。	平成16年度には、水郷筑波国立公園において、隣接する湿地等136haを新たに特別地域として公園に指定しました。また、平成14年に宮島沼、藤前干潟を、15年に和臼干潟、名蔵アンパルを国指定鳥獣保護区に指定し、中核的な生息地の確保を推進しました。 平成15年度より、継続的な調査を実施する重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)について、試行調査を実施しています。	各種保護区の指定を更に促進するとともに、生息環境に着目して種の絶滅のおそれを未然に回避するための継続的な生態系のモニタリングを進めることが重要です。

野生生物の生息、生育地を保全する観点から、重要生息・生育地の選定、保護地域制度の活用や環境アセスメントを通じた環境配慮の徹底、自然の再生・修復など、関係省庁との調整・連携を通じた総合的な対策の実施、様々な手法を組み合わせた対応を行うほか、より効果的な保全のための手法の検討を進めます。	自然環境に関する調査や、自然再生推進法に基づく相談体制の整備(相談窓口ネットワークの形成)などで、関係省庁間の連携を進めています。 また、関係省庁との調整・連携を通じた総合的な施策の実施等を目指し、生態的ネットワークに関する調査を実施しているところです。(再掲)	○	生態的ネットワークに関する調査の結果を活用し、関係省庁や地方公共団体等の連携による事業等効果的な保全のための手法を検討を進めることが重要です。
イヌワシ、クマタカ、オオタカについて生態、生息実態等についてのデータを充実させ、生息域での土地利用に際してのきめ細かな対応指針の作成、里地里山と一体となった生息環境や地域個体群の保全の考え方の検討、良好な採餌空間の確保を目的とした森林の管理など総合的な保護対策の検討を進めます。	希少猛禽類の総合的な保護指針の策定に向けて作業を行い、クマタカについては繁殖率等のモニタリング、イヌワシについては、国有林と連携した採餌環境改善のための森林施業の実施とモニタリングに着手し、オオタカについては、生息環境整備のための情報収集を実施しました。 国有林においては、猛禽類保護のための巡視、繁殖・生育状況の調査、人工林を常状に伐採して採餌空間を確保するなどの取組を実施しました。	○	今後も、希少猛禽類の繁殖状況のモニタリング等を実施し、保護管理のための基礎的な知見を集積する必要があります。また、国有林等と連携し生息環境の改善のモデル的实施を通じ、希少猛禽類の繁殖率の向上等を図る必要があります。 引き続き、生息状況等の調査、取組についての検証を行い、適正な保護管理を実施していくことが必要です。
上記以外の猛禽類のうち個体数の減少が懸念される種については、生息状況の調査を行い、専門家の意見も踏まえながら絶滅のおそれの有無を評価するとともに保護対策の検討を進めます。	上記以外の猛禽類のうち、サシバとハチクマに関しては、人工衛星を利用した移動追跡により、渡り経路や春秋の渡り経路の違い等を明らかにしました。	○	サシバ、ハチクマに関しては引き続き情報解析を進め、必要に応じて保全策の検討を進める必要があります。 その他の猛禽類についても、生息状況、保護管理に関する情報を収集する必要があります。
海棲哺乳類や海鳥、ウミガメ類に関しては、生息状況に関するデータを収集・分析することを通じて、生物多様性保全の観点から、個体群レベルも含めた適正な保護のための取組を進め、持続可能な利用を図っていくことが重要です。	海棲哺乳類のうち、アザラシについては、生息状況等に関する調査を実施し、保護管理のための措置のあり方について検討を行いました。また、ジュゴンについては、生息情報の収集等を行いました。 海鳥、ウミガメ類については、重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)において、試行調査を実施しています。	○	ジュゴン、アザラシについては、引き続き情報分析、措置の検討を進め、今後、保護管理施策を展開する必要があります。その他の海棲哺乳類についても、生息状況、保護管理に関する情報を収集する必要があります。 また、引き続き海鳥、ウミガメ類については、モニタリングサイト1000において、試行調査を実施します。
さらに、回遊性の高い海棲動物の保護には、国際的協力が必要不可欠であることから、関係国との情報交換や国際条約等の国際的枠組みの活用を推進します。	クジラ類の個体数について科学的知見の蓄積を図るとともに、国際捕鯨委員会(IWC)において、科学的情報に基づく鯨類の持続的な利用の考えが理解されるよう努力しています。	○	各種調査の充実により科学的知見を更に蓄積し、海洋生物資源の持続的利用に対する国際的理解の醸成に努めていきます。

進捗状況: ○ 実施中、 △ 検討中、 × 未着手

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
国内希少野生動植物種	H14.3	57種(動物49種、植物8種)	H17.3	73種(動物54種、植物19種)	16種
国内希少野生動植物生息地等保護区面積	H14.3	7地区 (863ha)	H17.3	8地区 (872ha)	1地区 9ha
保護増殖事業計画	H14.3	21種	H17.3	34種	13種

水産生物のうち希少種として採捕、所持、販売の制限・禁止を行った種数	H14.3	6種	H17.3	6種	0
保護水面の設定数	H14.3	120箇所	H17.3	118箇所	▲2箇所
保護増殖事業を実施している希少種の数	H14.3	21種	H17.3	34種	13種

(2) 野生鳥獣の科学的・計画的な個体群管理システムの確立

- ・シカやクマなどの個体数の管理や生息環境の整備等を定める特定鳥獣保護管理計画の策定・実施を推進しました。
- ・野生鳥獣保護管理検討会において、鳥獣保護及び狩猟の適正化のあり方について基本的な論点とそれへの対応の方向性を整理しました。
- ・鳥インフルエンザのウイルス保有状況の情報を得るために渡り鳥等の生息状況調査等を実施しまし

施策の目標	進捗状況	今後の課題
地域的に著しく増加又は減少している特定の野生鳥獣の個体群については、目標とする個体数や生息密度等をできる限り科学的に設定し、捕獲等による個体数調整、被害防除施設の設置や生息環境の整備等の保護管理を総合的かつ計画的に展開することにより、農林水産業等への被害と地域個体群の絶滅という2つの相反するリスクを、可能な限り最小化させていきます。	特定鳥獣保護管理計画制度の推進のため、都道府県の計画策定に対し補助を引き続き行うとともに、特定鳥獣保護管理計画の行政担当者等を対象に技術研修を行いました。 また、野生鳥獣保護管理検討会において、農林水産業被害の軽減等鳥獣保護と狩猟に関する主な課題について議論を行い、平成16年12月に「野生鳥獣保護管理検討会報告書～新たな野生鳥獣保護管理に向けて～」をまとめました。	今後とも、特定鳥獣保護管理計画制度を推進するために、都道府県への技術的支援等を行う必要があります。また、特定鳥獣保護管理計画制度の評価を行い、その結果も踏まえて、今後の鳥獣保護管理のあり方を検討し、措置を講ずる必要があります。さらに、イノシシの住処となりやすい耕作放棄地を整備するなど、鳥獣害に強い地域づくりを進める必要があり、考え方等の検討を行う必要があります。
野生鳥獣の生息状況等について推定や評価を行う場合には、常に非定常性や不確実性を避けることができないことから、幅広い情報共有と合意形成に努めます。	特定鳥獣保護管理計画は都道府県が多様な関係主体の合意形成を図りながら保護管理を推進するため、検討会を設置し計画を作成することとしています。また、国、地方公共団体等で鳥獣の捕獲情報等を共有するため、野生鳥獣情報システム(WIS)を運用しており、ホームページ上で情報公開を行っています。	今後とも、特定鳥獣保護管理計画制度を推進するために、都道府県への支援等を行う必要があります。また、情報共有を進めるためにWIS等を活用した情報の整備と共有を今後とも進める必要があります。
野生鳥獣の科学的、計画的な保護管理に関する情報の収集、整備や調査研究を積極的に進めます。	近年著しい水産業被害を生じているカワウの保護管理について、マニュアルの策定を行い、広域的な保護管理への取組に着手しました。 また、鳥インフルエンザのウイルス保有状況の情報を得るために渡り鳥等の調査等を実施しました。	引き続き、保護管理に必要な情報の整備、調査研究を進めます。また、鳥インフルエンザなどの感染症について、知見の集積を図る必要があります。
特定鳥獣保護管理計画制度に基づく各地域での取組から得られる知見を共有して検討を深め、科学的、計画的な個体群管理システムを確立します。	野生鳥獣保護管理検討会において、特定鳥獣保護管理計画の実施状況を踏まえ、個体群管理に必要な科学的情報の収集方法等、科学的・計画的な保護管理について議論を行い平成16年12月に「野生鳥獣保護管理検討会報告書～新たな野生鳥獣保護管理に向けて～」をまとめました。 (再掲)	今後とも、個体群管理システムのひとつである特定鳥獣保護管理計画制度を推進するために、都道府県への技術的支援等を行う必要があります。

進捗状況：○実施中、検討中、×未着手

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
国指定鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3	54箇所 (494,047ha)	H17.9	62箇所 (521,951ha)	8箇所 (27,904ha)
都道府県指定鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3	3,835箇所 (3,085,278ha)	H17.3	3,858箇所 (3,118,729ha)	23箇所 (33,451ha)
狩猟鳥獣種数	H14.3	47種(鳥類29種、獣類18種)	H17.3	48種(鳥類28種、獣類20種) 分類を整理したことによる形式的変更	0

(3) 移入種(外来種)問題への対応

- ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下、「外来生物法」という。)(平成16年6月成立)に基づき、アライグマ、オオクチバス等37種類の外来生物を特定外来生物として指定し(第1次指定)、平成17年6月の法施行にともない、その飼養、栽培、保管又は運搬、輸入、譲渡し等を原則禁止しました。また、引き続き、第2次指定に向けた選定作業を実施しました。
- ・20種類の特定外来生物について、その防除の公示を実施するとともに、オオクチバス・コクチバス・ブルーギルについては、防除の指針を作成し、公表しました。
- ・アライグマ、オオクチバス等に係る防除モデル事業を新たに実施しました。
- ・奄美大島及び沖縄やんばる地域におけるジャワマングースの防除事業、及び西表島のオオヒキガエル監視事業を行いました。
- ・飼養動物の適正飼養を推進するために、飼養保管基準の策定・改正やモデル事業を実施しました。
- ・「動物の愛護及び管理に関する法律(以下、動物愛護管理法という。)」が平成17年6月に改正され、危険動物について全国一律の飼養・許可制が導入されるなど、飼養動物の管理の徹底が強化されました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
国内や地域内で既に定着して影響を生じている生物種、定着していないが定着した場合には影響が懸念される注意を要する生物種のリストを、定着状況の把握等の調査を含め作成します。	現に生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物についてリストアップし、生態系等に係る被害の科学的知見の情報収集と整理のための調査事業を行いました。それらをもとに、特定外来生物を37種類指定(第1次指定)・公表するとともに、要注意外来生物のリストを作成し、公表しました。 また、地球環境研究総合推進費において、「侵入生物による生物多様性影響機構に関する研究」(平成13-15年度)を実施し、「侵入種生態リスクの評価手法と対策に関する研究」(平成16-18年度)を実施しています。	引き続き、生態系等への被害が懸念される外来生物をリストアップし、被害や定着状況等に係る科学的知見の充実に図ることが必要です。

ペットを始め、国内での移入種(外来種)の利用に先立って生物多様性への影響を評価し、影響の懸念される生物の利用の制限を行うことにより、影響が懸念される生物の輸入の抑制を図ります。また、国外からの生物の輸入の実態を明らかにするとともに、生物多様性に影響を生じさせる国外からの移入種(外来種)の水際の管理について検討します。 飼養動物の管理を徹底することにより、わが国での移入種(外来種)問題のうち大きな要因となっているペット由来の動物による影響への対策を図ります。	生態系等への被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある生物を特定外来生物として指定し、飼養や輸入などを規制する外来生物法が平成16年6月に成立しました。同法では、被害を及ぼすおそれがある疑いのある生物も未判定外来生物として指定し輸入を制限するほか、特定外来生物や未判定外来生物と見分けのつかない生物の輸入に際し生物の種類を証する証明書の添付を義務付けているところです。 また、飼養動物の適正管理の推進を図るために、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の策定及び「展示動物の飼養及び保管に関する基準」の改正を実施したほか、沖縄県やんばる地域において飼いねこを対象としたモデル事業を実施しました。さらに、改正動物愛護管理法が平成17年6月に成立し、遺棄に対する罰則が強化されるとともに、移入種(外来種)を含む特定動物(危険動物)について全国一律の飼養・保管許可制が導入され、個体識別措置が義務付けられるなど、管理の徹底が図られることとなりました。	外来生物のデータベースの構築、被害判定手法の確立を含め、法律の実施体制を整備することが必要です。 また、特定動物(危険動物)以外のペット等について、個体識別措置の自主的な取組みの推進など、適正飼養の徹底に向けた所要の施策を講じる必要があります。
貨物に付着しての移動など、意図せずに導入される生物の侵入経路の特定と侵入の予防	船舶のバラスト水の海域間移動による外来生物拡散の防止に資するため、ノンバラスト状態での航行に最適な新船型を採り入れた船舶の開発を行っています。平成15年度から水槽実験等で基本性能の検証試験を実施しています。	左記船舶の実用化に向けた研究及び港湾や空港における非意図的な外来生物の侵入の実態に関する調査が必要です。
注意を要する種の移入、定着に関するモニタリングと早期対応の実施	西表島におけるオオヒキガエルの生息状況や移入経路を調査し、早期発見・早期対応のためのモニタリングを実施するとともに、体制の検討を行いました。	西表島において、モニタリングの継続と港湾における侵入チェック及び防止体制の確立、石垣島における個体数低減化に向けた対策事業が必要です。
環境省では、奄美大島におけるマングースの駆除事業を実施しており、今後とも緊急性の高い地域における移入種(外来種)の排除を行います。	奄美大島において平成12年度より駆除事業を実施し、平成16年度末までに約14,000頭のマングースを捕獲しました。この事業により事業開始当初(平成11年時点)5,000～10,000頭と推定されたマングースの生息個体数は平成14年度末には1/4の1,500～2,500頭まで減少しました。沖縄県北部やんばる地域では平成12年度より環境省と沖縄県により駆除事業を実施し、平成16年度末までに合計約6,000頭のマングースを捕獲しました。	奄美大島では、捕獲努力量を増加し、さらなるマングース個体数の低減化と分布の分断化を図るとともに、島からの完全排除に向け、より効果的な捕獲技術の確率が必要です。 沖縄県北部のやんばる地域では、南部地域からのマングースの北上阻止のため、侵入防止柵を設置し、捕獲努力量の増加、より効果的な捕獲技術確立により、北部地域からの完全排除が必要です。また、中南部地域におけるマングース個体数の低減化、防除の実施に係る県や市町村の推進協力体制の確立が重要です。

	外来生物法に基づき、特定外来生物(第一次指定)として、アライグマ、オオクチバス等37種類を指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などを規制しました。 また、ジャワマングース、アライグマ、オオクチバス等の20種類の特定外来生物について、その防除の公示を実施。全国に広範に分布して生態系等に被害を及ぼしているオオクチバス、コクチバス、ブルーギルについては、防除の指針を作成し、公表しました。 更に、アライグマ、オオクチバス等に係る防除モデル事業を新たに実施しました。	引き続き、特定外来生物(第二次指定)、防除の実施等外来生物法の着実な推進が必要です。
農林水産省では、ブラックバス等外来魚について、密放流防止の啓発、地域における生息状況等の調査、駆除、生態系の復元等の事業に対する支援及びブラックバス・ブルーギルの生態的特性の解明と効果的な繁殖抑制技術の研究開発を行っており、今後ともこれら外来魚の生息域の拡大の防止及び生息数の減少を図ることを基本として、これら事業等を推進することとしています。	ブラックバス等外来魚の生息域の拡大の防止及び生息数の減少を図るため、46都道府県が「内水面漁業調整規則」で移植禁止を措置、37道府県で行った駆除、生息状況調査及び密放流防止に係る啓発活動等に対し支援、ブラックバス、ブルーギルの生態的特性の解明と効果的な繁殖抑制技術の研究開発を実施しました。 また、ブラックバス、ブルーギル以外の外来魚が在来魚に与える影響調査等を実施しました。	ブラックバス等の外来魚対策として、これまでの取り組みを引き続き実施するとともに、その効果を高める措置を検討し、地域の実態に応じた外来魚の生息域・量の抑制を推進する必要があります。
国土交通省では「河川における外来種対策に向けて(案)」をとりまとめ、これに基づいた河川管理を図ります。	「河川における外来種対策に向けて(案)」等を踏まえ、市町村、地域住民等が共同で、繁殖が激しいアレチウリの駆除を行うなどの取組が継続的に実施されています。	繁殖力の強い外来種は、一端侵入し、分布を広げると、その悪影響を減少させることは難しく、侵入の未然防止が重要であるほか、数年間の継続的な対策の実施が重要です。
移入種(外来種)への対応に関しては、幅広い行政機関、事業者が関係することから、施策を総合的に推進するために有効な関係機関の連携体制の確保を図ります。	外来生物法の施行に向け、関係省庁間で連携を強化することとしており、その具体的方法について検討しています。	関係省庁が連携して、外来生物の防除の実施や国民に対する普及啓発を進めるとともに、外来生物に関するデータベースを構築し、情報共有体制の強化を進める必要があります。 また、海外から導入される外来生物だけでなく、国内で人為的に移動され被害を及ぼす在来生物に対して、既存の制度の活用や必要に応じ見直しなどの対応を進めます。

進捗状況: ○ 実施中、 △ 検討中、 × 未着手

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
外来魚移植禁止を行った都道府県数	H14.3	46都道府県	H16.3	46都道府県	0
特定外来生物の指定種数	H14.3	0種	H17.7	37種	37種
防除の告示を行った特定外来生物種数	H14.3	0種	H17.7	20種	20種

6. 自然環境データの整備

(1) 生態学、分類学を中心とした基礎的研究や、関連する応用的研究の推進

・内閣府の総合科学技術会議において、生物・生態系研究開発調査検討ワーキンググループが立ち上がり、生物・生態系開発調査の現状と今後実施していくべき調査等の課題について、平成16年7月に報告書「必然としての生物多様性 - その保全と持続可能な利用 - 」が取りまとめられました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
わが国の生物多様性の基本的構成要素である野生生物種について、既知種に関する知見の集積や、多数の未記載種の解明を進めるための分類学的研究の充実を図る必要があります。 生物多様性保全の基礎となる各種生態系の構造及び動態を把握するための生態学的研究の充実を図る必要があります。 炭素固定、水源涵養、水質浄化、防災、保健休養など、生態系がもたらす多様なサービス(機能)の定量的評価や変化機構解明等に関する生態学的研究の充実を図る必要があります。 希少種を含む地域固有の生物多様性の評価及び維持機構の解明、種の絶滅要因や遺伝的多様性の解明、個体群動態の予測、並びに移入種の侵入等を含む様々なインパクトによる影響評価及び多様性減少機構の解明に関する生態学的研究の充実を図る必要があります。 保全生態学の視点から生態系の順応的管理や生態系再生を進めるための野外における実験的・実証的研究の充実を図る必要があります。	内閣府の総合科学技術会議において設置された生物・生態系研究開発調査検討ワーキンググループにおいて、「生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用」の観点から、環境分野における生物・生態系に関する研究開発の状況ならびに将来取り組むべき課題、取り組み方法等について調査・検討し、「必然としての生物多様性 - その保全と持続可能な利用 - 」が取りまとめられました。 (主な研究事例) 国立環境研究所が中心となり、世界分類学イニシアティブ(GTI)の取組を通じて、世界に先駆けてGTIパイロットプロジェクトをアジア地域で展開し、細菌・古細菌のデータベースをはじめとする分類学情報をウェブサイトにて公開しています。 地球環境研究総合推進費においては、「アジアオセアニア地域における生物多様性の減少解決のための世界分類学イニシアティブに関する研究」(平成14-16年度)、「野生生物の生息適地からみた生物多様性の評価手法に関する研究」(平成15-17年度)、「サンゴ礁生物多様性保全地域の選定に関する研究」(平成15-17年度)、「大型船舶のバラスト水・船体付着により越境移動する海洋生物がもたらす生態系攪乱の動態把握とリスク管理に関する研究」(平成16 - 18年度)等を実施しています。 また、文部科学省の「研究拠点形成費補助金」により、平成15年度から「生物多様性・生態系再生研究拠点」プロジェクトが実施されています。	総合科学技術会議における生物・生態系研究開発調査検討ワーキンググループの報告も踏まえ、今後、生態学や分類学を中心とした基礎的・応用的研究の一層の推進が重要です。

進捗状況: ○ 実施中、 △ 検討中、 × 未着手

(2) 自然環境保全基礎調査の質的転換

・基礎調査の質的な転換の方向性として、新国家戦略で示された個別生態系の経時的な変化の把握を目的に実施する重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)を開始するとともに、広く国土を把握するためにベースとなる植生図の5万分の1から2万5千分の1への更新を進めています。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
戦略的な保全施策の推進に資するデータを継続的に収集するため、地域の専門家やNPO等のネットワークを活用したデータ収集の仕組みを構築し、全国1,000ヶ所程度の定点(モニタリングサイト)を国が設定して、動植物や生息・生育環境の長期的なモニタリングを展開すること(モニタリングサイト1000)の取組を検討します。	平成15年度より継続的な調査を実施する重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)について、試行調査を実施しています。	平成19年度までに全国1000ヶ所程度のモニタリングサイトを順次設定し、継続的なデータの収集に努めることが重要です。
開発や汚染の影響を受けやすい浅海域を中心に、海域における生物、生態系情報の整備に本格的に取り組むこと(浅海域生態系調査)を検討します。	全国の干潟及び藻場の調査を、自然環境保全基礎調査の「浅海域生態系調査」として実施しています。干潟の現地調査は平成16年度で終了し、平成17年度は調査結果の解析を行います。藻場の調査は引き続き実施します。(再掲)	環境省が選定した重要湿地500のうち干潟145箇所、藻場129箇所を対象に全国調査を実施。干潟145箇所の調査を終了し、調査結果の解析を行います。藻場の調査は引き続き実施します。
生態系の量的把握を充実するため、全国的な植生現存量・生産量の把握や、主要な野生動物に関する徹底的な調査に向けた手法検討・開発に取り組むことを検討します。	平成15年度より開始した重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)では、生態系の量的把握を充実するよう検討しています。 また、中大型哺乳類の行動を把握するため、GPSや自動観測カメラの技術適用に取り組みました。	全国1000ヶ所程度のモニタリングサイトにおいて、生態系のデータの収集に努めています。
植生、動物分布、海岸など、個別調査項目を重ね合わせて分析するなどして、国土における自然環境の総合的把握を進めることを検討します。	衛星画像による国土の自然環境の総合的把握をするための技術的検討を開始しています。 また、平成15年度より、環境省、国土交通省、農林水産省が実施している自然環境調査について、調査データの相互利用等の連携を図るための連絡体制を整え、平成16年度には、モデル地域においてデータの集積整理を通じて、各調査データの相互利用の可能性等について検討を実施しました。	衛星画像による自然環境の把握は、技術的な解析手法の検討が必要です。 GISデータの重ね合わせに関する技術的問題を解決を図っていくと、関係省庁が実施する自然環境調査の相互利用の推進等、今後一層の連携を進めていくことが必要です。
基盤的データとして、国土の自然の基本図である植生図について引き続き維持・更新を進めるとともに、地理情報システム(GIS)を活用して、各地域の動植物相等の関連データの統合的把握が可能となるよう、情報整備・処理システムの改良を進めます。	平成15年度より植生図をベースとして、個別調査項目を重ね合わせ解析するモデル調査を実施しています。	重ね合わせ解析のベースデータとなる1/25,000植生図の作成を進めるとともに、自然環境の総合的把握の解析手法を開発します。
野生生物目録や分布・生態データの蓄積、生物種や遺伝子の多様性の時間的・空間的記録である標本資料の収集・保管及び情報整備等を着実に進めることが重要です。	自然環境保全基礎調査のデータをもとに野生生物目録作成を進めるとともに、調査で得られた標本資料の充実に努めました。	自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000の継続的な調査実施に伴い、標本資料の収集保管、情報の整備を実施します。

進捗状況: ○ 実施中、 △ 検討中、 × 未着手

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
モニタリングサイト1000のサイト設定数	H14.3	0サイト	H17.3	406サイト	406
25,000分の1植生図の更新状況	H14.3	20%	H17.3	30%	10%

(3) 情報の共有と公開

- ・平成15年度より、環境省、農林水産省、国土交通省が実施している自然環境調査について調査データの相互利用等の連携を図るための連絡体制を整え、平成16年度には、モデル地域においてデータの集積整理を通じて、各調査データの相互利用の可能性等について検討を実施しました。
- ・平成16年度より生物多様性に関する情報交換の仕組み(クリアリングハウスメカニズム(CHM))をインターネットを通じて公開しています。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
基礎調査に加えて、国土交通省の河川水辺の国勢調査や農林水産省の森林資源モニタリング調査を始めとする国、地方、NPO等の各セクターにおけるデータ整備の進展を踏まえ、相互の情報交換等を進める連絡組織等の構築を図ります。	平成15年度より、環境省、農林水産省、国土交通省が実施している自然環境調査について調査データの相互利用等の連携を図るための連絡体制を整え、平成16年度には、モデル地域においてデータの集積整理を通じて、各調査データの相互利用の可能性等について検討を実施しました。 (再掲)	GISデータの重ね合わせに関する技術的問題の解決を図り、関係省庁が実施する自然環境調査の相互利用の推進等、今後一層の連携を進めていくことが必要です。
あらゆる主体が様々なデータに容易にアクセスし、かつ情報の質を見極めながら利用できるよう、情報共有データベースの構築やメタデータの作成・公開を進め、情報交換の仕組み(クリアリングハウスメカニズム(CHM))を整備するなど、生物多様性に関する情報システムの充実を図ります。	平成16年7月より生物多様性に関する情報交換の仕組み(クリアリングハウスメカニズム(CHM))専用のサイトを開設し、メタデータの収集に努めるとともに、インターネットを通じて公開しています。 また、関連機関に対しメタデータ作成の協力依頼を継続して行っています。	生物多様性クリアリングハウスメカニズム(CHM)の活用促進を図っていくため、引き続き関連機関に対してメタデータの登録を積極的に働きかけています。
希少種の分布情報等で、公開することにより乱獲その他生息・生育地の攪乱を誘発するおそれのあるものについては、保全上の観点から慎重な配慮を加えつつ公開方法等について検討します。	国内希少野生動植物種や希少な野生生物に関する生息・生育地の情報については原則として、公開しないこととしました。	なし
大学や全国規模の研究機関、地方自治体の調査研究機関や自然史系博物館等の設置や充実に支援するとともに、これら機関に属する専門家等の交流やネットワークの強化を図ります。	自然環境保全、野生動植物保全等の調査研究を行っている調査研究機関の情報交換のため、平成16年度は、第7回自然系調査研究機関連絡会議(NORNAC)が開催されました。一般公開する調査研究・事例発表会では、総合的生態系調査、GIS解析、衛星画像解析等をテーマに、19機関から22題が発表されました。	引き続き情報交換を続けるとともに、より幅広く参加を呼びかけていきます。
海外も含めた研究機関、行政機関、NGO、専門家及び市民の広範なネットワーク形成を図りつつ、生物多様性保全に向けた調査研究及び自然環境データの整備や情報共有を進める中心的拠点として、生物多様性センター、各地の野生生物保護センター等の組織・機能の充実に努めます。	環境省生物多様性センターにおいて、生態系監視科を置き、組織の充実を図りました。 ラムサール条約湿地の藤前干潟に、干潟の保全や環境学習の拠点として、「稲永(いなえ)ビジターセンター」と「藤前活動センター」の施設を平成17年3月に開設しました。	引き続き、生物多様性センター及び各地の野生生物保護センター等の組織・機能の充実に努めることが重要です。

進捗状況：○実施中、△検討中、×未着手

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
CHMメタデータ数	H14.3	0件	H17.3	112件	112件

7. 効果的な保全手法等

(1) 効果的保全のための様々な手法の活用、環境アセスメントの充実

・「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が平成15年10月から施行され、平成16年9月には、「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。当該基本方針において、生物多様性の保全等に対する自発的な取組の必要性を指摘し、そのための活動を促進する施策を講じることとしています。

・環境影響評価法に基づき、環境影響評価項目等の選定指針、環境保全措置指針等を定めた基本的事項について見直しを実施し、平成17年3月に改正しました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
絶滅のおそれのある種や重要地域等のリスト化	絶滅のおそれのある種を選定したレッドリストの見直し作業を進めました。 ○ なお、平成17年7月に、陸・淡水産貝類のレッドデータブックを公表しました。	レッドリストの見直しについては、引き続き作業を進める必要があります。
保全・配慮指針や基準の策定 生態的・工学的配慮技術や手法の確立	「農林水産環境施策の基本方針」に基づき、平成16年度より「環境保全を重視する農業のための指針の策定」に向けて検討を行っています。 ○ 環境の保全・再生・創造を国土交通行政の本来的な使命とする「国土交通行政のグリーン化」を体系的に進めるため、その環境政策を総点検し、平成16年6月に「国土交通省環境行動計画」を策定したところです。（再掲）	保全・配慮指針や基準の策定、及び生態的・工学的配慮技術や手法の確立が必要な分野において、検討を進めるとともに、策定した基準等の普及を図ることが重要です。
助成や税制措置などの経済的な措置	鳥獣保護管理の担い手確保の観点等から狩猟税制の見直しを行いました。 ○	都道府県単独では対応が難しい鳥獣について広域的な指針の策定を関係する都道府県と連携して行っていくこととしています。
自発的取組の促進	平成16年9月に、「環境保全の意欲の増進及び環境教育に関する基本的な方針」が閣議決定されました。当該基本方針において、地球温暖化対策、循環型社会の形成、生物多様性の保全をはじめとする今日私たちが直面する課題の解決に対する自発的な取組の必要性を指摘し、そのための活動を促進する施策を講じることとしています。また一定の条件を満たした人材認定等事業について、登録し教育現場等に情報提供を行う人材認定等事業の登録制度の運用が開始されました。 ○	自発的取組の推進や住民参加等については、実績を積み重ね、人材育成や体制の整備等に努める必要があります。

住民参加による計画策定手続・合意形成システム、などの実効性の確保	「自然再生推進法」及びその基本方針において、多様な主体が参加する協議会を組織すること、地域の多様な主体の参加と連携について定められています。平成17年7月現在、全国で15の自然再生協議会が立ち上がり、計750名以上が協議会メンバーとして参加しています。	○	国への相談体制及び各協議会同士の情報共有体制等の充実が必要です。
開発事業に効果的な環境配慮を組み込むための重要な制度である環境アセスメントを効果的に活用していくことも必要です。	環境影響評価法に基づき手続を完了したものは83件あり、うち手続当初から同法に基づき手続を開始したものは38件となっています(平成17年6月現在)。	○	環境影響評価法などに基づく環境影響評価を適切に実施することにより、環境保全への適切な配慮の確保を図ることが必要です。
「環境影響評価法」に基づき、環境影響評価項目等の選定指針、環境保全措置指針等を定めた基本的事項(平成9年決定)について、最新の科学的知見や環境アセスメントの実施状況を踏まえて点検を行い、制度の充実を図っていきます。	学識経験者からなる委員会(環境影響評価の基本的事項に関する技術検討委員会)を設置し、環境影響評価の基本的事項の点検を行い、平成17年3月に改正を行いました。	○	今後、新しい基本的事項の適切な運用とその考え方の普及に努めていく必要があります。
上位計画や政策における環境配慮のあり方について、現状での課題を整理した上で、内容、手法などの具体的な検討を行うとともに、国や地方公共団体における取組の実例を積み重ね、その有効性、実効性を検証し、その結果を踏まえて、環境配慮のあり方に関するガイドラインの作成を図ります。	基本的考え方や留意点をとりまとめ、さらに平成15年11月に廃棄物分野を例とした戦略的環境アセスメント試行ガイドラインを策定しました。また、戦略的環境アセスメントが東京都、埼玉県、京都市及び広島市で制度化されるとともに、東京都及び埼玉県におけるいくつかの上位計画に対しては環境影響評価が実際に実施されました。さらに、道路、河川、空港、港湾等について、計画プロセスにおける情報公開や住民参加のガイドライン等が示されるなど、関連する取組も進められました。	○	上位計画や政策における環境配慮のあり方については、地方公共団体とも情報交換しつつ、事例を積み重ねるとともに、必要に応じて制度化の検討を進める必要があります。

進捗状況: ○ 実施中、 検討中、 × 未着手

(2) 国際的取組

- ・平成17年2月に開催された生物多様性条約第10回補助機関会合において、島嶼生態系、奨励措置、海洋・沿岸、内陸水、農業の生物多様性、世界分類学イニシアティブ等が議論され、締約国会議への勧告等が実施されました。
- ・サンゴ礁保全と持続可能な利用に関する包括的な国際的枠組である国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の事務局を平成17年7月から2年間、パラオ共和国と共同で運営しています。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
国際的な連携や枠組みづくりの分野については、「生物多様性条約」、「ラムサール条約」、「ワシントン条約」等の関連諸条約の効果的な実施や国際サンゴ礁イニシアティブ、アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略、森林の保全・持続的利用などに関する国際的な取組の推進に積極的に貢献し、国際社会の中でリーダーシップを発揮していきます。	各条約の締約国会議等、関連会合への積極的な参加を通じて、その推進に貢献しています。 平成11年のラムサール条約第7回締約国会議において、平成17年までに条約湿地を倍増することなどが決議されており、わが国においても新規登録に向けて検討を行いました。その結果、平成17年11月開催の第9回締約国会議期間中に新たに20箇所の湿地を条約湿地に登録できる見込みとなりました。(再掲) ワシントン条約に関しては、国内譲渡規制が適切に行えるように平成15年7月に「種の保存法」を一部改正し、国際希少野生動植物種の個体等の登録事務を行う機関を環境大臣の指定制から登録制に改め、公正性や専門性を備えた機関が登録事務を行うこととしました。アメリカ、ロシア、オーストラリア、中国及び韓国との間で二国間渡り鳥等保護条約等に基づく会議を実施し、渡り鳥の保護に関する情報交換を行いました。 第 期アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略に基づき、シギ・チドリ類、ツル類及びガンカモ類の渡りルート上の重要生息地ネットワーク活動を推進しています。 サンゴ礁保全と持続可能な利用に関する包括的な国際的枠組である国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の事務局を平成17年7月から2年間、パラオ共和国と共同で運営しています。	今後ともひきつづき積極的に条約の実施に貢献します。 ワシントン条約、ラムサール条約、あるいは二国間条約に基づく国際的取組を一層進める必要があります。 ラムサール条約については、平成17年11月開催の第9回締約国会議の決議を受けて、我が国のラムサール条約湿地の取扱についての検討を進める必要があります。 アジア・太平洋地域における渡り性水鳥保全については、持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)タイプ2パートナーシップを活用した枠組み構築を推進し、国際的な協力関係の強化を進めて行くことが必要です。 国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の事務局を着実に運営し、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮する必要があります。
「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書(仮称)」を効果的に実施するために必要な措置の検討に積極的に参画するとともに、早期の締結を目指し、政府一体となって締結に必要な国内担保措置を構築します。	国内担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(以下「カルタヘナ法」という。)を制定し、平成15年11月にカルタヘナ議定書を締結しました。カルタヘナ議定書は平成16年2月19日に我が国について効力を生じ、カルタヘナ法も同日から施行しました。	カルタヘナ法に基づき、遺伝子組換え生物を環境中で使用する場合の生物多様性への影響の評価の的確な実施等、法の的確な運用が必要です。

国際生物多様性科学研究計画(DIVERSITAS)や地球規模生物多様性情報機構(GBIF)など、国際的な研究・情報整備プログラムに参加・貢献することも重要です。	GBIFについて、平成16年度はGBIF技術専門委員会を2回開催し、GBIF活動について調査及び審議を行いました。また、GBIFの設置に関する覚え書きで定められている、国内データベース拠点の設置と運用について、平成16年度より大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所に拠点を設け、国内の標本等のデータ提供に対応しています。	生物多様性情報に関する取組が数多く存在することから、効率的な作業の実施に資するよう、それらの間での作業の協調を図ることが重要です。 ○ GBIFについて、今後とも着実に自然史博物館及び大学の研究所等における国内の標本等データベースの構築を推進するとともに、GBIFとの連携を図っていく必要があります。
世界規模での地球生態系診断(ミレニアムエコシステムアセスメント)に対応したモニタリング手法や評価モデルの開発・提供、モニタリングデータの提供などを通じて、アジア地域を中心に、この事業に協力し、こうした取組に際して、政府間だけでなく研究者やNGO、民間企業等とのパートナーシップの下に取組を進めていくこと、研究者や民間が主体となった協力・交流についても積極的に支援していきます。	日本からは、国立環境研究所などから約10名の専門家が地球生態系診断の報告書執筆作業に参加しました。 環境省が主要な資金を拠出し、各国研究機関の参画のもと実施しているアジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト(APEIS)では、アジア太平洋地域の環境劣化等を把握する総合環境モニタリングシステムの開発や、環境との調和を目指した発展戦略を評価するシミュレーションシステムの提供を行っています。APEISで取り組んでいる中国西部における衛星画像によるモニタリングのデータを地球生態系診断に提供、ワークショップを共同実施するなどの協力を行いました。	地球生態系評価を、APEISの重要なパートナープロジェクトとして、引き続き連携を図っていく必要があります。 ○
国際協力銀行や国際協力事業団が支援する事業について、生物多様性の視点も含めた環境配慮を徹底していきます。	国際協力銀行(JBIC)において、平成15年10月より新環境ガイドライン(環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン)及び異議申立手続要綱(環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱)を施行しました。 国際協力機構(JICA)において、平成16年3月にJICA環境社会配慮ガイドラインの改定作業を終了。同年4月より同ガイドラインを施行しています。	○ 今後、ODAの実施にあたって、ODA大綱及びガイドラインに基づき、生物多様性の視点も含めた環境配慮を徹底していくことが重要です。
戦略的環境アセスメントの考え方に基づいて上位計画段階から様々な代替案の検討を進め、また環境面、経済・社会面から総合的に評価することなどにより、開発途上地域における開発計画自体が、開発と環境保全の両立を図る持続可能な内容となるような支援に努めます。	平成15年8月に改定されたODA大綱の「基本方針」において、「ODAの実施が開発途上国の環境や社会面に与える影響などに十分注意を払い、公平性の確保を図る」ことを挙げ、「援助実施の原則」に「環境と開発を両立させること」を掲げている。 ○ また、平成16年4月に改定後のJICA環境社会配慮ガイドラインを施行しました。	○ 今後、ODAの実施にあたって、ODA大綱及びガイドラインに基づき、生物多様性の視点も含めた環境配慮を徹底していくことが重要です。

自然環境データの整備 開発途上地域において自然環境保全の基礎となる植生図等の作成手法を技術移転するなど今後の協力として注目すべきです。 世界分類学イニシアティブ(GTI)、クリアリングハウスメカニズム(CHM)や地球規模生物多様性情報機構(GBIF)などのアジア地域での推進にも寄与するため、これら地域の生物多様性や生態系に関する基礎的情報の整備に協力する必要があります。	世界分類学イニシアティブ(GTI)については、平成16年度までに地球環境研究総合推進費により、国立環境研究所が中心となって、ワークショップの開催や人材育成等のプロジェクトを通じて、GBIF等の関連機関との協調を視野に入れた上で、国内及びアジア地域を中心に、その活動を推進しました。	○	生物多様性情報に関しては、GBIF等、様々な取り組みがあるので、効率的な実施に資するよう、それらの間での協調を国内外で推進します。
生物種・生態系の保全 渡り鳥・湿地保全：アジア地域の渡り鳥モニタリングネットワーク構築や、渡り鳥だけでなく多様な生物の生息・生育環境として重要との観点から干潟・藻場・サンゴ礁等の浅海域、マングローブ林を含む様々なタイプの湿地の保全、再生、ネットワーク化のための協力を強化するなど、この分野の協力を進めることが重要です。	鳥を指標としたアジア地域における重要な自然環境リストの作成支援を行いました。 第 期アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略に基づき、シギ・チドリ類、ツル類及びガンカモ類の渡りルート上の重要生息地ネットワーク活動を推進しています。(再掲) 平成16年には、沖縄において、日本サンゴ礁学会等と協力して第10回国際サンゴ礁シンポジウムを開催し、参加者一同はサンゴ礁の保全と再生に向けた「沖縄宣言」を採択しました(再掲)。	○	アジア地域で保護すべき絶滅のおそれのある鳥類にとって重要な生息地を保全するため、アジア地域における鳥類のモニタリングのための国際的なネットワークの構築を行う必要があります。 アジア・太平洋地域における渡り性水鳥保全については、WSSDタイプ2パートナーシップを活用した枠組み構築を推進し、国際的な協力関係の強化を進めて行くことが必要です。(再掲)
希少種保護：アジア地域の中で絶滅危惧種が集中し、生物多様性が脅かされている地域(ホットスポット)の保全への協力を進めることが重要です。	重要生態系保全基金(CEPF)を通じて、ホットスポットの保全に関する市民団体等への支援を実施しています。アジア地域には複数のホットスポットがあり、それらについては支援の実施もしくは援助方針書の準備がされています。	○	援助方針書に即しての支援と国内でのCEPFの認知に努めることが必要です。
国立公園：途上国において、日本の長年にわたる自然公園制度の経験と技術を活かした協力を展開するとともに、国際レベルから地域レベル、それぞれの国のレベルまで、様々な空間レベルにおける生態的ネットワークを、アジア地域等において形成していくことが大切です。	国際協力機構(JICA)によるカウンターパート研修等において日本の自然公園制度に関する講義を行っています。生態系ネットワークについては、第7回生物多様性条約締約国会議にて関連する議論に積極的に参加したほか、NGOと協調して、アジア地域を中心にその形成に向け取り組んでいます。	○	アジア地域生態系ネットワークの形成に向けた具体的な取組を推進することが重要です。
生物資源の持続可能な利用 熱帯林を始めとした森林の持続可能な経営：国連を始めとした国際的な取組に積極的に貢献することと併せ、開発途上国における持続可能な森林経営の推進を支援し、貴重な遺伝資源を保全するための協力が必要とされています。	ブラジル「東北部半乾燥地における荒廃地域の再植生技術開発計画」(技術協力プロジェクト)、オマーン「マングローブ林再生・保全・管理計画調査」(開発調査)、「持続可能な森林経営の実践活動促進」、「共生による森林保全」、「マングローブ生態系の持続可能な管理と保全」(以上、集団研修)などを実施しています。 ITTO(国際熱帯木材機関)を通じた我が国の支援として、プロジェクト実施のために総額約9億円の拠出を表明しました。	○	国際熱帯木材機関(ITTO)を通じた支援など、今後も途上国への協力を推進することが重要です。

地域住民への環境教育及び生活福祉向上 社会林業：地域住民の環境意識の向上、生活福祉の安定と向上を目的とし、住民の社会的取組を促すことに主眼を置いた協力を進めていくことが重要です。	インドにおいて、「ハリヤナ州森林資源管理・貧困削減事業」(円借款)で日本のNGOと提携し、現地の小学生を対象に植林活動等を通じた環境教育を実施。ブラジルにおいて、「東部アマゾン森林保全・環境教育プロジェクト」(技術協力プロジェクト)などを実施しています。	生物多様性の保全と持続可能な利用に関する開発途上国に対する支援において、地域住民の環境意識の向上や生活福祉の安定と向上を図ることが重要です。
---	--	---

進捗状況：○実施中、 検討中、×未着手

具体的施策の展開に関する点検結果

新国家戦略第4部では、第3部で示された取扱方針を受けた具体的施策の展開について、国土の空間特性、土地利用に応じた関係省庁の施策、野生生物の保護管理、生物資源の持続可能な利用、自然とのふれあい、動物愛護・管理といった横断的施策、調査研究、人材育成及び国際的取組等の基盤的施策を記述しています。

これらの具体的施策としては、生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議に参画する各省庁が具体的に実施し、又は実施に向けた準備及び検討を行っているものが掲げられています。多種多様な施策の実施状況をわかりやすく把握するため、第2回点検と同様に、各施策の進捗状況を数値化して示すとともに、共通の様式を定めて個票を用いて点検を行っています。

なお、新国家戦略策定以降、生物多様性の保全及び持続可能な利用の観点から一定の進展があったものとして各関係省庁が点検したものを記載しています。

1. 国土の空間的特性、土地利用等に応じた施策

(1) 森林・林業

生物多様性の保全や地球温暖化防止など、多面的機能を有する森林を社会全体で支えるという国民意識の醸成を図るため、国民参加の緑づくり活動推進事業等を通じて、森林ボランティア活動等、広範な国民による森林づくり活動を支援し、適切な森林の整備・保全を推進するとともに、貴重な動植物の生息・生育地等である保護林や保護林同士を連結したネットワークによる野生動植物の移動経路の確保を図る緑の回廊を増設するなど、生態系の保全及び遺伝的な多様性の確保等の取組をさらに進めました。

【数値から見る具体的施策の展開】

「平成16年度までに232箇所において森林ボランティア活動におけるフィールドの整備を行うなど、国民による森林の保全・整備活動を支援しました。

また、国有林においては、引き続き保護林等の設定に取り組み、その適切な保全・管理の一環として植生の回復や保護柵の設置を行うなど、生態系の保全を図りました。

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
国有林野の内保護林が設定された箇所数及び面積	H14.4.1	821箇所 (約55万ha)	H17.4.1	840箇所 (約66万ha)	19箇所 (約11万ha)
森林生態系保護地域の箇所数及び面積	H14.4.1	26箇所 (320千ha)	H17.4.1	27箇所 (400千ha)	1箇所 (80千ha)
森林生物遺伝資源保存林の箇所数及び面積	H14.4.1	12箇所 (36千ha)	H17.4.1	12箇所 (36千ha)	0
植物群落保護林の箇所数及び面積	H14.4.1	356箇所 (138千ha)	H17.4.1	371箇所 (160千ha)	15箇所 (22千ha)
特定動物生息地保護林の箇所数及び面積	H14.4.1	32箇所 (16千ha)	H17.4.1	34箇所 (19千ha)	2箇所 (3千ha)
特定地理等保護林の箇所数及び面積	H14.4.1	34箇所 (30千ha)	H17.4.1	35箇所 (30千ha)	1箇所 (0ha)
保安林の指定面積(実面積)	H14.3.31	9,052千ha	H17.3.31	11,331千ha	2,279千ha
全国の緑の回廊の箇所数及び面積	H14.4.1	13箇所 (約28万1千ha)	H17.4.1	19箇所 (約39万1千ha)	6箇所 (約11万ha)
郷土の森の箇所数及び面積	H13.4.1	32箇所 (2千ha)	H15.4.1	32箇所 (2千ha)	0
レクリエーションの森の箇所数及び面積	H13.4.1	1,263箇所 (約41万ha)	H15.4.1	1,257箇所 (約41万ha)	▲6箇所 (0ha)

1．第4部における事項番号と施策名	1章1節1(2)多面的機能の発揮のための森林の整備の推進		
2．第3部第2章の各テーマとの関係	2，4，5		
3．本施策を展開する必要性とその目的			
国民の要請に応え、森林の有する多面的機能を将来に渡り持続的に発揮できるよう、地域の特性に応じた森林施業の実施や公的な関与による森林の整備に努めるとともに、これらの森林施業等を効率的に行うための林内路網の整備や地域活動の支援等を通じて、森林の整備を計画的に推進する。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
ア．森林整備事業の着実な推進 国土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止、木材の供給等、国民生活の向上及び国民経済の発展に不可欠な森林の有する多面的機能の発揮に資するため、造林、保育、間伐等とそれらの作業を実施するための林内路網の整備等を実施。		平成14年に重視すべき機能（「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の3区分）に応じ森林整備事業を再編し、各事業の目的に応じ、計画的に造林、保育、間伐等やそれに必要な林内路網の整備等を実施。	
イ．森林整備地域活動支援交付金制度 森林施業の適切な実施に不可欠な森林の現況調査等の地域における活動を確保するための支援。		平成16年度は、44道府県の1,725市町村で交付金を交付。また、交付金の対象となった森林面積は約160万ha。	
ウ．公的な関与による森林の整備 所有者等の自助努力では整備が進まない森林において、水土保持等の機能が低下した保安林等について、治山事業等による森林の整備を推進。		治山事業等により計画的に森林の整備を実施。	
6．予算・税制等項目		7．今後の課題	
	当初予算（百万円）		
	H16年度	H17年度	
ア．森林整備事業費（民有林）	135,254	122,284	引き続き重視すべき機能に応じた適正な森林の整備と森林の過密化などにより土砂の流出、崩壊等を発生させるおそれのある保安林において森林の整備が必要。 また、森林整備地域活動支援交付金制度が、引き続き広範に実施されるよう、都道府県、市町村と連携を図りつつ普及啓発が必要。
イ．森林整備地域活動支援交付金	7,145	7,303	
森林整備地域活動支援推進交付金	150	115	
ウ．治山事業（国費）	106,451の内数	98,956の内数	

農林水産省林野庁整備課、企画課、治山課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章1節1 森林の有する多面的機能の発揮のための森林整備の推進に関する施策 (3) 森林保全の確保	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 2, 4, 7	
3. 本施策を展開する必要性とその目的	水源のかん養や保健・風致の保存等森林の有する公益的機能の確保のため特に必要な森林を保安林として指定し、開発行為の規制等によりその適切な保全・管理を推進するとともに、保安林以外の民有林内での1haを超える開発行為について、都道府県知事の許可制とし、また、土砂の崩壊・流出等が発生した荒廃地等を復旧整備することにより、適切な森林の保全を確保し、森林が有している多様な役割・機能を維持することにより、森林の生物多様性の構成要素を将来に渡り持続可能な方法で利用。 また、森林の多様な機能を発揮させるよう森林の健全性を確保するため、松くい虫等による森林被害への対策を実施する必要がある。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
ア. 森林の保全のための必要な規制 保安林の整備 保安林の指定及び適切な保全・管理の推進	平成16年度末時点の保安林指定面積は、約1,133万ha。土地の形質変更や立木の伐採等に係る許可制の適切な運用を推進。	
林地開発許可制度の運用 保安林以外の民有林内での1haを超える開発行為を規制	1haを超える開発行為を都道府県知事の許可制とし、環境の保全等の観点から許可の適否を判断。	
イ. 山地災害の防止と復旧 荒廃地等における治山施設などの整備を推進。	治山事業により山地災害から保全される森林の面積44,900ha(H16.3見込み)。	
ウ. 森林病虫害等の被害の防止 森林の多様な機能を発揮させるよう森林の健全性を確保するため、松くい虫等による森林被害への対策を実施	全国の対策対象松林(29万ha:平成16年度末時点)における松くい虫被害対策のほか、野生鳥獣等による被害対策を実施。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円) H16年度 H17年度	
ア. 保安林整備事業委託費等	890	697
イ. 治山事業(国費)	134,725	126,776
ウ. 森林病虫害等防除事業	2,508	2,504
	7. 今後の課題	
	保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用と、荒廃地等の復旧整備等を実施することなどにより、今後とも引き続き森林の保全を確保すると共に、引き続き、都道府県、市町村等との連携を図りながら、徹底した松くい虫等被害への対策を実施することが必要。	

農林水産省林野庁治山課、森林保全課

1．第4部における事項番号と施策名	1章1節1 森林の有する多面的機能の発揮のための森林整備の推進に関する施策 (7) 国民等の自発的な活動の推進		
2．第3部第2章の各テーマとの関係	2, 4, 7		
3．本施策を展開する必要性とその目的	地球温暖化防止や生物多様性の保全をはじめとする多面的機能を有する森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成を図る必要がある。		
4．施策の概要	5．施策の進捗状況		
森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林の整備・保全を社会全体で支える国民意識の醸成	平成16年度においては、44都道府県において、森林ボランティア活動等広範な国民による森林づくり活動に対する支援等を実施。		
6．予算・税制等項目	当初予算(百万円)		7．今後の課題
	H16年度	H17年度	
国民参加の緑づくり活動推進事業	369	135	森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成を一層図るため、より広範な主体による森林づくり活動への参加策を構ることが必要。
青年森林協力隊活動推進事業	17	-	
学校林整備・活用推進事業	52	47	
森林づくり交付金	-	4431の内数	

農林水産省林野庁森林保全課

1．第4部における事項番号と施策名	1章1節1 森林の有する多面的機能の発揮のための森林整備の推進に関する施策 (8) 都市と山村の交流等		
2．第3部第2章の各テーマとの関係	2, 4, 7		
3．本施策を展開する必要性とその目的	森林の中での様々な体験活動を通じて人々の生活や環境と森林について学ぶことにより地球温暖化防止など森林の多面的機能等に対する理解を深めるとともに、里山林等における生物多様性の保全や保健・文化・教育的利用を推進する。		
4．施策の概要	5．施策の進捗状況		
森林環境教育の推進	森林環境教育活動を推進するための人材の育成、プログラムの開発、情報提供、体験活動の場の整備等を実施。		
里山林等の保全・整備・利用活動の推進	NPO等や市民参加による里山林等における多様な利用活動を推進。		
6．予算・税制等項目	当初予算(百万円)		7．今後の課題
	H16年度	H17年度	
森林環境教育活動の条件整備促進事業	22	7	森林環境教育活動や里山林等における多様な利用活動のより一層の展開を図る。
教育のもり整備事業	238	-	
共生林の多様な利用活動推進事業	6	-	
里山林自然・文化体験活動の促進	6	-	
森林づくり交付金	-	4,431の内数	

農林水産省林野庁計画課

1．第4部における事項番号と施策名	1章1節2 森林によって供給される財とサービスの提供及び利用の確保に関する施策 (2)特用林産物生産の促進 (3)森林保全に配慮した森林の総合的利用の推進	
2．第3部第2章の各テーマとの関係		
3．本施策を展開する必要性とその目的	(3)森林と人との豊かな関係を構築し、環境との調和や資源循環利用に果たす森林・林業の役割への国民的理解の醸成を図る。	
4．施策の概要	5．施策の進捗状況	
(2)特用林産物生産の促進 特用林産物の生産振興や加工・流通施設等の整備等を支援。	平成15年に特用林産物の生産販売施設を整備。 また、木炭、竹炭については、成分調査、生産技術研修及び適切な利用方法等の情報提供等を実施。	
(3)森林保全に配慮した森林の総合的利用の推進	平成16年度には44都道府県において森林ボランティア活動を支援するとともに、ネットワークの構築、指導者の育成・安全の確保など国民が行う森林づくり活動や森林体験学習、里山林等における多様な利用活動等への支援等を実施中。	
6．予算・税制等項目	当初予算(百万円)	
	H16年度	H17年度
林業・木材産業構造改革事業の内数及び特用林産振興対策事業 国民参加の緑づくり活動推進事業 学校林整備・活用推進事業 森林環境教育活動の条件整備促進対策事業 教育のもり整備事業 共生林の多様な利用活動推進事業 森林づくり交付金	369 52 -	135 47 4431の内数
	7．今後の課題	
	より一層の森林の有する多面的機能の発揮のためには、農山村地域の活性化が喫緊の課題であり、引き続き施策を講ずることが必要。	

農林水産省林野庁経営課、計画課、森林保全課

1．第4部における事項番号と施策名		1章1節2 森林によって供給される財とサービスの提供及び利用の確保に関する施策 (1) 木材の有効利用の推進等 (2) 特用林産物生産の促進	
2．第3部第2章の各テーマとの関係			
3．本施策を展開する必要性とその目的			
再生産が可能で人や環境に優しい資材である木材の有効利用とその供給体制の整備を推進し、林業及び木材産業の活性化を図ることにより、森林の整備及び保全、ひいては生物多様性などの森林の有する多面的な機能の高度発揮の確立に資する。 特用林産物生産の促進により、農山村地域の活性化を図るとともに、森林資源の持続的活用を通じて、森林の有する多面的機能の確保を図る。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
(1) 木材の有効利用の推進等 木材利用の意義について国民への普及啓発 木の良さや木材利用の意義等について、普及啓発を実施。		平成16年度に46都道府県において、講習会、シンポジウム、木工教室の開催等を通じた普及啓発を実施。	
住宅への利用推進 森林所有者から住宅生産者までの関係者の連携強化による家づくりや住宅リフォーム等新たな利用分野における地域材需要の開拓等を実施。		平成16年度に43都道府県において、関係者に対する説明会の開催、セミナー等による普及啓発、住宅用内装材の開発等を実施。	
公共施設への利用推進 シンボル性が高く波及効果の期待できる公共施設の地域材を用いた整備等への支援を実施。		平成16年度に36地域において地域材を用いた公共施設の整備を実施。	
木質バイオマスエネルギーへの利用推進 未利用木質資源のエネルギー利用を促進するため、バイオマス発電施設、熱供給施設、ペレット製造施設等の整備を実施。		平成16年度に27地域において木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備を実施。	
木材産業の構造改革 木材産業の構造改革を進めるために必要な加工流通施設の整備及び木材利用に関する技術開発への支援等を実施。		平成16年度に38箇所の加工流通施設の整備、5件の技術開発支援等を実施。	
(2) 特用林産物生産の促進 特用林産物の生産振興や加工・流通施設等の整備等を支援。		平成16年に特用林産物の生産販売施設等の整備を39地域で実施。 また、木炭、竹炭については、成分調査、生産技術研修及び適切な利用方法等の情報提供等を実施。	
6．予算・税制等項目		7．今後の課題	
	当初予算(百万円)		
	H16年度	H17年度	
強い林業・木材産業づくり交付金及び木へのこだわり強化事業等	239の内数	7,935の内数	地域材の実需拡大を図るための消費者対策を推進するとともに、関係省庁とも連携を図りつつ、住宅や公共施設等への地域材利用を推進することが必要。 また、木質バイオマスエネルギー利用施設の整備や技術開発等による木材の多角的利用を推進することが必要。 さらに、大口ロットに供給する新しい流通・加工システムの構築を推進する等、消費者ニーズに対応した品質・性能の明確な製品の安定供給体制の整備を推進することが必要。
強い林業・木材産業づくり交付金及び「顔の見える木材での家づくり」推進事業等	254の内数	7,933の内数	
強い林業・木材産業づくり交付金	847	7,809の内数	
強い林業・木材産業づくり交付金	1,059	7,809の内数	

強い林業・木材産業づくり交付金及び地域材利用促進のための新たな技術開発事業	3,433	7,850の内数	特用林産物生産の促進については、より一層の森林の有する多面的機能の発揮のためには、農山村地域の活性化が喫緊の課題であり、引き続き施策を講ずることが必要。
(2)林業・木材産業構造改革事業及び特用林産振興対策事業 強い林業・木材産業づくり交付金及び特用林産振興対策事業	3,944の内数	7,860の内数	

農林水産省林野庁木材課、経営課

(2) 農地・農業

農業農村整備事業の実施に当たっては、環境との調和に配慮することを基本原則としており、市町村において環境配慮の基本方針等をまとめた田園環境整備マスタープランを踏まえて、自然と共生する田園環境の創造に貢献する事業を推進しています。

また、自然再生推進法の制定を踏まえ、農村地域における自然環境の保全・再生活動を推進しています。

さらに、中山間地域等においては、農業生産活動を通じた自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払制度を実施するとともに、地域の特性に即した里地や棚田の整備を推進しています。

【数値から見る具体的施策の展開】

自然再生への取組として、平成16年度までに田園自然環境保全・再生支援事業を51地区において実施しました。また、田園環境整備マスタープランが2,541の市町村で策定され、策定市町村が倍増しました。さらに、田んぼの生きもの調査を継続して実施するとともに、農業農村環境情報調査を394地点において実施し、環境との調和に配慮した事業のための基礎資料を蓄積しました。

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
環境保全型農業に取り組んでいる農家の戸数と農家全体に対する割合	H12	50万2千戸 (約2割)	H12	50万2千戸 (約2割)	0
エコファーマー認定件数	H14.3	9,226件	H16.12	67,131件	57,905件
「田園環境整備マスタープラン」策定市町村数	H14.3	1,191市町村	H17.3	2,541市町村 全国市町村数 3,190 (H15. 4現在)	1,350市町村
田園自然環境保全・再生支援事業の実施地区数	H14.3	0地区	H17.3	54地区	54地区
市民農園区画数	H14.3	144,312区画	H16.10	152,481区画	8,169区画
「田んぼの学校」登録数	H14.3	350件	H17.4	951件	601件
「田んぼの生きもの調査」調査箇所数	H14.3	1,098の農業水路、ため池等	H17.3	2,351の農業水路、ため池等	1,253の農業水路、ため池等
「農業農村環境情報整備調査」による調査対象47地区内のサイト数	H14.3	0地点	H17.3	394地点	394地点
中山間地域等直接支払制度の交付面積及び下段()内は協定数	H14.6	632千ha (32,067)	H17.6	665千ha (33,970)	33千ha (1,903)

1．第4部における事項番号と施策名	1章2節3 環境に配慮した農業農村の整備	
2．第3部第2章の各テーマとの関係	1，2	
3．本施策を展開する必要性とその目的		
農業生産基盤の整備や農村生活環境の整備、農地の保全等を行う農業農村整備事業の実施に際しては、農業の持続的発展や農村の振興を目的とし、地域全体を視野において、可能な限り生態系や景観等への負荷や影響を回避・低減するとともに、良好な二次的自然環境を形成・維持し、持続可能な社会の形成に資するよう、さらに環境との調和に配慮していくものである。		
4．施策の概要	5．施策の進捗状況	
生態系などの環境に配慮した整備 環境との調和への配慮を原則として、 農業農村整備事業を実施	2,541の市町村で田園環境整備マスタープランを策定（H17.3）。このプランで定めている環境創造区域内において、環境創造施設を1,050地域で整備。	
環境保全技術の確立 環境との調和への配慮を行うための 手法・技術を整理・開発し普及	ほ場整備をテーマとした「手引き」を充実し、環境配慮施設の事例、生きもの情報等のデータベース化や実証施設を用いて生態系保全技術を開発。	
自然再生への取組 農村地域における自然環境の保全・ 再生活動の取組を推進	田園自然環境保全・再生支援事業を54地区で実施し、地域住民、NPO等と連携した自然再生活動を支援するとともに「田園自然再生活動コンクール」を実施。	
6．予算・税制等項目	当初予算（百万円）	7．今後の課題
	H16年度	H17年度
農業農村整備事業費	834,542 の内数	795,591 の内数
田園自然環境保全・再生支援事業	100	17
元気な地域づくり交付金	-	46,607 の内数
環境との調和に配慮した農業農村整備を一層促進するためには、環境配慮に関するさらなる技術や情報の蓄積や技術者の育成、地域住民の参加を行う新たな体制の確立等に努めることが必要。		

農林水産省農村振興局計画部資源課、事業計画課、整備部設計課、農村整備課

1．第4部における事項番号と施策名	1章2節4 農村の環境の保全と利用	
2．第3部第2章の各テーマとの関係	2	
3．本施策を展開する必要性とその目的		
農村地域の豊かな自然や美しい景観を活用した都市と農村の交流により、都市住民の農業・農村に対する理解の増進と農村地域の活性化を図るとともに、中山間地域等の振興により農業生産活動による多面的機能の確保を図る。		
4．施策の概要	5．施策の進捗状況	
棚田地域等の生産基盤の整備 里地や棚田等において、地域の特性に即した簡易な整備等を実施。	里地棚田保全整備事業を20地区（新規）で実施し、里地や棚田における土地改良施設等の多面的機能の良好な発揮や豊かな自然環境の保全・再生を推進。	
農地の維持管理等の活動支援 生産条件に関する不利を補正する中山間地域等直接支払制度を実施。	中山間地域等直接支払制度の実施により、平成16年度までに66万5千haの農地について、維持管理等の活動を行うための協定を締結。	
都市農村の交流の促進 グリーン・ツーリズムの推進や市民農園の整備などを促進。	谷津田などにおいて、都市住民との交流を図るため21地区において、滞在交流拠点や体験交流空間を整備し、平成16年10月までに全国で152,481区画の市民農園を開設し、都市と農村の交流を図った。	
6．予算・税制等項目	7．今後の課題	
	当初予算（百万円）	
	H16年度	H17年度
里地棚田保全整備事業 元気な地域づくり交付金	1,795 -	- 46,607の内数
中山間地域等直接支払制度 やすらぎ空間整備事業	16,800 615	21,800 -
		都市住民の農業・農村に対する理解の増進と農村地域の活性化や棚田地域の美しい景観の保全など多面的機能の発揮等に向け、都市と農山漁村の交流のための施策及び地域の特性に応じた整備等の施策を講ずることが必要。

農林水産省農村振興局地域振興課、整備部農村整備課

(3) 都市・公園緑地・道路

良好な都市環境や都市景観の形成、生物多様性の確保等のために重要な都市の緑とオープンスペースを効率的かつ効果的に確保するため、届出により土地利用との調整を図ることで緑地の保全を図る「緑地保全地域」の創設、都市中心部などで緑化率の規制を行う「緑化地域」の創設、都市公園の区域を立体的に定めることを可能とする「立体都市公園制度」の創設などを行う「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」が平成16年12月に施行されました。

【数値から見る具体的施策の展開】

都市公園の面積が、95,940haから10,430ha増加し、106,370haになりました。これにより一人当たり都市公園等面積は、8.1㎡/人から8.9㎡/人へと増加しました。

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
緑の基本計画を策定した地方公共団体数	H14.3末	477市町村	H17.3末	649市町村	172市町村
人口50万人以上の大都市の内緑の基本計画を策定した地方公共団体の割合	H14.3末	90%	H17.3末	97%	7%
住民一人当たりの都市公園等面積	H13.3末	8.1㎡	H17.3末	8.9㎡	0.8㎡
都市公園の整備箇所数及び面積	H13.3末	80,932箇所 (95,940ha)	H17.3末	89,216箇所 (106,370ha)	8,284箇所 (10,430ha)
首都圏の近郊緑地保全区域の面積	H14.3末	約15,693ha	H17.3末	約15,693ha	0
近畿圏の近郊緑地保全区域の面積	H14.3末	約81,212ha	H17.3末	約81,212ha	0
全国の緑地保全地区の指定箇所数及び面積	H14.3末	282地区 (約1,411ha)	H17.3末	325地区 (約1,766ha)	43地区 (355ha)
全国の歴史的風土保存区域の面積	H13.3末	約15,526ha	H17.3末	約20,083ha	4557ha
全国の歴史的風土特別保存地区の指定箇所数及び面積	H13.3末	約8,323ha	H17.3末	51地区 (約83,213ha)	3ha
全国の風致地区の指定面積	H13.3末	約168,871ha	H16.3末	約169,089ha	約218ha
全国の市民緑地の指定箇所数及び面積	H14.3末	105地区 (約77ha)	H17.3末	110地区 (約82ha)	5地区 5ha

1. 第4部における事項番号と施策名	1章3節3 緑地の保全・創出に係る総合的な計画の策定
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	2
3. 本施策を展開する必要性とその目的	自然と人間の共生する緑豊かな都市を形成し、国民が豊かさを実感できる生活環境を形成していくためには、官民が一体となって、都市における緑地の保全・創出を図ることが必要である。そのため、都市緑地法第4条の規定に基づき、緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための基本計画（緑の基本計画）を策定する。
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
緑の基本計画の策定 市町村が緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための基本計画を策定する。	緑の計本計画策定済み 649市町村(H17.3)
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円) H16年度 H17年度
	7. 今後の課題
	平成16年の都市緑地法及び都市公園法改正により地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針が緑の基本計画の事項として追加されており、緑の保全・創出の計画的実施を行うため、多様な主体による緑地の保全、緑化の推進への参加を促進するため、緑の基本計画の策定をより一層推進することが必要。

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課

1．第4部における事項番号と施策名		1章3節4　緑地の保全・創出に係る諸施策の推進	
2．第3部第2章の各テーマとの関係		1，2	
3．本施策を展開する必要性とその目的			
都市において、より豊かな生物相を支えることができる環境を回復する観点から、都市全体において、樹林地や水辺、段丘崖の緑、社寺林、屋敷林などをネットワーク化するよう、緑地の保全・創出に係る諸施策を推進していくことが必要。また、道路整備においては、生物多様性のほか、良好な景観の形成、二酸化炭素の吸収等に資する道路緑化の促進や自然環境保全への配慮を図る。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
(1)都市公園の整備 都市公園の整備により、都市に残された緑地の保全と積極的な緑地の創出を図る。		都市公園等整備面積　106,370ha（H17.3）	
(2)道路整備における生物多様性の保全への配慮 道路のり面、植樹帯、中央分離帯等において、緑化の推進、生物の生息・生育空間の創出を図る。		都市内道路緑化率　51％（H15.3） （DID地区内の完成4車線以上の道路の管理延長に対する緑化延長の割合）	
(3)公共公益施設等における緑の創出 都市における水と緑のネットワークを構築するため、都市公園、道路、河川などの公共公益施設等における緑を積極的に創出する。		都市公園等整備面積　106,370ha（H17.3） 都市内道路緑化率　51％（H15.3） （DID地区内の完成4車線以上の道路の管理延長に対する緑化延長の割合）	
(4)近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区 首都圏の近郊整備地帯又は近畿圏の保全区域の樹林地等について近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区を定め、行為規制により保全を図る。		近郊緑地保全区域決定状況　96,905ha（H17.3） 近郊緑地特別保全地区決定状況　3,456ha(H17.3)	
(5)緑地保全地区（特別緑地保全地区に名称変更） 都市内に残された緑地について、特別緑地保全地区を定め、現状凍結的に保全を図る。		特別緑地保全地区決定状況　1,766ha(H17.3)	
(6)歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区 古都において、歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区を定め、歴史的風土の保存を図る。		古都指定状況：京都市、奈良市、鎌倉市、天理市、橿原市、櫻井市、斑鳩町、明日香村、逗子市、大津市（8市1町1村） 歴史的風土保存区域指定状況　22,487ha(H17.3) 歴史的風土特別保存地区指定状況　8,327ha(H17.3)	
(7)風致地区 都市における風致の維持を図るため、都市計画の地域地区として風致地区を定め、良好な都市環境の形成を図る。		風致地区決定状況　169,089ha(H16.3)	
(8)市民緑地 土地所有者と地方公共団体等の中で契約を締結し、民有緑地の市民への公開を行う。		市民緑地の契約締結状況　82ha(H17.3)	
(9)生産緑地地区 良好な都市環境を確保するため、都市内に残存する農地の計画的な保全を図る。		生産緑地地区決定面積　14,884ha(H16.3)	
(10)その他、屋敷林、雑木林等の保全について 保存樹、保存樹林の指定や、緑地協定の活用等により、適切に緑の保全を進める。		保存樹指定本数　69,302本(H17.3) 保存樹林指定件数　8,557本(H17.3) 緑地協定締結件数　530件(H17.3)	
(11)民有地における緑の創出、緑化の推進 緑化施設整備計画認定制度などを活用し、屋上・壁面を含む民間建築敷地の緑化を推進する。		緑化施設整備計画認定制度における認定緑化施設　14件(H17.3) 平成16年の都市緑地法改正により、緑化率規制を行う緑化地域制度を創設。	
都市近郊の緑地の保全 土地利用と調整を図りつつ緩やかな行為規制による緑地の保全を行う。		平成16年の都市緑地法改正により、届出・命令制の緑地保全地域制度を創設。	
6．予算・税制等項目		7．今後の課題	
	当初予算（百万円）		
	H16年度	H17年度	
(1)(4)(5)(6)都市公園・緑地保全	135,924	128,676	平成16年の都市緑地法及び都市公園法

等事業（国費） (2)道路緑化（事業費）	34,793	34,285	改正により都市の緑地の保全及び緑化の推進を図る制度の充実が図られており、それらを含めた各種施策の総合的な展開をより一層推進することが必要。
-------------------------	--------	--------	---

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課
国土交通省道路局地方道環境課

1．第4部における事項番号と施策名	1章3節5 緑地の保全・創出に係る普及啓発等
2．第3部第2章の各テーマとの関係	2
3．本施策を展開する必要性とその目的	都市緑化意識の高揚、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりを推進するための普及啓発、都市の緑における環境学習・環境教育の推進、民間活動との協働による緑の創出の取組を図り、都市地域における生物の生息・生育環境の保全・創出を推進する。
4．施策の概要	5．施策の進捗状況
(1)緑に関する普及啓発の推進 みどりの週間や都市緑化月間において、全国「みどりの愛護」のつどい、全国都市緑化フェア等の開催や緑化に係る功労者表彰等を実施。	平成16年度実施状況 第15回全国「みどりの愛護」のつどい (平成16年4月24日国営吉野ヶ里歴史公園(佐賀県)) 第21回全国都市緑化フェア/しずおか国際園芸博覧会 (平成16年4月8日～10月11日(静岡県浜松市))
(2)環境教育の推進 都市公園等において、地域での市民の環境活動、各種環境学習プログラムの実施などの都市の緑における環境学習・環境教育を推進。	国営公園において、参加体験によって環境問題等の知識を身につけることができる環境教育プログラム「プロジェクト・ワイルド」等を実施。
(3)民間活動との協働による緑の創出の取組 緑化活動に取り組む地域の団体に対して、緑の創出に必要な苗木や機材等に係る助成等を行う民間における事業等を積極的に支援。	都市緑化基金等の緑化推進事業を行う公益法人による緑化支援活動に関する環境整備、同公益法人や各自治体や企業の実施している緑化推進に関する取組についての事例等を紹介。
6．予算・税制等項目	当初予算(百万円) H16年度 H17年度
	7．今後の課題 緑豊かで美しい都市環境の形成を行うには、民間活動による緑地の保全、緑化の推進等の取組が不可欠であり、今後もより一層の普及啓発活動を実施していくことが必要。

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課

1．第4部における事項番号と施策名	1章3節6 下水道事業における生物多様性の保全への取組		
2．第3部第2章の各テーマとの関係	4		
3．本施策を展開する必要性とその目的			
健全な水循環系を構築する上で下水道の担う役割は大きく、公共用水域の水質保全、ひいては、生態系の保全に大きく貢献しています。しかしながら、依然として水質環境基準の達成率が低い閉鎖性水域等が存在しており、それらにおける水質を改善するためには、通常の二次処理のみでなく、高度処理、合流式下水道の改善等が求められます。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
下水道普及率の向上 事業を実施する地方公共団体に対して補助を行 う。		平成16年度において、下水道普及率が67%か ら68%へ向上。	
高度処理人口普及率の向上 事業を実施する地方公共団体に対して補助を行 う。		平成16年度において、下水道の高度処理普及 率が12%から13%へ向上。	
合流式下水道改善率の向上 事業を実施する地方公共団体に対して補助を行 う。		平成16年度において、合流式下水道改善率が1 5.3%から17.0%へ向上。	
6．予算・税制等項目		7．今後の課題	
	当初予算（百万円）		
	H16年度	H17年度	
下水道事業	874,880の 内数	798,119の内数 *他に内閣府に 一括計上されて いる汚水処理施 設整備交付金 国費30,000百万 円がある。	各種普及率は依然として低く、引 き続き促進を図ることが必要。

国土交通省都市・地域整備局下水道企画課

(4) 河川・砂防・海岸

平成14年度から環境を主目的に事業を実施する自然再生事業を新たに創設し、釧路湿原の保全や荒川の旧河道の復元などに取り組んでいます。平成17年度からは、上流ダムにおける環境整備と河川における環境整備を連携することにより、効果的な河川の水質浄化やダムから河口まで連続した魚道整備による魚類の遡上・降下環境の改善等を図る総合水系環境整備事業を行っています。

また、砂浜を中心とする海浜部の生物の生息・生育状況の実態を把握し、併せて生物の生息・生育基盤環境に関する情報を取得するための「海辺の生物国勢調査」を平成15年度に実施し、さらに市民と連携した調査の手法について検討を行っています。

【数値から見る具体的施策の展開】

河川の湿地・湿原等の再生を行う自然再生事業を実施している箇所が順調に増えていきます。

【全国の一級河川の湿地・湿原等の再生を行う自然再生事業を実施している箇所数】
0箇所（H14.3）→ 25箇所（H16年度）

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
全国の河川の湿地・湿原等の再生を行う自然再生事業を実施した箇所数	H14.3	0箇所	H17.3	25箇所	25箇所
発電ガイドラインによる清流回復延長	H14.3	約3,500km	H17.3	約4,600km	約1,100km
全国の直轄管理の一級河川の環境基準（BOD及びCOD）の満足率	H14	85%	H16	88%	3%
「子どもの水辺」登録箇所数	H14.3	45箇所	H17.3	208箇所	163箇所
「水辺の楽校プロジェクト」の登録地数	H14.1	213箇所	H17.3	244箇所	31箇所
都市山麓グリーンベルト整備事業箇所	H14.3	15箇所	H17.3	15箇所	0箇所
砂防環境整備事業完成箇所	H14.3	81箇所	H17.3	83箇所	2箇所

1．第4部における事項番号と施策名	1章4節1(4) 河川・砂防(生物の生息・生育空間の保全・復元による生物多様性の確保)	
2．第3部第2章の各テーマとの関係	4	
3．本施策を展開する必要性とその目的	河川行政においては、自然災害から生命・財産を守るという要請に緊急的・効率的に応えるため限られた空間で洪水を処理してきたこともあり、事業の進め方において、生物の生息環境等への配慮が足りなかったことは否めないが、平成9年の河川法改正により「河川環境の整備と保全」が目的に加わったことも踏まえ、生物の多様な生息・生育環境の確保を図ることが重要となっている。	
4．施策の概要	5．施策の進捗状況	
ア．多自然型の川づくり 河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮した河川整備の実施。	全国の河川において、川が有している多様性に富んだ環境の保全を図るなど、自然環境に配慮した多自然型川づくりを実施。	
イ．魚がのぼりやすい川づくり 堰・砂防えん堤等の河川を横断する施設の改良、魚道の設置・改善等の実施。	「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」として全国19のモデル河川を指定し、事業を推進。平成16年度末に、これまで得られた知見等を踏まえ、「魚がのぼりやすい川づくりの手引き」を作成し、全国の都道府県等に周知。	
ウ．ダム整備等に当たっての環境配慮 事前に環境調査等を行い、計画段階から自然環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるよう配慮。	現在事業中の全てのダムにおいて、自然環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるよう適切な措置を実施。	
6．予算・税制等項目	当初予算(百万円)	
	H16年度	H17年度
河川事業費	792,082の内数	741,842の内数
河川総合事業費	385,896の内数	377,389の内数
砂防事業費	216,324の内数	202,793の内数
総合流域防災事業費	151,881の内数	149,085の内数
		7．今後の課題
		災害に対する安全性を向上しつつ、地域における市民、NPO等と十分連携を図りながら、より一層生物の生息・生育空間の保全・復元を図ることが必要。

国土交通省河川局河川環境課

1．第4部における事項番号と施策名	1章4節1(5) 河川・砂防(自然再生の推進)	
2．第3部第2章の各テーマとの関係	3，4	
3．本施策を展開する必要性とその目的	自然再生推進法が成立するなど、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図ることが求められており、過去の開発等により失われた河川における良好な自然環境を積極的に再生することが求められている。	
4．施策の概要	5．施策の進捗状況	
自然再生事業 過去の開発等で失われた良好な自然環境である自然河川等の再生を図る。	釧路湿原等の湿地の再生、荒川（東京都）等の河岸の再生、標津川（北海道）等の蛇行河川の復元等の実施。	
6．予算・税制等項目	当初予算(百万円)	
	H16年度	H17年度
河川事業費	792,082の内数	741,842の内数
総合流域防災事業費	151,881の内数	149,085の内数
		7．今後の課題
		地域が主導的に計画を策定し、地域の自主性と創意工夫を活かしつつ、関係行政機関、地域住民、学識経験者等が一体となった実施が必要。

国土交通省河川局河川環境課

1．第4部における事項番号と施策名		1章4節1(6) 河川・砂防(水量・水質が確保された清流の復活による生物多様性の確保)	
2．第3部第2章の各テーマとの関係		3，4，7	
3．本施策を展開する必要性とその目的			
河川の水環境として、水量・水質が適正に確保されていることが、生物の生息・生育環境にとっても重要である。また、洪水によるかく乱や、流量変動など河川そのものが持つダイナミズムとその環境下で形成される自然環境に特徴があり、河川環境を考える上では、どのような流量変動があるかということも重要である。			
また、水質の汚濁に係る環境基準は人にとっての良好な環境の保全が中心であったが、水生生物の保全の観点から、水質環境基準を追加設定する。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
ア．ダムの弾力的管理試験		平成16年度は、全国24ダムで試験に取り組んでおり、岩手県田瀬ダムにおいて無水区間の解消により移動性魚類の生息域が拡大するなど効果が確認されている。	
イ．水力発電に伴う減水区間の解消		一級河川の全発電所(1,559箇所)の減水区間(約1,300箇所、約9,500km)のうち、現在までに約6割の区間の改善がなされている。	
ウ．水質浄化対策		千葉県手賀沼において浄化用水の導入により水質が大きく改善されるなど、汚濁の著しい河川の水質改善がなされている。	
エ．ダム貯水池における水質保全対策		阿木川ダム(岐阜県)や野村ダム(愛媛県)等で事業を実施し、水質の改善に取り組んでいる。	
オ．水環境改善緊急行動計画		平成16年度に計画対象河川は34箇所となり、堀川(愛知県)、寝屋川(大阪府)等では行動計画を策定、取組の推進が図られている。	
カ．水生生物の保全に配慮した水質目標の設定		平成15年度に水生生物の保全に係る水質環境基準を設定。引き続き、調査・検討を実施。また、環境基準の設定を受け、平成16年度より中央環境審議会の専門委員会において水生生物の保全のための排水規制等の検討を実施。	
6．予算・税制等項目		7．今後の課題	
	当初予算(百万円)		
	H16年度	H17年度	事業の進捗は確実に図られているものの、未だに水質・水量の改善が図られていない河川等もあるため、さらなる取組の強化が必要。
河川事業費	792,082の内数	741,842の内数	環境基準の運用や環境管理施策の検討。水生生物と化学物質に関する科学的知見の集積及びそれに伴う基準の継続的な見直し。
河川総合事業費	385,896の内数	377,389の内数	
総合流域防災事業費	151,881の内数	149,085の内数	
水生生物保全のための水質目標の検討			
水生生物保全のための排水影響調査	108	135	
	35	20	

国土交通省河川局河川環境課
環境省環境管理局水環境部企画課
環境省環境管理局水環境部水環境管理課

1．第4部における事項番号と施策名		1章4節1(7) 河川・砂防(溪流や斜面等における生物多様性の確保)
2．第3部第2章の各テーマとの関係		1, 4
3．本施策を展開する必要性とその目的		
砂防事業は、我が国の急峻な地形や世界有数の降雨量、及び山地等への都市化の進展などの条件により引き起こされる土砂災害から人命・財産を保全するとともに、荒廃地において緑の復縁を図る事業であり、源流部における荒廃地から都市地域の住宅裏の斜面に至るまで全国各地で行い、山地や溪流等において自然環境・生物多様性を保全しながら、土砂災害から住民の生命・財産を守る。		
4．施策の概要		5．施策の進捗状況
ア．荒廃地等における緑の創出・保全 市街地に隣接する山麓斜面に一連の樹林帯(グリーンベルト)の形成を推進。		都市山麓グリーンベルト整備事業を15都市域で実施中。
イ．水と緑豊かな溪流空間の創出 周辺の地域環境にふさわしい良好な溪流環境を再生。		良好な緑地と水辺の空間を確保し、生活環境及び親水性の向上や生態系の回復等を図るため、平成17年度は砂防環境整備事業を4流域で継続中。
ウ．流域一貫となった総合的な土砂管理 適正な土砂の流下を確保。		土砂管理上の問題が顕在化している流域において荒廃地での山腹工等、透過型砂防えん堤を施工中。 また、流砂系一貫した土砂の量と質に関するモニタリング調査を安倍川水系等において、継続中。
6．予算・税制等項目		7．今後の課題
	当初予算(百万円)	
	H16年度	H17年度
砂防関係事業費	298,658の内数	277,174の内数
総合流域防災事業費	151,881の内数	149,085の内数
		砂防指定地の指定等のソフト対策と併せた効果的な事業の実施を図ることが必要。 住民の憩いの場を提供し、快適な生活環境を創造するため、地域住民の意見が十分反映できるよう工夫が必要。 山腹工や透過型砂防えん堤の整備による量的な効果を把握し、検討することで、効果的な事業の実施を図ることが必要。

国土交通省河川局砂防部砂防計画課

1. 第4部における事項番号と施策名		1章4節1(8) 河川・砂防(河川環境に関する調査研究)	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係		3, 4, 6, 7	
3. 本施策を展開する必要性とその目的			
河川環境に関する基礎的なデータの収集や調査研究を通じ、河川における良好な生物の生育空間の保全・復元を図る。			
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況	
ア. 河川水辺の国勢調査 河川やダム湖の生物の生息・生育状況等を定期的・継続的に調査する。		魚類、底生生物、鳥類、陸上昆虫、両生類・は虫類・ほ乳類の調査結果を公表するとともに、引き続き調査を実施する予定。	
イ. 河川生態学術研究 河川環境に関する学際的な研究を総合的に実施。		フィールドとして多摩川、千曲川、木津川、北川、標津川の5河川を設定し、現地調査をベースとした共同研究が進められている。	
ウ. 自然共生センター 河川・湖沼の自然環境の保全・復元のための基礎的・応用的研究を実施。		現在までに、河川改修においては瀬、淵構造を考慮することが重要であることなどを確認しており、様々な河川の復元工法による効果を検証中。	
エ. 水生生物調査 川にすむ水生生物からその川の「きれいさ」等の程度を調査。		平成16年度の水生生物調査の参加者は、約90,000人であった。	
6. 予算・税制等項目		7. 今後の課題	
	当初予算(百万円)		これらの調査結果を今後、河川における良好な生物の生育空間の保全・復元に資する復元工法等に反映させることが必要。
	H16年度	H17年度	
河川事業費	792,082の内数	741,842の内数	
河川総合事業費	385,896の内数	377,389の内数	
総合流域防災事業費	151,881の内数	149,085の内数	
簡易水質診断手法推進	2	1	

国土交通省河川局河川環境課
環境省環境管理局水環境部企画課

1．第4部における事項番号と施策名		1章4節1(9) 河川・砂防(外来種対策による生物多様性の確保)	
2．第3部第2章の各テーマとの関係		5	
3．本施策を展開する必要性とその目的			
河川における多様な環境は、多様な生物に生息・生育環境を提供しているが、外来種の進入は在来種に影響を与えたり、交雑によって在来種の純系を失わせたり、河川特有の生態系を損なうなど、河川の生態系の質を低下させる可能性があるため、これらに対する対策が必要。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
外来種対策の実施 河川管理における外来種対策のガイドラインの作成等継続的な対策の実施。		市町村、地域住民等が共同で、繁殖が激しいアレチウリの駆除を行うなどの取組を継続的に実施。	
6．予算・税制等項目		7．今後の課題	
	当初予算(百万円)		繁殖力の強い外来種については、外来種の侵入を未然に防止することが重要である他、数年間の継続的な対策の実施が重要。
	H16年度	H17年度	
河川事業費	792,082の内数	741,842の内数	
河川総合事業費	385,896の内数	377,389の内数	
総合流域防災事業費	151,881の内数	149,085の内数	

国土交通省河川局河川環境課

1．第4部における事項番号と施策名	1章4節1(10) 河川・砂防(市民との協働による生物多様性の確保)		
2．第3部第2章の各テーマとの関係	3, 4		
3．本施策を展開する必要性とその目的			
河川は「地域共有の公共財産」であることから、河川整備計画の策定における住民意見の反映のみでなく、日頃から地域住民が積極的に川との関わり合いを持つことが重要。			
4．施策の概要	5．施策の進捗状況		
河川における環境保全活動、川を活かしたまちづくり活動等様々な分野における民団体等との連携・支援。		茨城県の霞ヶ浦、北浦におけるアサザ(特有の種)の再生、荒川中流部における湿地再生等、各地で市民と連携した環境保全活動を実施中。	
6．予算・税制等項目	当初予算(百万円)		7．今後の課題
	H16年度	H17年度	市民等が主体となった取組が積極的にされるよう環境の整備を図るとともに、市民団体等の活動に関する社会的機運について地域により偏りが生じているため、全国各地域において市民団体等の活動の活性化を図る取組を行うことが必要。
河川事業費	792,082の内数	741,842の内数	
河川総合事業費	385,896の内数	377,389の内数	
総合流域防災事業費	151,881の内数	149,085の内数	

国土交通省河川局河川環境課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章4節1(11) 河川・砂防(河川を活用した環境教育や自然体験活動を通じた生物多様性の保全への貢献)	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	7	
3. 本施策を展開する必要性とその目的	河川は、身近に存在する独特の自然環境を有した生命の息づく場であり、我々が自然を学び、人間と自然との共生のための行動への意欲を育み、環境問題を解決する能力を育むためには、川での実践を伴った経験が必要であり、市民団体と連携した自然体験活動を促進していく必要がある。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
ア. 「子どもの水辺」再発見プロジェクト 河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって、子どもが水辺を親しめる場の提供や資機材の支援を行う。	平成16年度末現在、「子どもの水辺」登録箇所208箇所、水辺の楽校プロジェクト登録箇所244箇所となっており、施策が活発化している。	
イ. 市民団体による自然体験活動の推進 全国の市民団体が中心となった「川に学ぶ体験活動協議会」が設立され、導者育成、自然体験活動等を推進。	指導者育成に関する活動を中心に行っている「川に学ぶ体験活動協議会」の構成団体数は130団体を超え、子どもたちだけでなく広い世代を対象に、川へ誘う活動を推進中。	
ウ. 環境教育プログラムの開発 河川の特性を踏まえた環境学習プログラムの開発を推進する。	河川の特性或海外の先進的な環境学習システム、プログラム(米国のプロジェクトWET)を踏まえた環境学習プログラムの開発を推進中。	
エ. 川を安全に利用するための取り組み 河川における水難事故防止のため携帯端末等による雨量・河川水位等のリアルタイム情報の提供、啓発等を実施。	インターネット等による情報提供や川の安全利用に関するガイドブックの作成等、様々な取組を推進中。	
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題	
	当初予算(百万円)	
	H16年度	H17年度
河川事業費	792,082の内数	741,842の内数
河川総合事業費	385,896の内数	377,389の内数
砂防事業費	216,324の内数	202,793の内数
総合流域防災事業費	151,881の内数	149,085の内数
		河川での活動は全国的に見ると偏りがあり、良好な河川環境、情報の有無等に地域差が生じている。これらの課題を克服することにより、河川を活かした環境学習、自然体験活動の推進が図られる。

国土交通省河川局河川環境課

1．第4部における事項番号と施策名	1章4節2(3) 海岸（海岸事業における現在の取組及び今後の方向）		
2．第3部第2章の各テーマとの関係	4		
3．本施策を展開する必要性とその目的			
海岸は、その背後に多くの人口・資産が集中している空間であるとともに、海と陸が接し多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な空間である。また一方で、津波、高潮、侵食などの自然災害から背後を防護する役割を担っている。このような海岸において、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりを図る。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
ア．砂浜の保全・回復、渚の創生		平成16年度までに「渚の創生」事業の実施地区として18箇所を選定。	
イ．海岸環境の保全・整備		平成16年度までにエコ・コースト事業の実施地区として48箇所を選定。	
ウ．面的防護方式		「面的防護方式」への転換を一層推進している。	
エ．利用への配慮等		平成16年度までに自然豊かな海と森の整備対策事業（白砂青松の創出）の実施地区として25箇所、海と緑の健康地域づくり（健康海岸事業）の実施地域として17地域、いきいき・海の子・浜づくりの実施地区として31箇所を選定。	
オ．ゴミの対策及び住民等の参加		地域住民、有識者等の参画により、生態系に配慮した海岸づくりを推進する観点から既設海岸保全施設の改良が実施されるよう、エコ・コースト事業を実施。	
カ．調査研究の推進		安全かつ自然と共生する質の高い海岸の実現に資する調査研究等を実施している。	
6．予算・税制等項目		当初予算(百万円)	7．今後の課題
		H16年度	H17年度
海岸事業費		78,515の内数	73,732の内数
			今後も引き続き、生物多様性に対して適正な海岸整備を実施することが必要。

農林水産省農村振興局整備部防災課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
国土交通省河川局砂防部保全課海岸室
国土交通省港湾局海岸・防災課

(5) 港湾・海洋

海水が汚染されヘドロ等の堆積している閉鎖性海域等において、水質・底質の改善や多様な生物の生息・生育環境の創出のため、航路や泊地の浚渫事業等で発生する良質な土砂を有効利用して行う覆砂事業・干潟等の創出事業や、有害なヘドロ等の汚泥浚渫事業、循環ポンプ等による水質改善事業等、海域環境創造・自然再生事業の推進に取り組んでいます。

【数値から見る具体的施策の展開】

取組の結果、実施箇所数が増加し、また干潟・藻場等を再生した面積も約2割増えました。

【港湾のうち干潟・藻場等を再生した面積】

1,070ha(H14.3) → 1,350ha(H17.3)

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
全国の港湾の内干潟・藻場等を再生した面積	H14.3	1,070ha	H17.3	1,350ha	280ha
全国の港湾の内海域環境創造・自然再生事業等を実施した箇所数(整備済みの箇所数)	H14.3	51箇所28港3湾(24箇所)	H17.3	52箇所28港4湾(28箇所)	1箇所(4箇所)

1. 第4部における事項番号と施策名	1章5節1 港湾 (1)港湾整備事業の取組と方向性 (2)生物多様性を高める具体的施策
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	3, 4
3. 本施策を展開する必要性とその目的	沿岸部に産業が集中し沿岸域に環境負荷が集中する国土構造の中で、多様な生物の生息・生育環境である沿岸域の干潟・藻場等が消失してきた。このような中で、良好な自然環境を維持し、失われた自然環境についてはその回復に努め、さらに新たな環境の保全に積極的に取り組んでいくことが重要である。 国土交通省港湾局に於いては、これまでの港湾環境政策を見直し、平成17年3月に「港湾行政のグリーン化(今後の港湾環境政策の基本的な方向)」を新たに港湾環境政策の指針として策定した。そこでは、過去に劣化・喪失してきた自然環境を少しでも取り戻し、港湾のあらゆる機能に環境配慮を取り組んでいくこととしている。
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
(1)港湾整備事業の取組と方向性 港湾行政のグリーン化の推進 自然環境に優しく美しいみたとへ、都市と地球の環境に貢献するみたとへ、市民とともに歩むみたとへ、を基本理念に各施策を推進。 港湾法等の改正 平成12年3月に港湾審議会答申を踏まえ、港湾法の目的に「環境の保全に配慮しつつ」港湾の秩序ある整備と適正な運営を図ることを明記するなど、取組姿勢の明確化を図った。	三河湾や堺泉北港等において、浚渫土砂等を有効活用した干潟や大規模緑地等の整備を実施。 港湾の開発利用等の計画の策定に際して、港湾及びその周辺の水質環境等に与える影響について、事前に評価するとともに、実施後も長期的な観点に立って環境への回避・低減を進め、環境の保全のための適切な措置や必要なモニタリングを実施している。 具体的には、三河港や尾道系崎港等において、整備後のモニタリングを実施。
(2)生物多様性を高める具体的施策 汚泥浚渫、覆砂事業等による水質等海域環境の改善	海域環境の改善のため、回復可能な4,000haの干潟の内、28港4湾における52箇所(内28箇所が整備済み)において1,350haを再生。

干潟、浅場、藻場及び臨海部の大規模緑地の保全・再生・創出		上記に挙げた干潟の再生の他、大規模緑地として 尼崎西宮芦屋港(約10ha)、北九州港(約30ha)を整備 中。
研究の推進 干潟に関する環境機能の研究を推進 地域やNPOとの連携 専門家や地域の住民、NPOなど多様な主体の参 画を得る。		実際の干潟の観察現地観測や世界最大規模の干潟 実験施設での調査・研究を推進。 地域住民、NPO、専門家等多様な主体との連携を 図りながら、協働によるきめ細やかな取組を推進。
6．予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7．今後の課題
	H16年度	H17年度
(1)、(2) 港湾整備事業費	474,547の 内数	432,988の 内数

国土交通省港湾局環境・技術課環境整備計画室

1．第4部における事項番号と施策名	1章5節2(1) 海域の特性を踏まえた環境保全の推進		
2．第3部第2章の各テーマとの関係	5		
3．本施策を展開する必要性とその目的			
海生生物、海洋生態系や干潟藻場等の多様な場の保全については、海域や地域によって分布する生物が異なることから、沿岸域、沖合域、広域というそれぞれの特性に応じた保全を行う必要がある。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
ア．沿岸域の海洋環境保全 「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」に基づき、有明海及び八代海の海域の環境保全及び改善等の施策を推進する。 東京湾については、「東京湾再生のための行動計画」に基づき、大阪湾については「大阪湾再生行動計画」に基づき、それぞれ関係省庁及び関係都府県市が連携して、陸域負荷削減対策、海域環境改善対策、モニタリング等、総合的な水質改善施策を実施する。 東京湾、大阪湾、伊勢湾及び瀬戸内海の広域的な閉鎖性海域においては、環境基準の達成率が低く、底生生物の生息を阻害する貧酸素水塊が発生しているため、水質総量規制の実施により、陸域からの汚濁負荷の削減を図る。		「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が平成14年11月に成立、公布・施行され、平成15年2月には「有明海及び八代海の再生に関する基本方針」が定められた。また、有明海及び八代海の再生に係る評価等を行う「有明海・八代海総合調査評価委員会」が設置されこれまでに計14回開催。 東京湾及び大阪湾において、常時監視及び広域総合水質調査により水質モニタリングを実施。昭和54年以来5次に渡り、水質総量規制を実施しているところ。平成16年度においては次期水質総量規制のあり方について検討を実施。	
6．予算・税制等項目		7．今後の課題	
	当初予算（百万円）		
	H16年度	H17年度	
有明海・八代海水環境調査	92	89	有明海及び八代海では、水質の富栄養化、底質の泥化や有機物の堆積等海域の環境が悪化し、赤潮の増加や貧酸素水塊の発生等が見られる中で、二枚貝をはじめとする漁業資源の悪化が進み、海面漁業生産は減少を続けている。これらの状況にかんがみ、環境保全及び改善等を総合的かつ計画的に推進することが必要。 東京湾及び大阪湾の再生については、関係省庁及び関係都府県市の連携を強化するとともに、行動計画の進捗状況を的確に把握し、その着実な実現に努めることが必要。 水質総量規制については、水質総量規制基準の検討、総量削減基本方針の策定を行い、次期水質総量規制の確実な実施を図ることが必要。
浅海域環境定量評価手法検討調査	19	-	
貧酸素水塊発生機構解明調査	30	50	
有明海・八代海再生方策検討調査	70	70	

環境省環境管理局水環境部水環境管理課閉鎖性海域対策室

(6) 漁業

漁場環境の保全を強力に推進し、海洋環境の維持・回復に大きく寄与しました。具体的には平成15年より都道府県レベルで水産資源の生息場となる水域の適正な保全と持続的な利用を図るための漁場環境保全方針の策定のための調査を開始し、既に3府県において計画を策定しました。特にユニークな事業として、沿岸漁場の保全には山林等の整備が重要との認識の下、「漁民の森づくり」事業を強力に推進し、平成16年度には1万3千人の参加により、約10万本の植樹活動を実施しました。

【数値から見る具体的施策の展開】

保護増殖事業においては、ミヤコタナゴ、イタセンパラ、スイゲンゼニタナゴ、アユモドキの4種について保全方法及び増殖技術が開発され、着実な成果を挙げているところです。平成16年度においては、新たにスイゲンゼニタナゴ及びアユモドキを追加しています。

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
水産生物の内希少種として採捕、所持、販売の制限・禁止を行った種数	H14.3	6種	H17.3	6種	0
保護水面の設定数	H14.3	120箇所	H17.3	118箇所	▲2箇所
保護増殖事業を実施している希少種の数(魚類)	H14.3	2種	H17.3	4種	2種

1. 第4部における事項番号と施策名	1章6節2 国際的な海洋生物資源の保全及び持続可能な利用 (1)海洋生物資源の保全 (2)海洋生物資源の持続可能な利用の推進 (3)鯨類資源への対応
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5, 6, 7
3. 本施策を展開する必要性とその目的	海洋生物資源は再生可能な資源であり、科学的根拠に基づき、適切な保全と持続的な利用を図ることが重要。大部分の海域で漁業関係国際機関等により、科学的根拠に基づいた資源管理措置を実施。今後とも適切な国際機関等の場を通じ、諸外国に対しこのような基本的考え方の理解を求め、海洋生物資源の適切な保全と持続的な利用が図られるよう努める。
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
(1)海洋生物資源の保全 漁獲非対象生物の偶発的捕獲等の対策	「はえ縄漁業によって偶発的に捕獲される海鳥の削減に関する国際行動計画」に基づく国内行動計画を策定・実施。
(2)海洋生物資源の持続可能な利用の推進 ア. 国際的な海洋生物資源に関する資源調査等の科学的調査・研究の推進 イ. 市場国としての役割・責任 国際的な合意に基づき、適切な資源管理を図るための市場関連措置を導入	カツオ・マグロ類、サケ・マス類等についての資源調査研究を推進。 ・メバチ、メカジキ、クロマグロ及びミナミマグロ統計証明制度を実施。 ・ボリビア及びグルジアから大西洋メバチマグロの輸入を禁止。 ・マグロ類についてポジティブリスト対策を実施(平成15年度)。 ・マグロ類(メバチ、メカジキ及びクロマグロ)のポジティブリスト対策にミナミマグロを対象漁種として追加(平成16年)。
ウ. 規制遵守のための監視及び取締活	平成16年度は、公海及び外国周辺水域において取締船4隻

動	により、735隻日の指導監督及び取締活動を実施。	
エ．海洋生物資源の潜在能力の開発	新漁場の開発や漁獲物の付加価値向上、新たな漁業生産システムの構築を目指す事業等を実施。	
(3)鯨類資源への対応 科学的研究に基づく鯨類資源の保存と持続的利用を国際的に確立させる。	毎年、捕獲調査と目視調査を南極海（これまで18回）、北西太平洋（これまで11回）で行い、鯨類資源の把握、海洋生態系の解明に貢献。	
6．予算・税制等項目	当初予算（百万円）	7．今後の課題
	H16年度	H17年度
(2)		
ア．国際資源調査等推進対策事業	1,269	1,151
ウ．公海及び外国周辺水域の指導監督及び取締費	1,118	1,073
エ．海洋水産資源開発勘定運営費交付金	3,077	2,990
(3)鯨類資源への対応（交付金除く）	997	974

実施状況を定期的にレビューし、混獲の削減に努めるとともに、まぐろはえ縄漁業における混獲問題等、多様化する国際資源調査に対するニーズにこたえていくことが必要。
また、持続的利用の原則を国際的に確立させ、商業捕鯨の早期再開を図る。

農林水産省水産庁管理課、遠洋課、国際課、漁場資源課

1．第4部における事項番号と施策名	1章6節3 国内の海洋生物資源等の保全及び持続的利用		
2．第3部第2章の各テーマとの関係	5，6，7		
3．本施策を展開する必要性とその目的			
科学的根拠に基づく漁獲能力、漁獲量、漁獲努力量の管理により、再生可能な資源である海洋生物資源の適切な保全と持続的利用を図る。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
(2)資源回復計画等の推進		16計画（31魚種）を実施中。 45魚種で具体的な計画の策定に着手。	
(3)資源管理のための各種規制、再編整備の推進		平成14年に、農林水産大臣の許可を要する漁業の種類を見直すとともに、従来の許可隻数を約2割削減。	
(4)規制遵守のための監視及び取締活動		平成16年度は、我が国周辺水域において取締船35隻により8,015日間、取締航空機4機により1,336時間の取締活動を実施。 沿岸域における密漁防止に関しては、2地区で関係機関との合同取締模擬訓練を実施。	
(5)生物多様性に配慮したつくり育てる漁業の推進		生態系、遺伝子の多様性等に配慮し、重要な海産魚介類82種について種苗生産（H16.3）。	
ア．栽培漁業の推進		多様性の保全等のためのふ化放流を5河川で実施。資源の動態把握、野生種との共存や河川生態系に配慮した増殖のための調査研究を実施。	
イ．さけ・ます増殖事業の推進		漁場改善計画のカバー率57.3%(H17.1)。	
ウ．養殖漁業の推進		生態系、遺伝子の多様性等に配慮した増殖方法等の調査研究を実施。	
エ．内水面漁業・養殖業の推進		底質の改善、藻場・干潟の造成により水産資源の生息場の環境の修復を図るため、平成15年度62地区、平成16年度56地区で実施。	
オ．漁場の造成と改良による生産力の向上		生息状況等の生態調査を行うとともに、保全・増殖手法の検討を実施。	
(6)希少水生生物の保護・管理の推進			
6．予算・税制等項目		当初予算(百万円)	
		H16年度	H17年度
(2)資源管理体制・機能強化総合対策・強い水産業づくり交付金		-	15,228 の内数
・資源管理体制・機能強化総合対策事業		40	31
・資源回復等推進支援事業		1,996	1,656
(4)・我が国200海里内の指導監督及び取締費		8,623	8,853
・漁場秩序管理モデル化推進事業		8	7
(5)・強い水産業づくり交付金		-	15,228 の内数
ア．水産資源増殖ブランド・ニッポン推進対策事業（サケ・マス・ブランド推進型を除く）		603	-
イ．(独)さけ・ます資源管理センター運営交付金		223	234
ウ．養殖漁場環境保全事業		289	60
エ．健全な内水面生態系復元等推進事業		333	80
オ．漁場環境保全創造事業		3,121	3,216
(6)野生水産生物多様性保全対策事業		10	9

農林水産省水産庁管理課、沿岸沖合課、栽培養殖課、漁場資源課

1．第4部における事項番号と施策名	1章6節4 海洋環境等の保全		
2．第3部第2章の各テーマとの関係	3，4，5，6，7		
3．本施策を展開する必要性とその目的			
近年、社会経済活動の活発化に伴い、沿岸域の環境汚染が進行していることから、こうした状況に対して、海洋環境を保全し、良好な漁場を維持するために、漁場環境の保全・修復、環境に配慮した漁港漁村の整備を推進。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
(1)漁場環境の保全 ア．漁場環境保全方針の策定		広域的な水域において、漁場環境保全方針策定の具体化の検討及び各都道府県における漁場環境保全方針策定の推進。	
イ．廃棄物処理技術の開発・処理体制づくり		漁業用発泡スチロール・フロート等の漁業系廃棄物について、リサイクルシステム開発のための調査・開発試験を実施。	
ウ．漁民の森づくり		全国各地の山林等において、漁業者やボランティア等約13,000人の参加により、約10,000本の植樹活動を実施。	
(2)漁場環境修復の推進 ア．底質改善、藻場・干潟の造成		底質の改善、藻場・干潟の造成により水産資源の生息場の環境の修復を図るため、平成15年度62地区、平成16年度56地区で実施。	
イ．漁業集落排水施設、浄化施設の整備		漁業集落排水施設による汚水処理人口比率31%（平成15年度末）。	
(3)環境に配慮した漁港漁村の整備 ア．自然環境に調和した漁港づくり		自然環境に調和した漁港づくりを推進するため、平成15年度21地区、平成16年度22地区で実施。	
イ．漁港周辺水域の水質保全対策		汚泥やヘドロの除去等を行うことにより漁港周辺水域の水質保全対策を図るため、平成15年度6地区、平成16年度5地区で実施。	
ウ．自然条件・景観に配慮した漁村の整備		自然環境や景観等に配慮した漁村の整備を16年度1地区で実施。	
エ．都市と漁村間の交流促進		都市と漁村の共生・対流を進めるための施設整備を16年度19道県の地域で実施。	
6．予算・税制等項目		当初予算(百万円)	
		H16年度	H17年度
(1)川上から川下に至る豊かで多様性のある海づくり		706 の内数	15,228 の内数
(2)			
ア．漁場環境保全創造事業		3,121	3,216
イ．漁業集落環境整備事業		12,593 の内数	10,312 の内数
漁村づくり総合整備事業		2,064 の内数	1,213 の内数
(3)			
ア．地域水産物供給基盤整備事業		59,511 の内数	53,270 の内数
広域漁港整備事業		53,086 の内数	49,514 の内数
イ．漁港水域環境保全対策事業		295	213
ウ．水産基盤整備事業		177,026 の内数	163,128 の内数
エ．新漁村コミュニティ基盤整備事業		2,052	-
強い水産業づくり交付金		-	15,228 の内数

農林水産省水産庁計画課、防災漁村課、漁場資源課

(7) 自然環境保全地域・自然公園

改正された自然公園法において、生物多様性の確保の視点が盛り込まれました。その内容としては、国立・国定公園の特別地域において環境大臣の指定した動物の捕獲規制を設けたこと、人間の利用をコントロールするため、立入り規制地区や利用調整地区を指定できるようにしたことが挙げられます。さらに、平成16年4月から国立・国定公園内における風力発電施設の設置に係る審査基準を明確化し、これに基づき設置の可否判断を行うようにしました。また、NPO等の民間団体による風景地の保護を促進するために風景地保護協定の制度が設けられています。

自然再生推進法に基づく自然再生協議会が全国で15箇所（平成17年7月末現在）で設立され、6箇所の協議会で全体構想が策定されています。また、檜原湿原と神於山の2箇所の自然再生協議会では、事業実施計画が策定されました。

【数値から見る具体的施策の展開】

水郷筑波国定公園に隣接する湿地136haを新たに公園に指定（特別地域128ha、普通地域8ha）しました。

足摺宇和海国立公園において、海中公園地区を5箇所拡張・指定（計25.9ha）しました。

自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置件数

4箇所（H16.3）→15箇所（H17.7）

15箇所中、6箇所ですべて自然再生全体構想が策定されました。

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
原生自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H14.3	5地域 (5,631ha)	H17.3	5地域 (5,631ha)	0
自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H13.3	10地域 (21,593ha)	H17.3	10地域 (21,593ha)	0
都道府県立自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H14.3	528地域 (73,864ha)	H17.3	536地域 (76,339ha)	8地域 (2,475ha)
国立公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3	28公園 (2,056,556ha, 5.4%)	H17.3	28公園 (2,065,167ha, 5.5%)	0 (8,611ha, 0.1%)
国定公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3	55公園 (1,343,255ha, 3.6%)	H17.3	55公園 (1,344,453ha, 3.6%)	0 (1,198ha, 0.0%)
都道府県立自然公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3	308公園 (1,961,928ha, 5.2%)	H17.3	309公園 (1,961,286ha, 5.2%)	1 (▲642ha, 0.0%)
都道府県立自然公園を指定している都道府県数	H14.3	46	H17.3	46	0
国立公園の指定面積の内、特別地域に指定されている割合及び面積	H14.3	58.2% (1,196,075ha)	H17.3	58.0% (1,198,068ha)	▲0.2% (1,993ha)
国定公園の指定面積の内、特別地域に指定されている割合及び面積	H14.3	88.1% (1,183,553ha)	H17.3	88.1% (1,184,725ha)	0.0% (1,172ha)
国立公園の指定面積の内、特別保護地区に指定されている割合及び面積	H14.3	13.1% (270,307ha)	H17.3	13.3% (273,821ha)	0.2% (3,514ha)
国定公園の指定面積の内、特別保護地区に指定されている割合及び面積	H14.3	4.9% (66,487ha)	H17.3	4.9% (66,493ha)	0.0% (6ha)
国立公園の指定面積の内、海中公園地区に指定されている地区数及び面積	H13.3	33地区 (1,279ha)	H17.3	36地区 (1,305ha)	3地区 (26ha)
国定公園の指定面積の内、海中公園地区に指定されている地区数及び面積	H13.3	31地区 (1,385ha)	H17.3	31地区 (1,385ha)	0
都道府県立自然公園の指定面積のうち、特別地域に指定されている割合及び面積	H14.3	35.9% (703,356ha)	H17.3	35.9% (704,574ha)	0.0% (1,218ha)
自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置件数	H14.3	0件	H17.7	15件	15件

自然再生全体構想が策定された 自然再生協議会件数	H14.3	0件	H17.7	6件	6件
自然再生実施計画の主務大臣への 送付件数	H14.3	0件	H17.7	2件	2件
国が自然再生の調査又は事業を 実施中の箇所（補助を含む）	H14.3	0箇所	H17.3	155箇所	155箇所

1. 第4部における事項番号と施策名	1章7節3 自然公園法に基づく各種制度				
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 2, 4				
3. 本施策を展開する必要性とその目的	「自然公園法」に基づき指定される国立・国定公園等は自然環境の保全等を直接的に目的とする保護地域制度であり、我が国における生物多様性保全の骨格をなすものと言えるため、これらの地域では生物多様性の保全に向け、より一層の施策の強化を図る。				
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況				
改正自然公園法の運用 平成14年の自然公園法改正により創設された各種制度の運用。	平成17年4月現在、公園管理団体を国立公園及び国定公園において各1団体を指定、また風景地保護協定については国立公園において1件締結。 捕獲を禁止する指定動物及び利用調整地区等については、指定に向けて検討中。				
自然公園のあり方の検討 今後の自然公園制度のあり方を検討するため、学識経験者らによる懇談会を開催。	平成16年度には、懇談会を1回開催するとともに、有識者にヒアリングを実施。				
自然環境整備交付金 国定公園における自然とのふれあいの場の整備、自然環境の再生・修復、国指定鳥獣保護区における自然再生事業及び長距離自然歩道の整備の支援。	平成17年度に新規で左記の事項について、計上。				
自然再生事業の実施 環境省直轄又は都道府県への補助にて調査・事業を実施。	自然公園内において、平成16年度は環境省直轄にて事業を2箇所、調査を5箇所実施した。また、補助事業にて調査を6箇所実施した。				
グリーンワーカー事業の実施 環境保全のための活動を行う地域の人材を雇用して実施。	全国のべ149地区において、登山道整備、利用集中地区の清掃等の環境保全事業を実施し、のべ約14,000人を雇用。				
6. 予算・税制等項目	当初予算（百万円）		7. 今後の課題		
	H16年度	H17年度	法改正により設けられた捕獲を禁止する指定動物、利用調整地区等の指定に向けた検討が必要。		
自然環境整備交付金	-	1,437			
自然再生事業（直轄）	1,059	1,302			
自然再生事業（補助又は交付金）	155	272の内数			
グリーンワーカー事業	300	300			

環境省自然環境局自然環境計画課、国立公園課、自然環境整備課

(8) 名勝・天然記念物 (文化的景観を含む)

地域の生物多様性保全の拠点となるような、多様な国土美を代表する名勝と、貴重な自然を記念する天然記念物を継続的に指定しています。更に、平成16年に文化財保護法の一部改正案を提出、第159回通常国会において成立し、棚田、里山等の人と自然との関わりの中で作り出されてきた「文化的景観」を新たに文化財として位置付けました。既に指定されているものについても、新国家戦略を受けて、より一層の保全・管理が行われるように事業を実施し、生物多様性の保全を図っています。

【数値から見る具体的施策の展開】

自然的な名勝・天然記念物の新規指定地が6地域、追加指定も含め380.5ha増加しました。

指標	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
自然的な名勝・天然記念物の指定件数	H14.3.31	1103件	H17.3.31	1112件	9件

1. 第4部における事項番号と施策名	1章8節 名勝・天然記念物		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 2, 3, 4, 5		
3. 本施策を展開する必要性とその目的	文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づき、我が国の多様な国土美を代表する名勝と、貴重な自然を記念する天然記念物を文化財として指定している。これらについては、地域での生物多様性保全の拠点、生態的ネットワークの要素として、より一層の保全・管理を図るとともに、他の諸制度とも連携しながら、生物多様性の保全を図る。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
名勝・天然記念物の指定	平成16年度に6箇所を新規指定、2箇所を追加指定。指定件数1,112件(H17.4.1)		
保護管理計画策定のための事業	平成16年度に1件の補助事業を実施。		
現況把握等のための対策事業	平成16年度に4件の補助事業を実施。		
野生生物の保護管理・再生事業	平成16年度に7件の補助事業を実施。		
維持管理のための事業	平成16年度に11件の補助事業を実施。		
文化的景観の保存活用事業	平成16年度に文化財保護法の一部改正案を提出、第159回通常国会において成立し、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された文化的景観を文化財として位置付けた。		
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)		7. 今後の課題
	H16年度	H17年度	
保存管理計画策定()	13	13	今後も引き続き、地域の生物多様性の維持・保全に貢献すると考えられる名勝・天然記念物の指定を行うとともに、新たな文化財として位置付けられた重要文化的景観の選定を行うなど、適正な保護管理を実施することが必要。
現況把握・緊急調査	14	14	
動植物の増殖・再生	65	65	
環境整備・維持管理()	2,825	2,775	
文化的景観保護推進	-	100	
名勝・天然記念物を含む記念物全般の予算			

文部科学省文化庁記念物課

2. 横断的施策

(1) 野生生物の保護と管理

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が平成16年6月に成立しました。この法律により、生態系等への被害を及ぼすおそれのある外来生物等の飼養や輸入を規制することが可能です。同法に基づき、特定外来生物（第一次指定）として、アライグマ、オオクチバス等37種類を指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などを規制しました。また、20種類の特定外来生物について、その防除の公示を実施するとともに全国に広範に分布して生態系等に被害を及ぼしているオオクチバス・コクチバス・ブルーギルについては、防除の指針を作成し、公表しました。

小笠原希少野生植物などを、国内希少野生動植物種として追加指定することにより、絶滅のおそれのある野生生物の保護に努めました。

【数値から見る具体的施策の展開】

国内希少野生動植物種を新たに16種指定しました。生息地等保護区を新たに1箇所指定しました。国指定鳥獣保護区を新たに6箇所指定し24,106ha増加しました。都道府県指定鳥獣保護区も33,451ha増加するなど取組が進んでいます。

外来生物法に基づく、特定外来生物を37種類指定（第1次指定）しました。

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
国内希少野生動植物種	H14.3	57種（動物49種、植物8種）	H17.3	73種（動物54種、植物19種）	16種（動物5種、植物11種）
国内希少野生動植物生息地等保護区面積	H14.3	7地区 (863ha)	H17.3	9地区 (872ha)	1地区 (9ha)
保護増殖事業計画策定種数	H14.3	21種	H17.3	34種	13種
国指定鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3	54箇所 (494,047ha)	H17.9	62箇所 (521,951ha)	8箇所 (27,904ha)
都道府県指定鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3	3,835箇所 (3,085,278ha)	H17.3	3,858箇所 (3,118,729ha)	23箇所 (33,451ha)
狩猟鳥獣種数	H13.3	47種（鳥類29種、獣類18種）	H17.3	48種（鳥類28種、獣類20種）	0 分類を整理したことによる形式的変更
外来魚移植禁止を行った都道府県数	H14.3	46都道府県	H17.3	46都道府県	0
特定外来生物の指定種類数	H14.3	0種	H17.7	37種	37種
防除の告示を行った特定外来生物種数	H14.3	0種	H17.7	20種	20種

1. 第4部における事項番号と施策名	2章1節1 絶滅のおそれのある種の保存
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5
3. 本施策を展開する必要性とその目的	野生生物の種は、生物多様性を構成する重要な要素であり、種の絶滅のおそれを防ぐことは、生物多様性確保のために重要である。絶滅のおそれのある種の保存は、種そのものに着目した取組と、生態系・生息環境に着目した取組の両面から、予防的措置を含め、種の絶滅を防止することが重要。
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
(1)希少野生動植物種の指定、捕獲・譲渡し等の規制 絶滅のおそれのある種について、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種の指定を行い、捕獲、譲渡しについての規制を行う。	希少野生動植物種について捕獲・譲渡の規制を行うとともに、国内希少野生動植物種の新規指定に向けて検討を行った。また、適切な譲渡規制が行えるように種の保存法の一部改正を行った。

(2)生息地等保護区の指定と管理 国内希少野生動植物について、必要な地域を生息地等保護区に指定し、その保護を図る。		平成14年に国内希少野生動植物種に指定したイシガキニイニイについて、生息地保護区を指定。		
(3)保護増殖事業の実施 国内希少野生動植物種の内、その種を回復等を図るために、生物学的知見に基づき、繁殖の促進や生息環境の整備を図る必要のある種を対象に実施。		ツシマヤマネコなどの国内希少野生動植物種について、保護増殖事業を実施している。中でも、トキについては、保護増殖事業計画の変更を行うとともに、飼育下で繁殖させた個体の野生復帰を進めるために、トキの順化施設の整備に向け作業を進めた。		
(4)種の保存に係る調査研究の推進 我が国の絶滅のおそれのある種を選定し、レッドデータブックにまとめる。レッドデータブックは、概ね5～10年ごとに改訂に向けた作業を進める。また、レッドデータブックの掲載種のモニタリング調査を行う。		絶滅のおそれのある種を選定したレッドリストの見直しに向けた検討を行った。絶滅のおそれのある種について生息状況の調査を実施。		
6．予算・税制等項目		当初予算(百万円)		7．今後の課題
		H16年度	H17年度	
(1)希少野生動植物種等保存対策費	59	45	希少野生動植物の保護をさらに進めるために、希少野生動植物種の指定、生息地保護区の指定等を進めること、保護増殖事業を進めること等が課題。 また、希少野生動植物のリストのアップデートのため、レッドリストの見直しを行うこと、及びそのために必要な適切な情報収集を行うことが今後必要。	
(3)特定野生生物保護対策費	234	239		
トキ野生順化施設整備費	482	476		
(4)絶滅のおそれのある野生生物種のモニタリング等調査費	20	20		

環境省自然環境局野生生物課

1．第4部における事項番号と施策名		2章1節2 野生鳥獣の保護管理	
2．第3部第2章の各テーマとの関係			
3．本施策を展開する必要性とその目的			
天然記念物の適切な保護管理を通して生物多様性等の保全方策を図るため、保存管理計画の策定、適切で安定した野生動物の維持管理を図るための管理方策の検討等に対する補助を行うとともに、助言等を行っている。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
(2)鳥獣保護区の設定と管理 鳥獣の保護上重要な地域については、国が国指定鳥獣保護区とし積極的に指定の推進を図る。		新たに白神山地、和白干潟、名蔵アンパル、大東諸島、仏沼、蕪栗沼・周辺水田を国指定鳥獣保護区として指定。また、平成17年秋までに野付半島・野付湾、最上川河口、瓢湖及び穴道湖を国指定鳥獣保護区に指定する予定。 平成15年4月に「鳥獣保護法」を施行し、生態系のかく乱など悪影響がある捕獲個体の放置を規制するとともに、違法に捕獲・輸入された鳥獣の飼養禁止を実施。	
(3)野生鳥獣の捕獲の規制 鳥獣保護法を改正し、捕獲個体の放置の規制、違法に捕獲・輸入された鳥獣の飼養禁止や一定の鳥獣の販売を制限等。		くくりわな等の猟法について、野生鳥獣保護管理検討会の議論に含めた。	
(4)野生鳥獣の保護管理 特定鳥獣保護管理計画制度に基づく科学的・計画的な保護管理を進める。国会附帯決議を踏まえ鳥獣保護と狩猟に関する主要な課題についての検討と対応の促進。		特定鳥獣保護管理計画制度の推進のため、都道府県の計画策定に対し補助を引き続き行うとともに、特定計画の行政担当者等を対象に技術研修を行った。また、野生鳥獣保護管理検討会において、鳥獣保護と狩猟に関する主な課題について議論を実施。	
(5)野生鳥獣の生息状況等の調査・研究 鳥獣の科学的・計画的保護管理のため鳥獣の捕獲情報の測地的なデータベース化を図る。渡り鳥保護のために、標識調査等を引き続き実施。		鳥獣の捕獲情報について、WISシステムによりデータベース化し、ホームページ上で閲覧できるよう整備した。 また、鳥インフルエンザの感染経路究明等のために渡り鳥等の生息状況調査等を実施。	
(8)天然記念物保護制度による保護管理 保護管理計画策定 管理方策の検討		平成16年度に1件の補助事業を実施。 平成16年度に37件の補助事業を実施。	
6．予算・税制等項目		7．今後の課題	
		当初予算（百万円）	
		H16年度 H17年度	
(2)国設鳥獣保護区管理強化費 ・野生鳥獣管理技術育成事業費 ・広域分布鳥獣保護管理策定事業		59の内数 58の内数 11 14 20 20	
(5)野生鳥獣情報整備事業費 ・渡り鳥の飛来経路解明事業費 ・野生鳥獣幹線対策マニュアル策定事業費 ・野生鳥獣感染症情報整備事業		- 20 - 10 - 40	
保存管理計画策定（1） 管理方策の検討（2） 1 天然記念物を含む記念物全般の予算 2 農林産物の被害防止対策費も含む。		13 13 239 239	

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
文部科学省文化庁記念物課

1. 第4部における事項番号と施策名	2章1節3(1) 移入種(外来種)対策		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5		
3. 本施策を展開する必要性とその目的			
マングース、アライグマ、ブラックバスなど、人為によって意図的・非意図的に移入された外来生物が増加しており、地域固有の生物相や生態系に対する大きな脅威となっている。外来生物が及ぼす影響に関する科学的知見の収集を基礎としながら、侵入の予防、侵入の初期段階での発見と対応、定着した外来生物の駆除・管理の各段階に応じた対策を進める必要がある。			
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況	
ア. 外来生物による影響の予防措置 影響の予測とそれに応じた管理を行うための効果的な措置を検討		生態系等への被害を及ぼすおそれがある生物を特定外来生物とし、飼養・輸入等を規制することなどを内容とする「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が第159回国会で成立(平成16年6月)。	
イ. 固有の生物相を有する地域等の対策 固有な生物相を有する島嶼等における外来生物の計画的な排除・管理の実施。		奄美大島及び沖縄やんばる地域において、在来の希少動物を捕食し、生物多様性への影響を生じさせているマングース等の防除事業を実施。	
ウ. 外来生物に係る調査 定着状況の調査などのモニタリングの実施。		西表島にて、侵略的な外来生物と考えられるオオヒキガエルの定着状況や移入経路等に関するモニタリング調査を平成13年度から継続して実施した。	
エ. 普及啓発 適切な飼養、管理の普及啓発、定着した外来生物の駆除における住民の理解と協力体制の確立。		外来生物対策に関する政府広報番組やホームページの作成を行った。マングースやオオヒキガエル等の外来生物対策事業の一環として、地元説明会やポスター作成等の普及啓発活動を実施。	
キ. 水産動植物の保護のための移入種 外来魚の移植の禁止措置		46都道府県において「内水面漁業調整規則」でブラックバス等外来魚の移植を禁止。「外来生物法」で飼養、保管、運搬、養殖、販売、譲渡、輸入及び野外に放つこと等を原則禁止。	
生息状況調査、密放流防止の啓発、資源抑制のための駆除、生態系の復元等の事業に対する支援		36道府県において外来魚の駆除や生息状況調査等を実施。全国6箇所では外来魚の防除モデル事業を実施。	
ブラックバスの生態的特性の解明と効果的な繁殖抑制技術の研究開発		ブラックバス、ブルーギルの生態特性及び繁殖抑制技術の研究開発を実施。	
移入種全般について		外来魚が在来魚に与える影響調査等を実施。	
ケ. 非意図的な侵入の予防 バラスト水の海域間移動による外来生物拡散の防止に資するため、ノンバラスト状態での航行に最適な新船型を採用入れた船舶を開発		平成16年度は、15年度に引き続き水槽実験等で基本性能の検証試験を実施。	
6. 予算・税制等項目		当初予算(百万円)	
		H16年度	H17年度
ア. 移入種対策制度基盤整備事業		3	89
イ, ウ, エ. 移入種駆除・管理対策事業		-	43
キ. 健全な内水面生態系復元等推進事業費		333	176
強い水産業づくり交付金		-	15,228の内数
特定外来生物防除等推進事業		42	204
ケ. 高度船舶技術研究開発費補助		67の内数	58の内数
		7. 今後の課題	
		引き続き固有の生物相を有する地域における外来生物の駆除を進めるとともに、外来生物のデータベースの構築、影響評価手法の確立、効果的な防除手法の検討等を含め、法律の実施体制の整備を図るとともに、外来生物対策についての普及啓発に努める。	
		ブラックバス等の外来魚対策として、これまでの取組を引き続き実施するとともに、その効果を高める措置を検討し、地域の実態に応じた外来魚の生息域・量の抑制の推進が必要。	
		高度船舶技術研究開発費補助について	

- ノンバラスト船の開発 -		ては、実用化を目指した概念設計の提案が必要。
----------------	--	------------------------

環境省自然環境局野生生物課
農林水産省水産庁沿岸沖合課、栽培養殖課、漁場資源課
国土交通省海事局造船課

1. 第4部における事項番号と施策名	2章1節3(2) 移入種(外来種)等生態系へのかく乱要因への対策(化学物質対策)	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係		
3. 本施策を展開する必要性とその目的	化学物質による人及び生態系に対する影響の適切な評価と管理を視野に入れた化学物質対策を推進する。また、農薬による環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
化学物質による生態系への影響を把握するため鳥類等の野生生物における化学物質の蓄積状況及び生体の変化等を調査する。	野生生物への化学物質の蓄積状況を把握するため、平成16年度はカワウ、タヌキ等について、アルキルフェノール類等の蓄積濃度の分析を実施。	
生態リスク初期評価の推進	化学物質の生態系へのリスクについてスクリーニング的な評価を行う生態リスク初期評価を平成16年度までに205物質について実施。	
改正化学物質審査規制法の施行	新規化学物質の動植物への影響の観点も含めた審査を着実に実施。	
農薬の環境リスク対策 農薬による環境リスクを管理するため、農薬取締法に基づき必要な規制等を行う。	平成15年3月に改正した水産動植物に対する毒性に係る農薬登録保留基準について、平成17年4月からの円滑な施行に向け、試験法等について調査及び検討を実施。	
水生生物の保全に配慮した水質目標の設定 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定。 (1章4節1(6)の再掲)	平成15年度に水生生物の保全に係る水質環境基準を設定。引き続き、調査・検討を実施。	
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題	
	当初予算(百万円)	
	H16年度	H17年度
化学物質環境安全性総点検調査等調査研究費	33の内数	18の内数
化学物質の環境リスク評価推進費	403の内数	266の内数
化学物質の審査・規制手法の改善調査	39	25
・農薬リスク総合評価システム確立・推進事業	18	19
・農薬による水生生物影響実態把握調査	45	45
・農薬による陸域生態系影響評価技術 開発調査	20	20
水生生物保全のための水質目標の検討	108	135
		内分泌かく乱作用の観点も含めた化学物質の環境残留実態の調査の継続的な実施、リスク評価手法の高度化を図りつつ生態リスク初期評価の推進及び動植物に対する影響の評価を含めた新規化学物質の審査・規制の着実な実施を図ることが必要。
		水産動植物に係る改正農薬登録保留基準の施行に伴い、基準値の設定が必要となる農薬について順次基準値の設定を行うとともに、中長期的には、陸域を含む生態系全般に対する環境リスクを評価し管理する手法を開発する。
		環境基準の運用や環境管理施策の検討。水生生物と化学物質に関する科学的知見の集積及びそれに伴う基準の継続的な見直し。

環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課、環境リスク評価室
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室
環境省環境管理局水環境部企画課、土壌農薬課農薬環境管理室

1 . 第 4 部における事項番号と施策名	2 章 1 節 4 飼育栽培下における種の保存		
2 . 第 3 部第 2 章の各テーマとの関係			
3 . 本施策を展開する必要性とその目的	絶滅のおそれのある動植物について、野外での個体群維持が危惧される水準まで減少するなどその生息状況に応じて必要な場合には、将来的に生息地等への再導入を前提として緊急避難的に飼育管理下に移し、保護増殖を図る、いわゆる生息域外での人工繁殖が必要。		
4 . 施策の概要	5 . 施策の進捗状況		
希少野生動植物種等保存 飼育栽培下における種の保存は、野生下での取組との連携を確保しつつ、全体として効果的な種の保存対策が講じられるよう国、地方公共団体、動物園、水族館、植物園、試験研究機関、研究者等の連携・協力の下に事業を進める。 ----- 増殖等事業	トキ、ツシマヤマネコなどについて、野生復帰に向けて、飼育下での人工増殖等を引き続き実施した。また、ツシマヤマネコ及びイリオモテヤマネコについては、共生と循環の地域づくりモデル事業により今後の野生復帰に向けた自然的・社会的検討を行った。トキについては、野生復帰に向けて順化施設の整備の具体的な内容の検討を行い、施設の整備を進めた。 平成16年度に3件の補助事業を実施した。すでに野生個体群が絶滅したコウノトリについては飼育下での増殖を続け、平成17年度の試験放鳥に向け、再導入する地域の生息環境調査・整備、再導入へのガイドライン策定等に対する事業に対する補助を行い、絶滅の危機に瀕しているイタセンパラ・ネコギギについては、地域個体群の維持、系統保存等の観点から、人工繁殖方法の確立、飼育下での維持等の調査・実験を進めるとともに、再導入に向けた地域の生息環境調査、再導入へのガイドラインの検討等に対する事業に補助を行い、野生生物種の保護、管理等を実施。		
6 . 予算・税制等項目	当初予算(百万円)		7 . 今後の課題
	H16年度	H17年度	
希少野生動植物種等保存対策費	59の内数	45の内数	トキについては、餌場、ねぐら等の生息環境の整備をさらに進めていく必要がある。ツシマヤマネコについても、将来的な野生復帰に向けた取組の強化が必要。
共生と循環の地域づくりモデル事業	21	21	
トキ野生順化施設整備費	482	483	
コウノトリ関係補助金	31	49	
増殖等事業()	65	65	
他の天然記念物の事業を含む。			

環境省自然環境局野生生物課
文部科学省文化庁記念物課

(2) 生物資源の持続可能な利用

イネ・ゲノム研究では、日本が中心となって解読したイネの全塩基配列情報等を活かしつつ、産官学の研究者を結集し、農業及びその他産業場面での利活用を念頭に特に重要となる5つの形質（品質、光合成能力、機能性物質の生産、病害抵抗性、不良環境抵抗性）をターゲットとして、これに関わる一連の遺伝子群の機能解明を重点的に実施しています。

また、遺伝子組換え生物の使用に際しては、カルタヘナ法に基づき生物多様性への影響の審査等を行っています。

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
イネの塩基配列解読	H13.12末	48%（2億700万塩基対 / 4億3,000万塩基対）	H14.12	解読終了	（解読終了）
イネの有用遺伝子単離・機能解明		56個（遺伝子特許化）	H17.3	61件（特許出願中のものを含）	5件

1. 第4部における事項番号と施策名	2章2節1 生物資源の持続可能な利用 (2) 農林水産分野での利用 (3) 医療分野での利用 (4) 研究基盤としての遺伝資源の利用 (5) 産業分野での利用		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係			
3. 本施策を展開する必要性とその目的	バイオテクノロジーによる遺伝資源の利用に当たっては、生命の設計図であるゲノムを解析し、生物の持つ情報・機能を活用することにより、機能性作物、環境ストレス作物等の開発による食料・農業問題の解決や有用物質生産技術の確立による新産業の創出を促進し、生物多様性の構成要素たる遺伝資源の持続的な利用を図る。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
(2) 農林水産分野での利用 イネ（植物）ゲノム研究 農業、産業の役立つ遺伝子の効率的な機能を解明し、特許化を加速 (3) 医療分野での利用 ア．ヒト遺伝子解析研究 国際ヒトゲノム計画への貢献（平成15年4月に解読完了が宣言） 戦略的な遺伝子解析研究の推進	・平成14年12月にイネゲノム塩基配列のうち重要部分の高精度解読を終了。平成16年12月には完全解読を達成。 ・有用遺伝子の単離・機能解明では、平成17年3月時点において、遺伝子機能特許を61件出願している。 国際ヒトゲノム計画において、我が国は21番及び11番染色体の解析において中心的な役割を果たした他、遺伝子数の推定などに貢献。 複雑な生命機能の解明等が期待される「ゲノムネットワーク研究」を平成16年度より開始した他、理化学研究所において遺伝子に関する体系的な構造・機能研究を推進中。		
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)		7. 今後の課題
	H16年度	H17年度	
(2)イネ（植物）ゲノム研究			我が国は、これまでのイネゲノム研究において、各種の遺伝子単離法を確立し、多数の遺伝子の機能を解明するとともに、遺伝子機能解明研究の重要な鍵となる研究試料・データ等を多数蓄積しており、今後はこれらゲノム情報科学的知見の具体的活用方法を確立が必要。 研究開発成果の実用化において、遺伝子改変生物の使用に当たっては、カルタヘナ議定書の国内担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に留意しつつ、生物多様性の保全及び生物資源の持続可能な利用を推進することが必要。
(3)ゲノムネットワーク研究の戦略的推進（理化学研究所運営費交付金中の推計額を含む）	3,000	3,315	
ゲノム科学研究の推進（理化学研究所運営費交付金中の推計額）	8,006	7,864	
遺伝子多型研究の推進（理化学研究所運営費交付金中の推計額）	2,119	2,094	
(4)ナショナルバイオリソースプロジェクト（理化学研究所運営費交付金中の推計額を含む）	3,721	3,745	
(5)ア．植物機能利用工業原料生産技術開発	819	819	
イ．生物機能活用生産プロセス技術開発	1,234	1,038	
ウ．生分解・処理の解析と制御技術開発	610	520	

農林水産省農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課
 文部科学省研究振興局ライフサイエンス課
 経済産業省製造産業局生物化学産業課

1．第4部における事項番号と施策名		2章2節2 遺伝資源の保存と提供 (2)農林水産分野における取組 (5)産業分野等における取組	
2．第3部第2章の各テーマとの関係			
3．本施策を展開する必要性とその目的			
熱帯林の開発等における生物遺伝資源消失の危険性が増大する中、貴重な遺伝資源を収集・保存しこれを積極的に活用していくことにより生物の多様性を保全する。主要作物の在来種及び近縁野生種及び難培養微生物等の生物遺伝資源の探索・収集、保存、提供及び機能解析を行うとともにその実用化開発を促進し、それらを含む有用生物遺伝資源をライブラリー化し、永続的に保存・供給していく体制を充実させる。また、生物多様性条約を踏まえ、海外の国々と生物の移転に係る包括的な覚書(MOU)等により、我が国の企業等が海外の生物遺伝資源を活用できる体制を順次整備する。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
(2)農林水産分野における取組 農業生物遺伝資源の保存と提供		平成16年度に植物23万3千点、微生物2万1千点、動物9百点、DNA24万5千点を保存。植物4,443点、微生物1,209点、動物26点、DNA449点を独立行政法人、国立試験研究機関、都道府県、大学、民間企業等研究者へ提供。	
林木遺伝資源の保存と提供		平成16年度に3万点の林木遺伝資源を保存。778点を独立行政法人、大学、都道府県、民間企業等の研究者へ提供。	
水産生物遺伝資源の保存と提供		平成16年度に大型藻類及び微細藻類292点、水産微生物1,072点を保存。35点を共同研究材料として試験研究機関、漁業者へ提供。	
(5)産業分野等における取組 生物遺伝資源の探索・収集、保存及び提供		(独)製品評価技術基盤機構(NITE)に整備した生物遺伝資源保存供給施設において、微生物を約2万8千株、微生物由来のDNAクローンを約2万8千を保存。また、約1万2千の生物遺伝資源を提供。	
難培養微生物等の生物遺伝資源の収集等によるゲノム情報に基づいた未知微生物遺伝資源ライブラリーを構築		今まで収集、培養等が困難であった未知微生物を海洋生物、植物、昆虫体内等から分離・収集。また、未知微生物遺伝資源ライブラリー構築に係る技術開発及び取得した遺伝資源の機能解析を実施。	
海外生物遺伝資源の活用体制の整備		平成15年度までにインドネシア、ベトナム及びミャンマーとMOU(包括的覚書)、PA(プロジェクト合意書)を締結するとともにMTA(素材移転協定)について合意した。また、この合意に基づき、これらの国から生物遺伝資源の移転を行った。さらに、アジアにおける多国間での微生物資源の活用を推進するため日本とASEAN諸国、中国、韓国、モンゴルからなる「アジア・コンソーシアム」を設立するとともにNITEとタイとのMOU及びPAを締結し、海外生物遺伝資源の活用体制を充実を図った。	
6．予算・税制等項目		当初予算(百万円)	
		H16年度	H17年度
(2) 農業生物資源ジーンバンク事業		870	861
林木のジーンバンク事業		30	29
水産生物のジーンバンク事業		16	16
(5) NITE運営費交付金		7,722の内数	
ゲノム情報に基づいた未知微生物遺伝資源ライブラリーの構築		410	410
		7．今後の課題	
		ジーンバンクの利用性の向上を図るためには、ジーンバンクでの有用特性情報を充実させ、その積極的公開を行うことが必要。	
		生物多様性条約を踏まえ、覚書や共同研究などにより海外の国との協調関係を築きながら、未開拓生物遺伝資源の開発を行うことを、今後も継続して実施していくことが必要。	

1．第4部における事項番号と施策名	2章2節2(2) 遺伝資源の保存と提供（農林水産分野における取組）	
2．第3部第2章の各テーマとの関係	5，7	
3．本施策を展開する必要性とその目的		
熱帯林の開発等における生物遺伝資源消失の危険性が増大する中、貴重な遺伝資源を収集・保存しこれを積極的に活用していくことにより生物の多様性を保全する。		
4．施策の概要	5．施策の進捗状況	
農業生物遺伝資源の保存と提供	平成16年度に植物23万3千点、微生物2万1千点、動物9百点、DNA24万5千点を保存。植物4,443点、微生物1,209点、動物26点、DNA449点を独立行政法人、国立試験研究機関、都道府県、大学、民間企業等研究者へ提供。	
林木遺伝資源の保存と提供	平成16年度に3万点の林木を保存。778点を独立行政法人、大学、民間企業等研究者へ提供。	
水産生物遺伝資源の保存と提供	平成16年度に大型藻類及び微細藻類292点、水産微生物1,072点を保存。35点を共同研究材料として試験研究機関、漁業者へ提供。	
6．予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7．今後の課題
	H16年度	H17年度
農業生物資源ジーンバンク事業	870	861
林木のジーンバンク事業	30	29
水産生物のジーンバンク事業	16	16
	ジーンバンクの利用性の向上を図るためには、ジーンバンクでの有用特性情報を充実させ、その積極的公開を行うことが必要。	

1．第4部における事項番号と施策名	2章2節3 遺伝子組換え生物の利用における安全性の確保 (1)実験段階における安全性の確保 (2)産業利用段階における安全性の確保 (3)安全性の確保に関する研究開発等 (4)国際的プログラムの推進
2．第3部第2章の各テーマとの関係	5，7
3．本施策を展開する必要性とその目的 遺伝子組換え技術等の進展により、生物に新たな形質を付与することが容易となったため、形質によっては、生物の多様性に影響を与える可能性が危惧されている。このため、遺伝子組換え生物の安全な利用、取扱に関する国際的枠組である「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書」を早期に締結するため、国内担保措置の構築に取り組む。 また、研究開発分野並びに農林水産、食品、医薬品及び鉱工業分野における遺伝子組換え生物の使用の安全性確保と遺伝子組換え生物の健全な利用等の促進を図る。	
4．施策の概要	5．施策の進捗状況
国内担保法の策定 カルタヘナ議定書の早期締結を行うため、環境省が中心となって、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省の6省で国内法を検討。	国内担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(カルタヘナ法)を平成15年6月18日に公布。法施行及び議定書締結に必要な省令等の準備を進め、平成15年11月21日に議定書を締結。平成16年2月19日に我が国について発効。法についても同日施行。
(1)実験段階における安全性の確保 カルタヘナ法に基づき生物多様性への影響の審査等を実施 ライフサイエンス安全研究プログラムによる研究課題の実施	平成16年度は、環境中への拡散を防止しつつ行う使用について、拡散防止措置を121件確認。 遺伝子組換え生物等の環境への放出を伴う研究のリスク評価及び管理の知見収集等を目的とした研究課題を実施。
(2)産業利用段階における安全性の確保 ア．農林水産分野の取組 カルタヘナ法に基づき生物多様性への影響の審査等を実施	平成16年度は、環境中での使用を28件承認し、環境中への拡散を防止しつつ行う使用について、拡散防止措置を26件確認。
イ．食品分野の取組 食品衛生法に基づき安全性の審査等を実施	平成16年度までに、遺伝子組換え食品59品種、遺伝子組換え食品添加物12品目の安全性を確認。
ウ．医薬品分野の取組 カルタヘナ法に基づき生物多様性への影響の審査等を実施	平成16年度は、環境中への拡散を防止しつつ行う使用について、拡散防止措置を57件確認。また、遺伝子組換え生ワクチンの品質及び安全確保のための指針を策定中。
エ．鉱工業分野の取組 カルタヘナ法に基づき生物多様性への影響の審査等を実施	平成16年度は、環境中への拡散を防止しつつ行う使用について、拡散防止措置を235件確認。
(3)安全性の確保に関する研究開発等 ア．遺伝子組換え生物の産業利用における安全性の確保に関する研究	遺伝子組換え生物の評価手法及び検出技術の開発、データベース開発のためのデータ収集及びシステムの検討を実施。また、遺伝子組換え作物の長期栽培による環境影響のモニタリングについて検討を実施。
イ．遺伝子組換え生物の生態系への影響評価に関する研究	新規に開発が進められている遺伝子組換え生物の情報、最新の科学的知見、各国の評価手法の情報を収集し、遺伝子組換え生物のリスク評価手法について検討を実施。
(4)国際的プログラムの推進 イ．コーデックス委員会バイオテクノロジー応用食品特別部会 モダンバイオテクノロジー応用食品又はモダンバイオテクノロジーにより食品に導入された特性	平成15年3月に開催された第4回バイオテクノロジー応用食品特別部会で、「モダンバイオテクノロジー応用食品のリスク分析に関する原則」他2つの基準を取りまとめた。平成17年9月に開催される第5回部会に向け準備中。平成2

について、国際規格・指針又は勧告を策定する。1年までに国際規約・ガイドライン等を作成する予定。				
6．予算・税制等項目		当初予算（百万円）		7．今後の課題
		H16年度	H17年度	
遺伝子組換え生物対策事業		70	56	カルタヘナ法に基づき、遺伝子組換え生物を環境中で使用する場合の生物多様性への影響の評価の的確な実施等、法の的確な運用が必要。 また、国際的調和を図る観点から、コーデックス委員会バイオテクノロジー応用食品特別部会等の国際的プログラムを推進していくことが必要。
(1)ライフサイエンス安全研究プログラムによる研究		2,394の内数	-	
(2)生物由来製品安全対策費 （加付議定書国内担保法関係経費）		2.8	2.6	
バイオインダストリー安全対策調査		60	60	
(3)研究の効率的推進と成果情報の整備・提供に要する経費のうち 生物多様性影響評価推進経費		15	15	
遺伝子組換え生物の産業利用における安全性確保総合研究		366	401	
(4)バイオテクノロジー応用食品の安全性に関する国際会議の開催		3	65	

環境省自然環境局野生生物課
 文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室
 農林水産省農林水産技術会議事務局技術安全課、消費・安全局農産安全管理課
 厚生労働省医薬食品局審査管理課、食品安全部企画情報課
 経済産業省製造産業局生物化学産業課

(3) 自然とのふれあい

平成16年6月に開催された第3回エコツーリズム推進会議において、5つの推進方策を決定し、インターネットで全国のエコツアー業者やツアー内容、環境配慮の取組等の情報を公開する「エコツアー総覧」やエコツーリズムを展開する各地域や事業者の取組のうち特に優れた事例を表彰し、広く紹介する「エコツーリズム大賞」、エコツーリズムの良い事例を作るため、各モデル地区の状況に応じた支援を図る「モデル事業」等を実施しています。

【数値から見る具体的施策の展開】

市民農園の開設区画数が平成14年3月から、8,169区画増加しました。
114,312区画（H14.3）→152,481区画（H16.10）

平成16年度の水生生物調査の参加者数が9万人を超えました。

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
自然解説指導者研修受講者数	H13年度	104人	H15年度 H16年度	118人 105人	- -
自然公園指導員数	H14.3	2,943人	H16.4	3,006人	63人
国立公園パークボランティア数	H13年度	1,689人	H16.7	1,737人	48人
長距離自然歩道路線距離	H14.3	21,319km	H16.3	25,904km	4,585km
長距離自然歩道利用者数	H13	4,846万人	H15	5,805万人	959万人
市民農園の開設区画数	H14.3	144,312区画	H16.10	152,481区画	8,169区画
水生生物調査の参加者数	H13年度	87,450人	H16年度	90,782人	3,332人
水生生物調査の参加団体数	H13年度	2,642団体	H16年度	2,534団体	▲108団体
水生生物調査の調査地点数	H13年度	5,520地点	H16年度	4,263地点	▲1,257地点

1. 第4部における事項番号と施策名	2章3節 自然とのふれあい
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7
3. 本施策を展開する必要性とその目的	人が自然生態系の構成要素の一つであることを認識し、自然との共生への理解を深めることが可能となるよう、自然にふれあう機会を増やす。
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
エコツーリズム 全国的な普及・定着を図るため、エコツーリズム大賞やモデル事業等、5つの推進方策を検討	自治体を対象に「豊かな自然の中での取組」、「多くの来訪者が訪れる観光地での取組」、「里地里山の身近な自然、地域の産業や生活文化を活用した取り組み」の3つの類型別にモデル事業を公募し、53地区（80自治体）の応募から、13地区をモデル地区に選定し、平成16年度よりルール策定やエコツアーの実施に向けた各種事業を実施。 また、エコツーリズムを展開する各地域や事業者の取組のうち、特に優れた事例を表彰するエコツーリズム大賞を実施。平成17年6月、愛知万博において、環境大臣より大賞の（株）ビックオ（長野県北佐久郡軽井沢町）ほか各団体を表彰。
(2)森林 体験活動を通じた森林とのふれあい	森林体験活動や里山林等における多様な利用活動、森林ボランティア活動など国民が行う森林づくり活動への支援等を実施中。
(3)海岸 自然豊かな海と森の整備対策事業 (白砂青松の創出)	平成16年度までに25箇所を実施地区として選定。
海と緑の健康地域づくり (健康海岸事業)	平成16年度までに17地域を実施地域として選定。

(4)港湾 広報活動の展開 NP0等による海辺の自然体験活動のイベント情報などの提供	海辺の自然体験活動や環境教育の必要性・有効性やNP0等によるイベント情報などについて、ホームページや情報誌による情報提供を実施。
地域やNP0との連携 地域住民、NP0など多彩な主体の参画を得る	地域住民、NP0等と連携を図りながら、海辺でふれあうための実施体制の整備。
「海辺の自然学校」の展開 自治体、NP0などと連携しながら有意義な体験プログラムを提供できる実施体制を整備し、全国で展開	平成16年度においては、秋田（秋田県）、下田（静岡県）など全国38箇所を実施。
「海辺の達人養成講座」の開催 海辺の自然学校における指導者を養成するセミナーとして、18歳以上の男女を対象として実施	平成16年度においては、下北半島、東京湾、房総半島、知多半島、大隅半島で実施。
(5)河川 水辺プラザ 地域交流の拠点にふさわしい水辺空間として、堤防の緩傾斜化、親水護岸、水辺の広場整備等を実施	平成16年度においては、那珂川（茨城県）、信濃川（新潟県）などで実施。
水辺の楽校 水辺に近づける河岸整備、遊歩道の整備、瀬や淵・せせらぎの創出などを実施	平成16年度においては、鬼怒川（栃木県）、木曽川（岐阜県）などで実施。
多自然型川づくり 河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮した河川整備の実施	全国の河川において、川が有している多様性に富んだ環境の保全を図るなど、自然環境に配慮した多自然型川づくりを実施。
ふるさとの川整備事業 河川本来の自然環境や周辺の自然的・歴史的・社会的環境との調和を図りつつ、地域整備と一体となった河川改修を実施	平成16年度においては、城北川（大阪府）、加勢川（熊本県）など全国88箇所において実施。
河川空間のバリアフリー化 全ての人々が安心して河川を訪れ、憩い、楽しめる河川空間を創出	平成16年度においては、荒川（東京都）、旭川（岡山県）などで実施。
マイタウン・マイリバー 大都市等の中心市街地及びその周辺部の河川等について、水辺環境の向上に配慮した河川改修を実施	河川沿川の市街地整備に関する再開発事業等と一体となった河川改修を実施。平成16年度までに全国4河川を指定。
市民・NP0等と連携した河川整備・管理の推進 河川管理者のみならず市民やNP0等と連携して河川の整備管理を推進	茨城県の霞ヶ浦、北浦におけるアサザ（特有の種）の再生、荒川中流部における湿地再生等、各地で市民と連携した環境保全活動を実施中。
水と緑豊かな溪流空間の創出・整備 周辺の地域環境にふさわしい良好な溪流環境を再生	良好な緑地と水辺の空間を確保し、生活環境及び親水性の向上や生態系の回復等を図るため、平成17年度は砂防環境整備事業を4流域で継続中。
NP0等と連携した樹林帯の整備 NP0等と一体となって一般参加による植樹を実施	六甲山系等の都市山麓グリーンベルト整備事業実施箇所等において、実施。
湖沼 住民が主要な担い手となった、湖沼の浄化事業等をモデル事業として推進	平成17年度から予算計上。
(6)都市・農村 都市農村の交流の促進 グリーンツーリズムの推進や市民農園の整備などを促進	谷津田などにおいて、都市住民との交流を図るため21地区において、滞在交流拠点や体験交流空間を整備し、平成16年10月までに全国で152,481区画の市民農園を開設し、都市と農村の交流を図った。

6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)		7. 今後の課題
	H16年度	H17年度	
エコツーリズム総合推進事業費	114	150	5つの推進方策を中心とした様々な施策を総合的に取り組み、エコツーリズムの全国的な普及・定着を図る。 引き続き適正な事業を実施することが必要。
(2)森林環境教育活動の条件整備促進対策事業	22	7	
教育のもり整備事業	238	-	
共生林の多様な利用活動推進事業	6	-	森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成を一層図るため、より広範な主体による森林づくり活動への参加策を構ることが必要。
国民参加の緑づくり活動推進事業	369	135	
青年森林協力隊活動推進事業	17	-	
学校林整備・活用推進事業	52	47	今後さらに、既存の事業を重点的かつ効果的に推進していくことが必要。 今後さらに、既存の事業を重点的かつ効果的に推進していくことが必要。 これらの成果をもとに、さらなる海辺でふれあう体験活動のネットワークを拡大していくことが必要。 今後さらに、既存の事業を重点的かつ効果的に推進していくことが必要。
森林づくり交付金の内数	-	4431	
(3)海岸事業費	78,515の内数	73,732の内数	
(4)港湾整備事業費	474,547の内数	432,988の内数	事業の着実な実施が必要。
(5)河川 ～ 河川事業費	792,082の内数	741,842の内数	
砂防事業費	216,324の内数	202,793の内数	
総合流域防災事業費	151,881の内数	149,085の内数	都市住民の農業・農村に対する理解の増進と農村地域の活性化や棚田地域の美しい景観の保全など多面的機能の発揮等に向け、都市と農山漁村の交流のための施策及び地域の特性に応じた整備等の施策を講ずることが必要。
湖沼 いきづく湖沼ふれあいモデル事業	-	45	
(6)やすらぎ空間整備事業	615	-	

農林水産省林野庁森林保全課、計画課
農林水産省農村振興局整備部防災課、地域振興課
農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
環境省環境管理局水環境部水環境管理課
環境省自然環境局総務課自然ふれあい推進室
国土交通省河川局河川環境課、砂防部保全課、砂防計画課、海岸室
国土交通省港湾局海岸・防災課、環境・技術課環境整備計画室

(4) 動物愛護・管理

動物愛護管理に関する施策を総合的に推進するための国の「基本指針」及び都道府県の「推進計画」制度の創設、動物取扱業の届出制から登録制への移行、特定動物（危険動物）の全国一律の飼養・保管許可制の導入、愛護動物の遺棄に対する罰則強化等を内容とする「動物愛護管理法の一部を改正する法律」が平成17年6月に成立、公布されました。

1．第4部における事項番号と施策名	2章4節 動物愛護・管理		
2．第3部第2章の各テーマとの関係	5		
3．本施策を展開する必要性とその目的			
飼養動物等の取扱いについては、自然生態系への影響等の生物多様性保全上の問題を生じさせないよう、適正に管理することが必要なため、関係機関等と連携をとりながら、動物愛護管理法の趣旨に基づき、飼養動物の管理の適正化の推進及び普及啓発の徹底を図る。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
(1)飼養管理の適正化 飼養動物の適正な管理を推進するため、ペット動物等の飼養保管に関する基準の見直しや動物取扱業者の業務の適正化、特定動物（危険動物）の飼養の適正化推進などの施策を実施。		「家庭動物等の飼養保管基準」の策定、「展示動物の飼養保管基準」の改正を実施するとともに、「ペット動物販売業者用説明マニュアル」等を作成。 また、沖縄県やんばる地域において、飼いねこを対象とした適正飼養推進のためのモデル事業を実施。 さらに、国の「基本指針」や都道府県の「推進計画」制度の創設、動物取扱業の登録制への移行、特定動物（危険動物）の全国一律の飼養・保管許可制の導入と個体識別措置の義務化、愛護動物の遺棄に対する罰則強化等を内容とした「動物愛護管理法の一部を改正する法律」が平成17年6月に成立、公布。	
(3)適正な取扱いに関する普及啓発 飼養動物の適正な取扱いを普及啓発するためのリーフレット作成や行事等を実施。		9月20日～26日の動物愛護週間で開催される中央行事において、飼養動物の適正な取扱いの普及啓発を実施。また、家庭動物の適正飼養のためのリーフレットを作成。	
6．予算・税制等項目		7．今後の課題	
	当初予算（百万円）		
	H16年度	H17年度	
動物愛護週間事業費	14	14	改正動物愛護管理法の趣旨を踏まえ、動物の愛護と適正な管理の普及啓発や各種飼養保管基準・ガイドライン等の整備、地域における官民連携した体制づくりの支援等、各種施策のさらなる充実及び検討が必要。
動物の適正飼養推進事業費	12	6	
家庭動物の終生飼養推進事業費	20	20	
動物愛護管理制度強化対策費		10	
飼養動物との共生推進総合モデル事業	12		

環境省省自然環境局総務課動物愛護管理室

3. 基盤的施策

(1) 生物多様性に関する調査研究・情報整備

全国を対象に縮尺1/25,000植生図を整備し、順次ホームページにて公開しています。また、生態系や生物相について情報が不足している藻場・干潟等浅海域における生態系調査を自然環境保全基礎調査の一環として開始するとともに、国土レベルで生物多様性の劣化を早期に把握し、対策を講じるため、モニタリングサイト1000調査事業を開始しています。これらの調査データの整備とともに、各情報整備主体が保有する生物多様性に関する情報に容易にアクセスできるよう、情報交換の仕組み（クリアリングハウスメカニズム）を構築し、運用を開始しました。

その他、地球環境研究総合推進費等を用いて生物多様性の減少に関する各種調査研究活動も進められました。

【数値から見る具体的施策の展開】

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
モニタリングサイト1000のサイト設定数	H14.3	0サイト	H17.3	406サイト	406
25,000分の1植生図の更新状況	H14.3	20%	H17.3	30%	10%
CHMメタデータ数	H14.3	0件	H17.3	112件	112件

1．第4部における事項番号と施策名	3章1節1(1) 調査研究の推進（自然環境保全基礎調査の推進）		
2．第3部第2章の各テーマとの関係	5，6		
3．本施策を展開する必要性とその目的			
生物多様性の保全に関する諸課題を抽出するとともに、保全対象を特定し、適切な保全対策を立案するなど各種施策の検討を行なうに当たり、全国的な観点から自然環境の現状と時系列的变化を的確に捉えるため、科学的かつ客観的な自然環境データを収集・整備する。また、生態系の機構や構成要素間の相互関係が未解明な点について知見を集積するため、生態学、分類学を中心とした基礎的研究や関連する応用的研究の推進を図る。			
絶滅のおそれが懸念される種あるいは分布の拡大・縮小傾向が顕著な種など保護管理上重要な種及び分類群については、経年変化の把握や量的把握を含め調査研究を進める必要がある。			
極めて重要性の高い地球環境問題の一つとして生物多様性の減少について、調査研究を進める必要がある。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
自然環境保全基礎調査の推進		・2万5千分の1植生図を1,305面（約30%）作成。 ・干潟及び藻場を対象に全国的に浅海域調査の実施。干潟は145箇所、藻場はこれまで61箇所調査を実施し、今年度も引き続き調査を実施。	
重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト1000）		・哺乳類分布調査及び鳥類繁殖分布調査の結果をとりまとめ、約20年前との比較を行った。 ・平成15年度よりモニタリングサイトを設定し、試行調査を実施中。 ・モニタリングサイト数 406箇所(H17.3)	
6．予算・税制等項目		7．今後の課題	
	当初予算（百万円）		
	H16年度	H17年度	
自然環境保全基礎調査			自然環境保全基礎調査の各調査を実施し、とりまとめを実施する。
・植生図作成	119	119	モニタリングサイト全国1000箇所程度を平成15年度から5年間で順次設定し、平成19年度までに1000箇所設定予定。
・浅海域調査	55	55	
・動物分布調査	130	130	
重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト	400	310	

1000)		
絶滅のおそれのある野生生物種 のモニタリング等調査費 ・アザラン類生息状況調査費	10	6

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室、生物多様性センター

1. 第4部における事項番号と施策名	3章1節1(4) 調査研究の推進(地球環境研究総合推進費による研究の促進)		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係			
3. 本施策を展開する必要性とその目的			
地球環境研究総合推進費では、極めて重要性の高い地球環境問題として生物多様性の減少を位置付け、この解決に資する研究を産官学の様々な研究者・研究機関の連携の下推進しています。平成17年度には、「侵入種生態リスクの評価手法と対策に関する研究」、「脆弱な海洋島をモデルとした外来種の生物多様性への影響とその緩和に関する研究」等、生物多様性の減少に関する研究を推進していきます。			
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況	
地球環境研究総合推進費科学的知見に基づいて、地球環境保全の施策を着実に進めること。		生物多様性に関する分野では、国内のみならず地球規模での生物多様性の現象に関する研究が行われ、各研究課題で成果を得ている。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題	
	H16年度	H17年度	
地球環境研究総合推進費	3,015の内数	3,015の内数	政策貢献の観点から、生物多様性に関わる政策決定の場への研究者の参加をより積極的に促し、成果の反映を促す効果的な研究成果の提示方法について、一層の整備を図っていくことが考えられる。

環境省地球環境局総務課研究調査室

1．第4部における事項番号と施策名	3章1節1(7) 調査研究の推進（農地における調査）		
2．第3部第2章の各テーマとの関係	2，6		
3．本施策を展開する必要性とその目的			
水田周辺水域に生息する魚類やカエルを主体とした生物の生息状況を確認し、生物多様性の重要性を認識するとともに、生息環境条件を明らかにして、生物保全のためのより良い施設整備のあり方を検討するための基礎資料として活用する。また農地や水路等における生態系等の自然環境情報について、現地調査結果及び既存資料を併せてデータベース化、GIS化を行うことにより、環境との調和に配慮した事業計画のための調査の効率化を図る。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
田んぼの生きもの調査 環境省と連携し、水田域における魚類・カエルの生息状況を調査。		平成16年度までに全国の農業水路やため池などの2,351地点において実施。	
農業農村環境情報整備調査 生態系等の自然環境情報についての現地調査及び既存情報を併せたデータベース化。		平成16年度までに394地点で現地調査を行い、データベース化、GIS化を実施。	
6．予算・税制等項目		7．今後の課題	
当初予算（百万円）	H16年度		H17年度
田んぼの生きもの調査	26	24	
農業農村環境情報整備調査	60	50	
		調査の実施によって確認された生物の生息環境について今後分析を進め、さらに環境に配慮した農業農村整備事業のあり方の検討が必要。	

農林水産省農村振興局計画部土地改良企画課、資源課

1．第4部における事項番号と施策名		3章1節1(8) 調査研究の推進（河川における調査）	
2．第3部第2章の各テーマとの関係		3，4，6，7	
3．本施策を展開する必要性とその目的			
河川環境に関する基礎的なデータの収集や調査研究を通じ、河川における良好な生物の生育空間の保全・復元を図る。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
河川水辺の国勢調査 河川やダム湖の生物の生息・生育状況等を定期的・継続的に調査する。		魚類、底生生物、鳥類、陸上昆虫、両生類・は虫類・ほ乳類等の調査結果を公表するとともに、引き続き調査を実施する予定。	
自然共生センター 河川環境に関する学際的な研究を総合的に実施。		現在までに、河川改修においては瀬、淵構造を考慮することが重要であることなどを確認しており、様々な河川の復元工法による効果を検証中。	
河川生態学術研究 河川・湖沼の自然環境の保全・復元のための基礎的・応用的研究を実施。		フィールドとして多摩川、千曲川、木津川、北川、標津川の5河川を設定し、現地調査をベースとした共同研究が進められている。	
6．予算・税制等項目		7．今後の課題	
	当初予算（百万円）		これらの調査結果を今後、河川における良好な生物の生育空間の保全・復元に資する復元工法等に反映させることが必要。
	H16年度	H17年度	
河川事業費	792,082の内数	741,842の内数	
河川総合事業費	385,896の内数	377,389の内数	
総合流域防災事業費	151,881の内数	149,085の内数	

国土交通省河川局河川環境課

1．第4部における事項番号と施策名		3章1節1(9)調査研究の推進(港湾における調査研究)	
2．第3部第2章の各テーマとの関係		3，4	
3．本施策を展開する必要性とその目的			
沿岸域の干潟・藻場は、海と陸と大気の接する場所として、生物生息・水質浄化・親水性等様々な環境機能を有する空間であるが、地形や潮汐等による環境変化等の把握、生息する多種多様な生態系の仕組みや生物生産力、水質浄化メカニズムなど、沿岸域の持つ様々な環境機能について研究し、その成果を基に干潟等の保全・再生・創出を推進していくことが重要である。 このため、干潟の現地観測や世界最大規模の干潟実験施設による観測等から、人工干潟の創造を含めた干潟等の研究を積極的に推進する必要がある。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
干潟に関する環境機能の研究を推進 多様な生物の生息環境である干潟・藻場の研究及びその保全・再生等の技術の確立		実際の干潟の観察及び現地観測や世界最大規模の干潟実験施設での調査・研究を推進。	
6．予算・税制等項目		7．今後の課題	
	当初予算(百万円)		
	H16年度	H17年度	
港湾整備事業費の内数	474,547	432,988	自然環境の把握・生態系の仕組み・浄化メカニズム等の解明を通じて、現地観測等から定量的・定性的な知見を蓄積し、それを事業に反映させること。

国土交通省港湾局環境・技術課環境整備計画室

1．第4部における事項番号と施策名		3章1節2(7) 情報整備の推進（地球規模生物多様性情報機構（GBIF）への取組）	
2．第3部第2章の各テーマとの関係		6，7	
3．本施策を展開する必要性とその目的			
地球規模生物多様性情報機構（GBIF）とは、OECDの科学技術政策委員会（CSTP）における議論を踏まえて設立された、生物多様性に関するデータを各国で分散的に集積し、ネットワークを通じて全世界的に利用することを目的とする国際協力による科学プロジェクトである。その活動により、動物、植物、微生物、菌類等広範な生物種、生物標本データから生態系データ、タンパク質データ、遺伝子配列情報等の相互運用、利用が可能になることが期待されている。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
GBIFへの貢献 我が国は文部科学省が科学技術振興機構を通して、GBIFに対して米国と並び活動資金の最大の拠出を行っている。また、関係省庁連絡会議を設けて各省連携により国内対応について検討するとともに、国内の専門家により構成されるGBIF技術専門委員会を設置し、科学的見地から調査及び審議を行っている。		平成16年度はGBIF技術専門委員会を2回開催し、GBIF活動について調査及び審議を行った。また、GBIFの設置に関するMOU（覚書）で定められている、国内データベース拠点の設置と運用について、平成16年度より大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所に拠点を設け、国内の標本等のデータ提供に対応している。	
6．予算・税制等項目		7．今後の課題	
	当初予算（百万円）		
	H16年度	H17年度	
拠出金（科学技術振興機構の運営費交付金中の推計額）	70万ドル	70万ドル	本活動が多数の省庁、機関の業務に関わることをかんがみて、関係省庁連絡会での活動をさらに活性化し、活動への参加を呼びかけていくことが必要。 また、今後とも着実に自然史等博物館及び大学等の研究所等における国内の標本等データベースの構築を推進すると共に、GBIFとの連携を図っていくことが必要。
国内資料のデータベース化等の検討のための調査費（科学技術振興機構の運営費交付金中の推計額）	17	17	
ノード運営費（国立遺伝学研究所）	55	80	

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課

(2) 教育・学習、普及啓発及び人材育成

環境教育・環境学習を推進し、環境保全についての国民一人一人の意欲を高めていくことなどを目的に、平成15年7月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定、同年10月1日に一部施行、その後基本方針の閣議決定（平成16年9月24日）、「人材認定等事業に係る登録に関する省令」の公布を経て、平成16年10月1日に、一定の条件を満たした人材認定等事業について、登録し教育現場等に情報提供を行う人材認定等事業の登録制度の運用が開始されました。

【数値から見る具体的施策の展開】

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
「こどもエコクラブ事業」参加クラブ数、参加者数	H14.3	4,160クラブ 75,244人	H17.3	4,183クラブ 83,156人	230クラブ 7,912人
環境カウンセラー登録者数	H14.3	2,565名（市民部門941名、事業者部門1,624名、うち両部門登録者166名）	H17.4	3,900名（市民部門1,611名、事業者部門2,289名、うち両部門登録者235名）	1,335名（市民部門670名、事業者部門665名、うち両部門登録者69名）

1. 第4部における事項番号と施策名	3章2節1 環境教育・環境学習
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	
3. 本施策を展開する必要性とその目的	生物多様性の保全及び持続可能な利用を実現する上では、国民一人一人が自然の美しさや不思議さに対する感性を育み、科学的な知見に基づき自然の仕組みと大切さを理解し、環境保全のために行動していくことが必要であり、そのためには、環境教育・環境学習を積極的に推進していくことが極めて重要である。具体的には、人材育成、プログラムの整備、情報提供、場や機会の拡大などの各種施策を行う。
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
ア. 学校における環境教育推進のための施策 エコスクールの整備	エコスクールパイロット・モデル事業において、平成16年度に98校を認定。
屋外教育環境整備事業	校庭の芝生化や学校ビオトープ整備などを引き続き実施。
「体験活動推進地域・推進校」、「地域間交流推進校」、「長期宿泊体験推進校」の指定	平成16年度には84地域806校を指定。 平成17年度からは「体験活動推進地域・推進校」の中で命の大切さを学ばせるのに有効な体験活動について調査研究を新たに実施。
環境教育リーダー研修基礎講座の開催	平成16年度は全国5会場で開催。
環境教育に関する総合的な情報体制の整備	平成17年度より「環境教育・環境学習データベース」を運用開始。
イ. 社会教育 環境パートナーシップの促進 地球環境パートナーシッププラザ及び環境パートナーシップを活用して各主体間の交流ネットワークを促進するもの。	地球環境パートナーシッププラザのホームページでの情報提供（アクセス数226万件）環境らしんばんへの登録（632団体）メルマガジンの配信（2,506人）
社会教育活性化のための支援 社会教育施設を中核として、地域における様々な課題に対応するための事業や事業終了後の評価の実施	平成16年度は、26地域について事業を委託し、17年度は、30地域で事業を委託。
こどもエコクラブ事業 小中学生が数人から30人程度の仲間を集め、こどもエコクラブを結成し、自主的に環境活動	平成16年度末で4,183クラブ、83,156人が登録し、地域等での環境保全活動を実施した。

に取り組むもの。			
体験的環境学習推進事業	平成16年度は、11の地方公共団体においてモデル事業及び事業効果の検証を行い、その成果を全国に情報発信した。		
環境学習プログラムを構築するため、地方自治体にモデル事業として委託するもの。	平成16年度に全国5会場で開催。		
環境教育リーダー研修基礎講座の開催(再掲)	平成16年度は、新たにのべ359名の環境カウンセラーを登録。平成17年4月現在、登録者数は3,900名(事業者部門2,289名、市民部門1,611名、うち両部門登録者235名)となった。		
環境カウンセラー登録制度	平成17年度より「環境教育・環境学習データベース」を運用開始。		
環境保全に取り組む市民や事業者等に対して知識の付与や助言・指導を行う人材を登録する制度の実施			
環境教育に関する総合的な情報体制の整備(再掲)			
ウ．青少年教育における環境教育・環境学習	平成16年度に全国36箇所において実施。		
体験型環境学習の推進	平成16年度に全国25箇所において実施。		
自然体験活動の推進	平成16年度に22施設において環境学習の事業を34事業実施。		
国立青少年教育施設における自然体験活動の機会の提供	都市緑化植物園 66公園(H17.3)		
オ．都市の自然における環境教育・環境学習	環境ふれあい公園 235公園(H17.3)		
都市に残された貴重な自然にふれあえる場である公園緑地を身近な環境教育・環境学習の場として積極的に活用。			
キ．水辺における環境教育・環境学習	平成16年度においては、秋田(秋田県)、下田(静岡県)など全国38箇所を実施。		
「海辺の自然学校」の展開			
自治体、NPOなどと連携しながら有意義な体験プログラムを提供できる実施体制を整備し、全国で展開	平成16年度においては、下北半島、東京湾、房総半島、知多半島、大隅半島で実施。		
「海辺の達人養成講座」の開催	平成16年度末現在、「子どもの水辺」登録箇所208箇所、水辺の楽校プロジェクト登録箇所244箇所となっており、施策が活発化している。		
海辺の自然学校における指導者を養成するセミナーとして、18歳以上の男女を対象として実施			
「子どもの水辺」再発見プロジェクト	平成16年度の水生生物調査の参加者は、約90,000人。		
関係省、地域の教育関係者、地方公共団体、民間団体が協力し、子どもの遊びやすい水辺の登録、利用促進などを実施。	平成16年度は121件(71団体)から応募があり、1団体に環境大臣賞を表彰。		
水生生物調査			
川にすむ水生生物からその川の「きれいさ」等の程度を調査。(1章4節1(8)再掲)			
「こどもホタルンジャー」事業の実施			
こどもたちの水環境保全に係る意識向上を目指し、全国から水環境を保全し、ホタルを守る取り組みを募集。			
6．予算・税制等項目	当初予算(百万円)		7．今後の課題
	H16年度	H17年度	
ア．			平成15年7月に成立した「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」及び同法基本方針に基づき、人材育成、プログラムの整備、情報提供、場や機会の拡大などの各種施策のさらなる充実を図る。
屋外教育環境整備事業	356	360	
教育方法等実践研究委託費	391	400	
環境教育指導者育成事業(環境省)	13	9	
環境教育・環境学習データベース総合整備事業(環境省)	19	19	
イ．			
地球環境パートナーシッププラザ運営費	118	100	
社会教育活性化21世紀プラン	147	144	社会教育活性化21世紀プランについて、その成果を全国に普及することにより、社会教育のより一層の活性化を図ることが必要
こどもエコクラブ事業費	98	108	
体験的環境学習推進事業	51	-	
環境カウンセラー活用推進事業	29	23	

ウ．			
省庁連携子ども体験型環境学習推進事業	121	112	
青少年長期自然体験活動推進事業	61	-	
エ．自然公園等における環境教育・環境学習	-	100	
国指定鳥獣保護区における環境学習・保全調査拠点整備事業（宮島沼）			
キ．			
、 港湾整備事業費	474,547の 内数	432,988 の内数	養成した指導者を活用し、さらなる海辺の自然学校の全国展開を図ることが必要。
河川事業費	792,082の 内数	741,842 の内数	
簡易水質診断手法推進	2	1	

文部科学省文教施設企画部施設助成課
 文部科学省初等中等教育局児童生徒課
 文部科学省スポーツ・青少年局青少年課
 文部科学省生涯学習政策局社会教育課
 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課
 国土交通省河川局河川環境課
 国土交通省港湾局環境・技術課環境整備計画室
 環境省総合環境政策局環境教育推進室
 環境省環境管理局水環境部企画課

1．第4部における事項番号と施策名		3章2節2 普及啓発	
2．第3部第2章の各テーマとの関係		2, 4	
3．本施策を展開する必要性とその目的			
国民一人一人が環境問題に深い理解と認識を持ち、それぞれのライフスタイルや社会経済活動を環境への負荷の少ないものに変えていく必要があることから、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する環境教育と環境学習、これらの普及啓発を促進する。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
生物多様性センターにおける普及啓発		生物多様性センターでは、ホームページや展示室において、生物多様性の観点から、日本の自然環境の現状を各調査データ等を中心に紹介。 また、普及啓発活動の一環として、「生物多様性まつり」と称して、自然観察会や標本作製講習会等を実施。	
(2)各種記念日の活用		「みどりの日」(4月29日) みどりの週間(4月23日～4月29日)を中心に、国民各層が参加する自然とのふれあい保全活動、緑化活動や緑の募金運動等を全国的に展開。	
6．予算・税制等項目		7．今後の課題	
	当初予算(百万円)		
	H16年度	H17年度	
(2)国民参加の緑づくり活動推進事業	369	135	条約や国家戦略について、効率的な普及啓発のあり方を検討し、実施していくことが必要。 その他、引き続き適正な事業を実施することが必要。
森林づくり交付金	-	4431の内数	

農林水産省林野庁森林保全課
環境省自然環境局生物多様性センター

(3) 経済的措置

鳥獣の保護管理の担い手の確保等を目的として、狩猟税制の一本化等を内容とした税制改正を行い、平成16年度に狩猟税を創設しました。

1. 第4部における事項番号と施策名	3章3節 経済的措置等
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	
3. 本施策を展開する必要性とその目的	補助金は、地方公共団体等による生物多様性の保全に資する施策の奨励め重要な手法であり、経済的措置は、生物多様性の保全に資する活動を行う者を支援する手法として重要。また、政府が出資している各種基金による助成を通じて、これら民間団体の活動の支援に努める。
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
1 経済的助成	
(1)ウ. 都市公園等事業に対する国庫補助 都市公園の整備等に要する費用のうち一部について国庫補助。	都市公園等整備面積 106,370ha (H17.3)
エ. 古都及び緑地保全事業に対する国庫補助 特別緑地保全地区等において緑地を適切に保全するために必要な土地の買い入れ及び施設の整備等に要する費用のうち一部について国庫補助。	近郊緑地特別保全地区決定状況 3,456ha(H17.3) " 土地買入実績 245ha(H17.3) 特別緑地保全地区決定状況 1,766ha(H17.3) " 土地買入実績 283ha(H17.3) 歴史的風土特別保存地区指定状況 8,327ha(H17.3) " 土地買入実績 620ha(H17.3)
オ. 緑化推進対策事業等に対する国庫補助補助金 都市における公園・緑地 都市公園や特別緑地保全地区等に係る土地について、所得税や相続税、固定資産税等の特例措置。 地方公共団体等による生物多様性の保全に資する施策	森林ボランティア活動など国民が行う森林づくり活動への支援等を実施中。 特別緑地保全地区等内にある山林及び原野については相続税8割評価減。 都道府県による特定鳥獣保護管理計画の策定等に対して予算補助を行った。
(2)ア. 地球環境基金 国内の民間団体等による国内における環境保全活動を支援するため、活動費の助成や研修等を通じた人材育成を行う。	平成16年度に、自然保護・保全・復元の分野で、23件、62.0百万円の助成を実施した。また、研修事業として「地球環境市民大学校」を全国で29講座開催した。
エ. 環境らしんばん 民間団体自らが実施する環境保全活動を支援するデータベース「環境らしんばん」を通じて、民間の助成金制度の募集情報の提供を行う。	平成16年度に、8団体の助成金制度の募集情報を掲載した。
3 その他の経済的措置等	近郊緑地特別保全地区土地買入実績
(2)民有地の買い入れ等 特別緑地保全地区等における民有地の買い入れ等 特別緑地保全地区等において、緑地を適切に保全するために必要な土地の買い入れについて国庫補助。	245ha(H17.3) 特別緑地保全地区土地買入実績 283ha(H17.3) 歴史的風土特別保存地区土地買入実績 620ha(H17.3)
(3)税制上の措置 生物多様性の保全に資する活動を行う者を支援するため、税制上の措置を行う。	鳥獣の保護管理の担い手の確保等を目的として、狩猟税制の一本化等を内容として税制改正を行い、平成16年度に狩猟税を創設。
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円) H16年度 H17年度
(1)	7. 今後の課題 都市公園の整備、緑地の保全等の地方公

ウ．都市公園事業費補助	84,339	78,771	団体の取組に対し、引き続き財政的支援を行うことが必要。 森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成を一層図るため、より広範な主体による森林づくり活動への参加策を構ることが必要。
エ．古都及び緑地保全事業費補助	6,419	5,774	
緑地環境整備総合支援事業費補助	5,000	5,215	
オ．国民参加の緑づくり活動推進事業	369	135	
青年森林協力隊活動推進事業	17	-	
学校林整備・活用推進事業	52	47	
森林づくり交付金の内数	0	4431	
(2)			
ア．独立行政法人環境保全再生機構基金勘定運営費交付金の一部	1,074 の内数	1,011 の内数	
エ．地球環境パートナーシッププラザ運営費の一部	118 の内数	110 の内数	

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課
 農林水産省林野庁森林保全課
 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
 環境省総合環境政策局環境教育推進室

(4) 国際的取組

我が国は「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(以下「カルタヘナ法」)を制定し、平成15年11月にカルタヘナ議定書を締結しました。平成16年2月、この議定書が我が国について発効し、カルタヘナ法も施行されました。我が国は生物多様性条約第7回締約国会議(COP7)に引き続き開催されたカルタヘナ議定書第1回締約国会議に締約国として参加しました。また、平成17年5月30日～6月3日に開催された第2回締約国会議にも参加しました。

ラムサール条約湿地検討会を開催し、平成17年11月開催予定の第9回締約国会議に向けて国内の登録すべき候補湿地について具体的検討を行い、第9回締約国会議期間中に新たに20箇所の湿地を条約湿地に登録できる見込みとなりました。

1．第4部における事項番号と施策名	3章4節1 生物多様性条約の下での取組 (1)締約国会議等での取組 (2) 条約実施のための取組 (3)バイオセイフティーに関するカルタヘナ議定書の効果的実施に向けた取組		
2．第3部第2章の各テーマとの関係	7		
3．本施策を展開する必要性とその目的 各種会合への参加を通じて、効果的な国際枠組作りを進めるなど、地球レベルでの生物多様性保全及び持続可能な利用の達成に貢献することが必要 議定書を効果的に実施するために必要な様々な措置の検討に積極的に参画するとともに、各国との協力や共通理解の促進に努めることが必要。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
(1)締約国会議等での取組 第10回補助機関会合等への参加		第10回補助機関会合において、島嶼生態系、奨励措置、海洋・沿岸、内陸水、農業の生物多様性、世界分類学イニシアティブなどが議論され、締約国会議への勧告等が行われた。	
(2) 条約実施のための取組 ア．カルタヘナ議定書の発効と締結 ・バイオセイフティに関するカルタヘナ議定書の効果的実施に向けた取組 ・カルタヘナ議定書の効果的実施のための様々な措置を検討・実施。		・平成15年9月11日にカルタヘナ議定書が発効。我が国は同11月21日に締結し、平成16年2月19日、我が国について発効。 ・カルタヘナ議定書の国内担保措置について関係省共同で検討をはじめ、第156回通常国会に法案を提出し、平成15年6月に公布され、平成16年2月に施行。	
(3)バイオセイフティーに関するカルタヘナ議定書の効果的実施に向けた取組 技術専門家会合への参加等		技術専門家会合への参加等を通じ、食料飼料加工用LMOの文書要件の検討等に貢献。	
6．予算・税制等項目		7．今後の課題	
	当初予算（百万円） H16年度	H17年度	
生物多様性条約締約国拠出金 カルタヘナ議定書締約国拠出金	194	180 47	重複の排除等による条約の効果的な実施及び予算の効率的執行とともに、効果的な国際枠組作りに貢献することが引き続き必要。

外務省大臣官房国際社会協力部地球環境課
環境省自然環境局野生生物課

1．第4部における事項番号と施策名		3章4節2 生物多様性関連諸条約との連携強化	
2．第3部第2章の各テーマとの関係		7	
3．本施策を展開する必要性とその目的			
国際的に「生物多様性条約」と関連する諸条約との連携を強化し、我が国の自然環境だけでなく、地球環境全体の保全に向けて取り組むことが必要。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
(1)ラムサール条約 国内条約湿地数の増加を促進する。アジア地域を中心に条約への加入、湿地の保全に協力。		ラムサール条約湿地検討会を開催し、平成17年11月開催予定の第9回締約国会議に向けて国内の登録すべき候補湿地について具体的検討を行い、第9回締約国会議期間中に新たに20箇所の湿地を条約湿地に登録できる見込み。アジア地域の代表として常設委員会に参加し、条約の運営に引き続き貢献。 また、アジア湿地目録の枠組作りを行った。東南アジア地域における湿地の保全及び管理に関するワークショップを開催。 さらにインド洋津波被害における湿地の被害状況を把握するために、事務局からの依頼で「環境上持続可能な沿岸の回復を支援するための国際NGOによる合同緊急影響評価活動」に任意拠出金のイヤマークを行った。	
(2)ワシントン条約 「種の保存法」に基づく、国内での譲渡し等の規制を実施するとともに、違法行為の防止、摘発に努める。		第13回締約国会議並びに第51回及び第52回常設委員会へ出席。MIKEプロジェクトに対する15万ドルの支援。 国際希少野生動植物種について種の保存法に基づき国内での取引規制を行った。また、これらの国内での譲渡規制が適切に行えるように種の保存法を一部改正し、個体等の登録事務を行う機関を環境大臣の指定制から登録制に改め、公正性や専門性を備えた機関が登録事務を行うこととした。	
(4)二国間渡り鳥条約・協定 二国間渡り鳥条約に基づき、二国間の渡り鳥等やその生息環境の保護のための施策を実施する。他のアジア地域の諸国と協力し、二国間の枠組の必要性について検討を進める。		アメリカ、ロシア、オーストラリア、中国及び韓国との間で二国間渡り鳥等保護条約等に基づく会議を実施し、渡り鳥の保護に関する情報交換を行った。また、条約等に基づく共同調査として、日中韓ズグロカモメ・日米ハマシギ共同調査、日中クロツラヘラサギ共同調査並びに日米アホウドリ人工衛星追跡共同事業を実施した。 平成16年3月に鳥インフルエンザの感染経路究明に資するために韓国の渡り鳥等の生息状況について調査を実施。	
(6)食糧及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約（仮称） 各条文の明確化、具体的運用、関係省庁等との調整、既存の国際条約との関係整理、諸外国との関係や国内実施に必要な措置等に照らし対応を検討。		平成16年3月31日に40ヶ国以上が締結したため、本条約は同6月29日に発効し、2005年4月30日現在65ヶ国及びECが締結している。現在、各条文の明確化、具体的運用、関係省庁等との調整、既存の国際条約との関係整理、諸外国との関係や国内実施に必要な措置等に照らし対応を検討中。	
6．予算・税制等項目		7．今後の課題	
		当初予算（百万円）	
		H16年度 H17年度	
(1)ラムサール条約締約国拠出金 アジア地域湿地保全推進事業（アジア地域における生物多様性保全推進費の一部）		57 65の内数	63 57の内数
		生物多様性関連諸条約に基づく取組と連携強化を一層促進することが必要。 また、ラムサール条約については、平成17年11月開催の第9回締約国会議の決	

(2)ワシントン条約締約国拠出金 ワシントン条約対策費	101 10	98 9	議を受けて、我が国のラムサール条約湿地の取扱についての検討を進めることが必要。
(4)アジア地域渡り鳥等国際共同 研究推進費	24	25	食糧及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約（仮称）については、各条文の明確化、具体的運用、関係省庁等との調整、既存の国際条約との関係整理、諸外国との関係や国内実施に必要な措置等に照らし、引き続き対応を検討する。
(6)食糧及び農業に用いられる植 物遺伝資源に関する国際条約（仮 称）			

外務省大臣官房国際社会協力部地球環境課
農林水産省農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課
環境省自然環境局野生生物課

1. 第4部における事項番号と施策名	3章4節3 国際的プログラムの推進
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5, 6, 7
3. 本施策を展開する必要性とその目的 生物多様性の保全と持続可能な利用を効果的に進めていくためには、二国間、多国間等の様々な形態の国際協力が必要である。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
(1)GBIFを通じての協力 科学技術振興機構を通して、GBIFに対して米国と並び活動資金の最大の拠出。関係省庁連絡会議を設けて各省連携により国内対応について検討するとともに、国内の専門家により構成されるGBIF技術専門委員会を設置し、科学技術的見地から調査及び審議を行う。	平成16年度はGBIF技術専門委員会を2回開催し、GBIF活動について調査及び審議を行った。また、GBIFの設置に関するMOU(覚書)で定められている、国内データベース拠点の設置と運用について、平成16年度より大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所に拠点を設け、国内の標本等のデータ提供に対応している。
(5)国際的プログラムの推進 地球規模海洋生態系変動研究計画(GLOBEC) 地球規模での気候変化等が多様性に富む海洋生態系に与える影響の解明と、それを予測するモデルを開発する。 土地利用・被覆変化研究計画(LUCC) 人間活動に起因する土地利用・被覆変化によって、物質循環や生態系の多様性が損なわれる過程の動態を解明することを目的とする。	大学、研究機関等で行われているGLOBECに関する研究を「日本GLOBEC」の成果としてホームページにリンクを張り公開している。平成16年11月に第2回日中韓GLOBECシンポジウム(中国・杭州)を開催した。 LUCC・Focus2オフィスを運営している東京大学を中心にケーススタディの積み重ねという段階から、定量的・実証なモデル開発の段階に到達してきた。その過程で、水利用、生物多様性などとのリンクも次第に明示的に取り込めるようになってきた。
(6)UNESCOを通じての取組 ECOTONE(沿岸域及び陸水域の生態移行帯の管理に関するセミナー)の開催 ASPACO(生物圏保存地域等の持続可能な利用のためのアジア・太平洋地域協力会議)の開催	平成4年以降「破壊された沿岸生態系の管理と修復」をテーマに沿岸生態系及びエコトンを主な対象とするセミナーを実施。 アジアと太平洋地域の沿岸生態系の保全とそのための人材育成を目指したプロジェクトで、平成13年から会合等を実施し、平成16年末に終了。
(8)OECDを通じての協力 今後とも、OECDを通じてのバイオテクノロジーと生物多様性の保全に関する取り組みを積極的に行う。	これまでに13作物種についての合意文書の作成に協力。
(10)アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保護 第 期戦略期間の履行を推進するため、渡り性水鳥の重要生息地ネットワークの拡充を図る。絶滅のおそれのある種について保全行動計画の策定を進める。	アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略を推進するため、国際事務局及び国内事務局の支援を行った。シギ・チドリ類重要生息地ネットワークへ球磨川河口、藤前干潟等が参加。
(11)国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の推進	平成16年度に中国、韓国、台湾、香港の研究者から、東アジア地域のサンゴ礁研究・モニタリングに関する情報を収集するとともに、東アジア及び東南アジア各国の研究者及び行政官を集め、ワークショップを開催した。 事務局を平成17年7月から2年間、パラオ共和国と共同で運営している。
(12)南極地域観測事業 海洋生産モニタリング 南極海域における環境変動を低次生産	南極・昭和基地への「しらせ」往復航路上において、表面海水から植物プランクトンを採取し、現存量の連続観測を行い、データベ

者群集の変化により把握する。		ースを作成している。	
海洋大型動物モニタリング 大型捕食者の個体数調査から海水変動 による個体群変動を把握する。		南極・昭和基地周辺のアデリーペンギンの 個体数変動データをまとめている。	
陸上生態系長期変動モニタリング 土壌微生物の変化から温暖化に対応し た植生変化の基礎データを取得する。		南極・昭和基地周辺の陸上植物のモニタリ ング観測に資するために、蘚苔類、淡水藻類、 地衣類の検索マニュアル(web版)を発行した。	
6 . 予算・税制等項目	当初予算(百万円)		7 . 今後の課題
	H16年度	H17年度	
(1)GBIFを通じた協力 拠出金(科学技術振興機 構の運営費交付金中の推 計額)	70万ドル	70万ドル	GBIFを通じた協力については、本活動が 多数の省庁、機関の業務に関わることをかん がみ、関係省庁連絡会での活動をさらに活 性化し、活動への参加を呼びかけていくこと が必要。また今後とも着実に自然史等博物館 及び大学等の研究所等における国内の標本等 データベースの構築を推進すると共に、GBIF との連携を図っていくことが必要。
国内資料のデータベー ス化等の検討のための調査 費(科学技術振興機構 の運営費交付金中の推 計額)	17	17	
ロード運営費(国立遺 伝学研究所)	55	80	アジア太平洋地域における渡り性水鳥の 保護については、アジア・太平洋地域渡 り性水鳥保全戦略の推進を図るため国際 的な協力関係の強化を図るとともに、重 要生息地ネットワークの拡充を図ることが 必要。
(5)地球圏・生物圏国際 協同研究計画(IGBP)拠 出金	17	17	
(10)第 期アジア太平洋 地域渡り性水鳥保全戦略 の推進(アジア地域にお ける生物多様性保全推進 費の一部)	65の内数	57の内数	地球圏・生物圏国際協同研究計画(IG BP)については、生態系変動の予測のた めの数値モデルに必要な野外実験による パラメータ値の推定と、長期モニタリ ングデータの取得、及びそれらの品質を向 上させて管理することが必要。土地利用 変化やその環境影響に関する多数の事例 データについてクリアリングハウスの構 築などにより長期的な土地利用変化を再 現するためのデータの収集や共有化を進 めることが必要。
(11)国際サンゴ礁イニシ アティブ(ICRI)の推進事 業	21	47	
(12)南極地域観測事業 海洋生産モニタリング	18	7	南極地域観測事業については、観測手 法は年々工夫が施されているが、長期観 測を通じた観測データの品質管理、観測 手法間での相互検定が必要。
海洋大型動物モニタリ ング	11	1	
陸上生態系長期変動モ ニタリング	3	2	また、毎年、観測者が同一ではなく、 特に現場調査、目視観測等をベースとす る領域ではデータの品質管理、保持が重 要な課題。

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課、研究開発局海洋地球課
環境省自然環境局自然環境計画課、野生生物課

1. 第4部における事項番号と施策名	3章4節4 開発途上国との協力
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	7
3. 本施策を展開する必要性とその目的	
開発途上国に対して、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する計画立案・策定・実施、人材育成、施設の整備等の様々な側面で積極的に支援するとともに、開発途上国と協力しつつ、生物多様性の保全と持続可能な利用の促進を図り、世界レベルの生物多様性の保全に寄与する。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
(1) ア. 環境意識向上に向けた支援 生物多様性の保全と持続可能な利用についての積極的な取組の促進に係る政策対話の努力の継続・強化と、環境教育プログラムの推進。	インド「ハリヤナ州森林資源管理・貧困削減事業」(円借款)で日本のNGOと提携し、現地の小学生を対象に植林活動等を通じた環境教育を実施。ブラジル「東部アマゾン森林保全・環境教育プロジェクト」(技術協力プロジェクト(以下、「技プロ」という。))などを実施。
イ. 戦略的な研究の促進と技術・ノウハウ等の移転	「マレーシア・ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム協力」(技プロ)、「生物多様性情報システム」(集団研修)などを実施。
ウ. 国際機関、他の先進国の援助機関等との連携・協調	地球環境ファシリティ(GEF)に積極的に参加、貢献。財源補充交渉でも積極的なイニシアティブを発揮。GEF3(平成14年7月～18年6月)に対する拠出額は488億円で米国に次ぐ2位。
エ. 民間団体等の活動の支援 独立行政法人環境再生保全機構の地球環境基金等による開発途上国における民間団体等による取組の支援。	・平成16年度、地球環境基金において開発途上地域における自然保護・保全・復元の分野で、17件、64.9百万円の助成を実施した。 ・平成16年度の日本NGO支援無償資金協力実績(生物多様性関連)は、1事業、約466万円。
オ. 国内基盤の整備(国内専門家の活用・育成、情報・技術・経験の収集・整理等)	中国四川省を対象とした円借款の調査ミッションに広島県の植林専門家をアドバイザーとして同行させるなど、国内専門家を活用。
カ. 援助の実施に際しての生物多様性への配慮 各機関における環境配慮に関するガイドラインの的確な運用と、環境配慮実施のための基盤の強化。	・国際協力銀行(JBIC)において、平成15年10月より新環境ガイドライン(環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン)及び異議申立手続要綱(環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱)を施行。 ・国際協力機構(JICA)において、平成16年3月にJICA環境社会配慮ガイドラインの改定作業を終了。同年4月より同ガイドラインを施行。
(2) ア. 自然環境の保全 自然環境データ整備、渡り鳥・湿地保全、希少種保護、国立公園の各項目に重点を置いた協力の推進。	インド「カルナタカ州持続的森林資源管理・生物多様性保全計画」(円借款)、インドネシア「グヌンハリムンサラク国立公園管理計画」、「マレーシア・ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム協力」(以上、技プロ)、「湿地における生態系・生物多様性とその修復・再生及び賢明な利用」、「自然公園の管理・運営と利用(エコツアー)」(以上、集団研修)、イラン「アンザリ湿原生態系保全総合管理計画調査」(開発調査)などを実施。
イ. サンゴ礁の保護 貴重なサンゴ礁の環境・生態系の保護・自然資源の持続的な利用と、サンゴ礁及び関連する生態系についての研究、保全及び普及啓発。	フィリピン「北部パラワン持続可能型環境保全事業」(円借款)、「パラオ国際サンゴ礁センター強化プロジェクト」(技プロ)、「サンゴ礁生態系の保管理」(集団研修)などを実施。
ウ. 熱帯生物資源の保護及び利用 開発途上国における熱帯生態系に関する生物多様性の保全及び持続可能な利用のための能力構築への協力。	ブラジル「セラード生態コリドー保全計画」(技プロ)、「熱帯・亜熱帯地域におけるエコツーリズム人材育成研修」、「熱帯海洋生物多様性の保全と持続的利用技術」(以上、集団研修)などを実施。
エ. 農業分野における国際協力	「GIS(地理情報システム)による天然資源・農業生産

途上国の農業及び食糧増産に寄与できる遺伝資源の保全問題の解決及び持続可能な利用の促進に関する協力の推進。	物の管理」(集団研修)、タイ「北タイにおける自然資源の保管理と持続可能な農業・農村開発のための計画策定調査」(開発調査)などを実施。	
オ．林業分野における国際協力 環境保全のための森林の保全・造成に関する技術協力、資金協力の推進。	・平成16年度の植林事業は、水資源・環境無償では4事業、約11億円。平成16年度の新規植林事業は、円借款では4事業、約333億円。 ・ブラジル「東北部半乾燥地における荒廃地域の再植生技術開発計画」(技プロ)、オマーン「マングローブ林再生・保全・管理計画調査」(開発調査)「持続可能な森林経営の実践活動促進」、「共生による森林保全」、「マングローブ生態系の持続可能な管理と保全」(以上、集団研修)などを実施。 ・ITT0(国際熱帯木材機関)を通じた我が国の支援として、プロジェクト実施のために総額約9億円の拠出を表明。	
カ．漁業分野における国際協力 開発途上地域における水産業の振興と魚類生態系の保全に関する技術協力 その他国際協力の推進。	・コスタリカ「ニコヤ湾持続的漁業管理計画」、メキシコ「ユカタン半島湿地保全計画プロジェクト」(技プロ)「熱帯海洋生物多様性の保全と持続的利用技術」(集団研修)「魚類防疫・環境管理」(集団研修)、セネガル「漁業資源評価・管理計画調査」(開発調査)などを実施。 ・東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)を通じた協力として東南アジア地域における「水産資源の持続的利用のための資源管理の推進」、「ウミガメ等国際的に問題となっている種の増養殖の推進」、「環境に配慮した持続的な技術の確立」などの活動を実施。	
キ．遺伝子組換え生物の利用等の安全性の確保	FAOを通じた協力として、バイオテクノロジー関連体制整備事業「遺伝子組換え農作物の環境影響評価体制の確立(期間：平成14年5月～平成17年12月、拠出額：1,120,819米ドル、対象：アジア地域)」を実施。	
6．予算・税制等項目	当初予算(百万円) H16年度 H17年度	7．今後の課題
(1)工． 地球環境基金	1,074 の内数	今後も引き続き開発途上国への協力を推進することが必要。
NGO事業補助金予算	180	
日本NGO支援無償資金協力予算	2,700	
(2)オ．水資源・環境無償	23,000	

外務省経済協力局開発計画課
外務省大臣官房国際社会協力部地球環境課
農林水産省農林水産技術会議事務局技術安全課、水産庁国際課
環境省総合環境政策局環境教育推進室